

第八十四回国会 公害対策並びに環境保全特別委員会 議院 公害対策並びに環境保全特別委員会 議院 第十二号

昭和五十三年四月二十五日(火曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 久保 等君

理事 相沢 英之君 理事 池田 行彦君

理事 登坂重次郎君 理事 林 義郎君

理事 島本 虎三君 理事 水田 稔君

理事 古寺 宏君 理事 戸沢 政方君

高村 坂彦君 西田 司君

友納 武人君 橋本龍太郎君

萩原 幸雄君 藤本 孝雄君

福島 謙二君 岡田 春夫君

池端 清一君 坂口 力君

馬場 昇君 工藤 晃君

東中 光雄君 山田 久就君

出席國務大臣

國務大臣 (環境庁長官)

山田 久就君

出席政府委員

環境庁長官官房 金子 太郎君

環境庁長官官房 石渡 鷹雄君

審議官 信澤 清君

環境庁企画調整 山本 宜正君

局長 出原 孝夫君

環境庁自然保護 二瓶 博君

局長 恩田 幸雄君

水産庁次長 松村 克之君

通商産業大臣官 左近友三郎君

房審議官 服部 典徳君

通商産業省立地 資源エネルギー

公害局長 庁公益事業部長

委員外の出席者

経済企画庁総合 高木 宏明君

計画局電源開発 官 林 亨君

環境庁水質保全 局水質管理課長 岡部 祥治君

厚生省環境衛生 局乳肉衛生課長 渡邊 信作君

林野庁林政部管 理課長 榎山 博昭君

通商産業省立地 公害局鉱山課長 福原 元一君

資源エネルギー 庁長官官房鉱業 課長 木内 貞夫君

庁公益事業部火 力課長 原 敏治君

労働省労働基準 局補償課長 堀 和夫君

建設省河川局開 発課長 矢野義郎君

消防庁技術監理 官 綿貫 敏行君

特別委員会調査 室長 補欠選任

委員の異動

四月二十五日 補欠選任

辞任 岩垂壽喜男君

同日 土井たか子君

池端 清一君

岡田 春夫君

補欠選任 岩垂壽喜男君

同日 土井たか子君

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

四月二十一日

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止

法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

は本委員会に付託された。

本日国会に付した案件

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止

法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

公害対策並びに環境保全に関する件

○久保委員長 これより会議を開きます。

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

法律案及び瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質

汚濁防止法の一部を改正する法律案の両案を議題

とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。山

田環境庁長官。

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

法律案

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止

法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○山田國務大臣 ただいま議題となりました鳥獸

保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案

及び瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防

止法の一部を改正する法律案について、その提案

理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改

正する法律案について、その提案の理由及び内容

の概要を御説明申し上げます。

わが国の鳥獸行政の基本法たる鳥獸保護及狩猟

ニ関スル法律は、大正七年に狩猟法が制定されて

以来、すでに六十一年の歳月を経過しておりますが、

その間、本法が鳥獸保護及び狩猟の適正化に果た

してきた役割りは、少なからざるものがあります。

しかしながら、国土の開発等に伴い、鳥獸の生

息環境及び狩猟の実態が大きく変貌してまいって

おりまして、これらに対応した制度の改善が各方

面から強く要請されているのであります。

このような情勢にかんがみ、政府におきまして

も、制度の改善につき自然環境保全審議会に諮っ

て慎重に検討してまいりましたが、その結果、鳥

獸保護の充実、狩猟者資質の向上及び秩序ある狩

猟の確保を主眼とした制度の改正を行うこととし、

この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の主な内容について御説明申し上げ

ます。

まず第一は、鳥獸保護の充実であります。

その一は、特別保護地区における制限行為の拡

大であります。近年、絶滅のおそれのある鳥獸

等の生息地に撮影等のために立ち入りが行われ、

ために鳥獸の繁殖に支障を来す例も見られるので

あります。このような行為を許可の対象とし、

規制を強化することとしております。

その二は、鳥獸の輸入規制の強化であります。

特定の鳥獸の輸入に当たって、相手国に輸出証明

の制度がある場合には輸出証明書添付させること

としております。

第二は、狩猟免許制度の改善であります。

最近における狩猟事故の発生状況等にかんが

み、狩猟免許は、住所を管轄する都道府県知事

が狩猟に関する適性、技能及び知識について行う

狩猟免許試験に合格した者に対して与えることと

するとともに、その効力は全国に及ぶものとし、

第二類第五号

公害対策並びに環境保全特別委員会議録第十二号

昭和五十三年四月二十五日

三三〇

三年ごとに更新することとしたしております。

第三は、登録制度の新設であります。
最近における鳥獣の生息状況等にかんがみ、狩猟と鳥獣保護との調整を図るという観点から、狩猟者の登録制度を新設することとしたしております。

登録制度の内容としては、まず、狩猟を行おうとする者は、狩猟を行おうとする場所を管轄する都道府県知事に申請して所要の事項の登録を受けなければならぬこととしております。この登録に当たっては、都道府県知事は、申請者が狩猟による危害の防止または損害の賠償についての要件に該当しない場合等には、登録を行わないこととするともに、都道府県の区域内における鳥獣の生息状況等を勘案して、登録を行う者の数について制限を設けることができることとしたしております。

なお、登録は、登録を受けた狩猟免許の種別及び狩猟を行う場所についてのみその効力を有することとし、その有効期間は、原則として十月十五日から翌年四月十五日までとしたしております。

第四は、銃猟制限区域の新設であります。

近年、狩猟解禁直後等における特定の地域での集中銃猟による危険が増大していることにかんがみ、都道府県知事は、期間を定めて銃猟制限区域を設けることができるものとし、当該区域内においては、その承認を得なければ、銃猟を行うことができないこととしたしております。

第五は、猟区制度の充実であります。

秩序ある狩猟の確保という観点から、国及び地方公共団体以外の者も、環境庁長官の認可を受けて猟区を設定することができるものとするともに、放鳥獣された狩猟鳥獣のみを捕獲の目的とする猟区を設定することができる旨規定することとしたしております。

なお、以上のほか、麻酔銃等を用いる捕獲手段の制限につき特例を設ける等所要の改善整備を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要

であります。

次に、瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

瀬戸内海の環境保全につきましては、その美しい景勝地、貴重な漁業資源の宝庫としての特殊性にかんがみ、昭和四十八年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が議員提案により全会一致で制定され、同法に基づいて産業排水に係る化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量を四十七年当時の二分の一程度に減少させる措置、特定施設の設置等の許可制、埋め立て免許等に際しての瀬戸内海の特種性への配慮等の特別の措置が講じられてきたところであります。

さらに、同法により政府が策定すべきものとされてきた瀬戸内海の環境保全に関する基本計画は今般閣議決定を見、今後この基本計画に沿って、各般におたる環境保全施策を実施に移してまいり所存であります。同法は本年十一月に期限が到来することとなり、これを引き継ぐ立法措置を講ずることが強く要請されてきているところであります。

他方、全国の公共用水域の水質の状況は、総体的には改善の傾向にあるものの、瀬戸内海を初めとして伊勢湾、東京湾等の広域の閉鎖性水域においては、水質環境基準の達成はなお困難な状況にあり、一層の水質保全対策を講ずることが緊要の課題となっております。

このような情勢にかんがみ、政府といたしましては、瀬戸内海の環境保全対策の一層の推進を図る観点から、新たに富栄養化による被害発生防止、自然海岸の保全等の措置を盛り込むとともに、瀬戸内海を初めとする広域の閉鎖性水域についての新たな水質保全対策として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減するいわゆる総量規制制度を設けることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の主な内容について御説明申し上げます。

まず第一に、瀬戸内海環境保全臨時措置法の改正であります。

現在同法に規定されている事項で今後とも必要と認められる施策はこれを引き続き講ずるとともに、新たな観点に立った施策を追加し、また、失効規定を削除して法律の題名を瀬戸内海環境保全特別措置法とすることとしたしております。

新たな施策の一は、府県計画の策定でありまして、関係府県は、基本計画に基づいて府県計画を定めるものとし、国及び地方公共団体は、基本計画及び府県計画の達成の推進に努めることとしたしております。

その二は、富栄養化による被害発生防止でありまして、農その他の政令で定める物質につき、関係府県知事は、環境庁長官の指示により定める指定物質削減指導方針に従って、指定物質を排出する者に対し必要な指導等を行うことができることとしたしております。

その三は、自然海岸の保全でありまして、関係府県は条例で定めるところにより、海水浴等に利用されている自然の海岸地等を自然海岸保全地区として指定し、地区内で行われる工作物の新築等の行為を届け出させ、これに対し必要な指導等を行うことができることとしたしております。

その四は、海難等による油の排出の防止、赤潮の発生機構の解明等でありまして、政府は、このため必要な措置を講ずるよう努めるものとしたしております。

第二に、水質の総量規制を制度化するための水質汚濁防止法の改正であります。

まず、内閣総理大臣は、水質環境基準の確保が困難な広域の閉鎖性水域の水質汚濁に係るある地域として政令で定める地域について、政令で定める水質汚濁項目に係る汚濁負荷量の総量の削減に関する基本方針を定めるものとしており、特に瀬戸内海については、改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法において総量規制を導入することを明らかにし、法律上基本方針を定めるべきものとしたしております。

次に、都道府県知事は、基本方針に基づいて総量削減計画を定めるとともに、総量削減計画に基づき、指定地域内の一定規模以上の工場または事業場が遵守すべき総量規制基準を定めなければならないこととしたしております。

また、総量規制基準を遵守すべき工場または事業場以外の者に対しても、都道府県知事は、総量削減計画の達成のために必要な指導等を行うことができることとしたしております。

このほか、この制度の実効性を担保するため、計画変更命令、改善命令、汚濁負荷量の測定記録義務等の規定を設けることとしたしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたしております。

以上が、両法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○久保委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

○久保委員長 公害対策並びに環境保全に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島本虎三君。

○島本委員 ただいま二法について提案理由の説明があったわけであります。いまその提案理由を聞いて、また想を新たにしたい次第でございますが、それは後日に譲ることにいたしまして、きょうは一般質問として火力発電所関係、この環境と公害の問題にしばってお尋ねしたいと、こう思っている次第であります。

まず、長官、今度の場合は、いわば十五カ月予算だ、そして、公共事業重点の景気波及効果を上げるための牽引車になる予算だ、こういうふうにならるものであります。当然、これは環境影

響評価は完全にやる必要がある、こういうように考えているのでありますが、いわばこの十五カ月予算と言われ、三十四兆円を超えるこれらの予算を前にして、大臣の環境影響評価に対する所感、考えを承っておきたいのであります。

○山田国務大臣 開発事業に伴いまして、当然それが及ぼす諸般の環境上に対する影響、これを十分に評価を行って、そうして計画をい実施にかかると、その必要ということについてはもうすでにかなり認識も透徹してまいっている点でもあろうかと思ひますけれども、経験から見ましても、そういう点について十分、私は、慎重に対処されることが必要であるということに改めて強調したいと考えてございまして、その点についてわれわれに課せられた責任、役割り、これについては、遺憾なくひとつ果たしてまいりたい、こう考えている次第でございいます。

○島本委員 十分慎重に対処し、責任、役割りを果たしたい、まあこれはよろしゅうございいます。そのつもりでやってもいいのであります。

いまだ、こういう公共事業に対して適確に環境影響評価をしておりますか。各部署の局長から伺います。

○信濃政府委員 ただいまお尋ねがございました。いわゆる公共事業につきましては、四十七年の閣議了解がございまして、先生御案内のとおりでございいます。したがって、各省庁におきまして、この閣議了解の線に沿ったいわゆる事前に環境影響評価をやるという措置をとっていただいております。承知をいたしておるわけでございいます。

○島本委員 もう一回。そうすると、各省庁が勝手にやっているもので、環境庁は関与しない、こういうことですか。

○信濃政府委員 制度上そのようなたてまえになっております。つまり環境庁が法律的に関与するということたてまえをとっているわけではございません。

○島本委員 その他の局長は。
○二瓶政府委員 ただいま企画調整局長が答弁し

たとおりでございいます。

○出原政府委員 概要は企画調整局長が答えしたとおりでございいます。当該地区が自然公園法に基づく規制が必要である場合には、自然公園法に基づく協議を受けて審議をするということになります。

○島本委員 答えたくない人は答えなくてもいいのでありますが、それでは大臣に伺います。
いま信濃局長が言ったように、これは各省庁に任せきりで、環境庁は各種公共事業に係る環境保全対策については全然関与しない、こういうことですか。

○山田国務大臣 公共事業については先ほど信濃局長から御答弁したように、これは閣議決定に基づいて、それに従って環境影響評価が行われるようなことで、これについてわれわれとしても十分の責任を持って対処しているわけであります。その他の面については、法律上の根拠はございませけれども、これは、われわれの任務に従ってわれわれの知り得た情報その他についてはわれわれの所見を先方に述べ、伝え、そして環境が維持されるようにというこの努力を続けてまいっている。私は了解いたしております。

○島本委員 環境庁設置法があって、公害や環境破壊の問題については進んで意見を述べ、また各省庁に意見を求めたりまた意見を述べたり、そして総理大臣にそのことを具申したり、直接、設置法によって大臣は権限が付与されているのです。各省庁に勝手にやらせたままだというのは何たることですか。その考えは、大臣、とんでもないことですよ。必要ある場合やらないとだめなんです。したがって、開発事業がやられた場合には全部目を通して、これが環境にどれほどの影響があるか、公害にどういふふうな関係を持つかというふうなことに對してはきちつとやって、進んで意見も求めなければならぬのです。任せきりとは何事ですか。大臣からこの点はきちつとやっておいた方がいいと思うのです。これはそういう趣旨ではないですよ。

○山田国務大臣 われわれが設置法で課せられた責任で得た情報その他についてわれわれの責任を果たすということをやっている、この点は過去ににおいてもやっておりまして、当然そういうものとおわれわれは了解しておりますし、また、事実われわれの局もそういうことでやっていると私は了解しております。

○島本委員 今回の場合はこういうような大型予算で、公共投資によって、公共事業によって景気の波及的効果を上昇するということになれば環境より事業の方が先行する、こういうようなことがあつては困るから、その点は十分配慮してやらなければならぬ、この趣旨です。これを考えて、ほかの方の官庁でそれぞれやっているのだからやりつつ放した、こういう考えが環境庁にあるということとは遺憾です。

それと同時に、環境影響についてもきちつとした態度でいかなければならないと思ひます。その場合には、環境アセスメントの場合でも、環境保全優先の原則、それから住民参加の原則とデータ公開の原則、この三つの要件は崩してはならないし、この原則の上に立つて今後の環境影響評価は考えるべきだと思ひますが、大臣、この点は間違ひありませんか。

○山田国務大臣 いま御指摘になられた点は、基本的な環境影響評価における要件の点であると考へております。したがって、関係方面とは無論連絡をする必要はあるでしょうけれども、基本的な点、御指摘のとおりだと思ひます。

○島本委員 したがって、未然防止、これがたてまえになるのです。これがいつでもたてまえになつて、これを崩してはならないのだ、後追いでないのだ、この点だけはきちつとやっておいてもらいたいと思ひます。

そうして、もしこの原則が崩れて、公害の後追ひになるような要素があるとすると、たとえて言ううと、胎児の間に、五体満足な体の子供になつて生まれることが予測されないことと同じです。もうわかつてしまった、そういうふうな不具な子供

を持ちたくないのは親の共通した気持ちですから、その辺は徹底してがんばってもらいたいと思ひます。この点は、大臣にきつく要請しておきたいと思ひますのであります。よろしゅうございいますか。

○山田国務大臣 われわれ、そのような心構えで対処しようと考えております。

○島本委員 伊達火力の問題で、私は、電調審の問題についてちよつとお伺ひしておきたいのであります。

これは一月十六日でございしましたが、日にちは間違つたかもしれません。伊達の二号機が今度、五十二年十二月五日の申請に対して五十二年一月十二日に許可がおりております。そしてこれは八条許可です。設計図というふうなもの許可、すなわち四十一條の工事計画の認可は、五十三年の一月十二日に申請して同じ一月の二十日の認可になつております。これは早いように思ひますが、こういうふうな例がほかにあるのでしょうか。

○服部政府委員 伊達二号の許可関係でございしますが、先生御指摘のように、ことしの一月十二日に八条許可、一月の二十日に四十一條の認可が行われたわけでございしますが、その間八日間というところで、かなり早いのではないかと御指摘でございしますが、どちらかと申せば早い方ではございしますが、前例等を調べましても、大体一週間というケースもございいます。そういった関係から、異常に早いというふうには私どもとしても考えていないわけでございいます。二号機につきましては、一号機と基本的にはほぼ同様の発電機を設置するというところでございしますので、一号機の経験というのも二号機の場合には生かせるという事情もございまして、八日間の工事計画の認可の審査期間で済んだ、こういうことでございいます。

○島本委員 この約一週間程度でこれは十分の審査ができたのですか。そういう確信がありますか。

○服部政府委員 私どもといたしましては、電気事業法四十一條第三項の基準に照らして厳正に審査ができた、かように考えております。

○島本委員 そうしたならば二号機の環境調査、

こういうようなものはどうなつてございますか。
○服部政府委員 伊達一、二号につきまして、電調審上程に際しまして、四十七年の十月に環境保全につきまわりの審査を行ったわけでございまして、二号機につきまわりの審査はそれから五年有余経過をいたしております。その間の環境上の変化というのもございますので、その辺、その後の必要な測定データ等もとしまして、補足的な審査を行つて認可の運びになつた、こういうことでございます。

○島本委員 この二号機の設置について、環境庁は協議を受けましたか。

○信澤政府委員 電気事業につきましては、御承知のように、電調審にかかる段階で私も意見を申し上げているわけでございます。その段階で、電力会社で作成した調査等に基づき、資源エネルギー庁で取りまとめになつた資料、それから私も自身が都道府県に照会して得た資料、こういうものに基づきまして、設置についての環境保全上の問題点をわれわれなりに審議し、それについて電調審の席上意見を述べ、こういうことをしてまいつておるわけでございます。ただし、その後いまだお話しのような八条許可等の場合には、制度的に環境庁が意見を言うというたてまえに現在はないのであります。

○島本委員 あなたはおかしいと自分で思いませんか。環境影響あるかなし、こういうようなことを進んでやらなければならぬのです。あなたは、何でも話して自分の責任を回避しようとする影響あるかないか自分で見なければならぬではないでしょうか。その態度、少し気をつけた方がいいのじゃないやないですか。笑い事じゃない、これは。その後の測定データ、それによつて五年以上たつたのであるから細かくまたやつていこうというのです。それを知っていますか。

○信澤政府委員 この二号機の問題についての話は、いわゆる陳情の形で私も先般伺つたわけでございます。したがつて、私どもの考えと

しては、やはり相当の年月を経ているわけでございますから、私も、四十七年電調審におかけになつたときのデータだけでは十分である、さうなことは陳情にお見えになつた方にも申しているわけでございます。さうな意味で、資源エネルギー庁の方でその後どういう調査をおやりになつたのかというところをお尋ねし、また、その資料についても御提供を受けているということでございまして。

○島本委員 それで環境庁としてはよろしいという判断をしたのですか。

○信澤政府委員 私は、別に逃げを打っているわけじゃありませんけれども、従来さういうたてまえでできたわけでありまして、そこで資料の提供を受けた結果その資料について判断した結果、その資料に関する限りはそれなりのことをやっている、こういう判断をいたしているわけでござい

○島本委員 五年という相当これは時期がたつてゐるわけでありまして、まして、これは三十五万キロのですから、合算してこれが七十万キロになる。また、それに対しての影響も相乗作用、複合、こういうような点からも当然考えなければならぬわけでありまして、一つ一つ単独、こういうようなデータでは予測しがたい点もあるわけでありまして。その点等についても十分これは考えられておるのじゃないかと思ひますが、この点どうですか。

○服部政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、電調審は四十七年の十月でございまして、そのときに一号と二号両方設置するというところで上程をいたしまして、その際の環境審査も、一号、二号合せて七十万キロワットということで審査を行つたわけでございます。

○島本委員 そうすると、五年以上にもなる。さういうふうになりますと、これは社会的条件も変わつてきている。同時に自然的条件の変化もあらわれている。こういうような点については十分考えなければならぬし、それに対処しなければなら

ない。当然だと思ふのであります。したがつて、私は、この社会的条件の変化、自然的条件の変化、これを伺いたい、さう思ふのであります。その前に、昭和五十一年の十月に伊達火力パイプラインに関する統一見解というものが、環境庁、経済企画庁、通産省の三省庁集まつて出されておるのがあります。伊達火力パイプラインに関する統一見解、この内容のとおり現在まで実施されておりますか。

○服部政府委員 私どももいたしましては、統一見解の線に沿つて行政を行つておるといふふうに考えております。

○島本委員 その2の「伊達発電所パイプラインに関する環境問題については、電気事業法第四十一条の規定に基づく工事計画の認可の際、学識経験者の意見を十分に聴き、厳正に審査を行う」とともに、地元の要望事項については可能な限り北海道電力から調査資料を提出させ十分検討することとしている。」「さういふことになつてゐるわけですが、この点、十分検討しておりますか。

○服部政府委員 パイプラインの工事計画の認可の際に、私も十分環境問題について十分審査を行つた、かように考えております。

○島本委員 環境庁は「意見を述べることとしてゐる。」「さういふことになつておりますが、この点はよろしうございませうか。

○信澤政府委員 お話しのように、パイプラインの問題については統一見解があるわけでございまして、その統一見解に基づいて、通産省から伊達発電所のパイプライン環境審査報告書というものの御送付をいただいております。これに対して内容審査をいたしまして、私も十分検討して、おおむね四点について意見を述べているわけでござい

○島本委員 この地元の意見を、十分資料を提出させて可能な限りこれらは検討するようにということになつておるのですが、聞くところによると、また機動隊が出たり、またそれによつて人が

出たり、大分トラブルがあるようでありますが、これは一体どういふことなんでしょうか。十分検討してやつた結果あつたやうなことになるののですか、少しおかしいじやありませんか。知つていますか。

○服部政府委員 パイプラインの工事の一部につきまして御指摘のやうなトラブルがあつたことを、私も報告を受けております。

私もさういふことは、パイプラインは常々地元の理解と協力を得るやうに十分PRをするやうにとつて指導をしております。さういふことで、今後とも電力会社を指導いたしまして、十分話し合いの場を設けてさらに理解を求めていくという努力をさせたい、かように考えております。

○島本委員 この統一見解は、パイプライン敷設について以前から逮捕者を出したり漁民との間のトラブルが絶えなかつた、その際に、環境庁としても経済企画庁としても通産省としても、それぞれの立場で意見が違つておつたのでこれが統一されたわけですか。したがつて、三省庁ともこのとおりやつておつて、そして意思を十分通じ合つておる場合にはさういふやうな不祥事が起きないはずなんではないですか。そしてまた、それをやらせないための統一見解でもあつたわけでありまして。しかし、それが現在、私もさういふやうなトラブルが起つてゐる。機動隊まで出ている。そして人が入まで出ている。さういふやうなことでございまして、統一見解が見解だけであつて何も機能していない、さういふことになるじやありませんか。これは私としてはどうも、さういふやうなことは、五十五年三月二日にこの問題が提起されて、その間、十月までかかつたのですから、相当長年わたつて三省庁ともに審議してでさういふことは、さういふやうなことが、また振り出しに戻つてゐる。これは何かパイプが詰まつていませんか。パイプラインのパイプが詰まつてはこれ

はどうにもならぬですよ。これはやはり企画庁で
すか通産省ですか、十分この点等注意すべき問題
にやありませんか。何か手抜きがあるのじやあり
ませんか。この報告は十分受けているのですか。

○服部政府委員 私どもとしては、現地からトラ
ブルの状況につきまして報告を受けておりまし
て、先ほど申しましたように、非常に残念なこと
だと考えております。ただ、本件につきましては、
北海道電力から事情を聞きますと、かなり何回か
地元で説明のためのアプローチをした。その努力
は払っているようでございますが、なかなか話し
合いの場が持てなかつたという状況のように聞い
ております。今後とも理解が得られるような努力
を北海道電力にさせたい、かように考えます。

○島本委員 この統一見解ができた以上、こうい
うようなことがあつてはだめなんです。それが努
力した点もあつた、そういうようにも聞こえます
けれども、私としてはまことに遺憾である、この
ことだけははっきり申し添えさせてもらいます。

それと同時に、二号機に關しても環境、安全問
題、これらについては電源開発基本計画決定後で
も関連法規に基づく許認可の段階で審査を受け
る、これも統一見解になっているわけです。二号
機が出た、許可された、そしてそれを実施の段階
でも審査を受ける、こういうようなことになって
いるはずなんです。これらについては十分機能
しておりますか。

○服部政府委員 御指摘の点は、統一見解により
ます「パイプラインを含めて個々の工作物の設置
に伴う環境、安全問題等については、電源開発基
本計画決定後に、関連法規に基づく許認可の段階
で審査を受けることとなっている。」この点の御
指摘かと思いますが、私どもはパイプラインある
いは二号機の設置の許認可の段階で安全問題、環
境問題については十分審査を行ったということで
ございます。

○島本委員 すなわち、こういうふうに統一見解
ができた。そして初めに環境影響もきちっと調査
する、そして住民との話し合い、必要なのはやは

り住民参加と公開の原則、それから環境保全優先
の原則、これが三つ備わつて行われる場合には
トラブルはないはずなんです。資料を隠したりあ
るいは住民の目をつぶさせたり、あるいは環境優
先の原則を忘れて、ただ工事すればいい、こうい
うことで強行したり、どこか一つ欠けても、これ
は問題が起るはずなんです。今度の場合はボタ
ンとどこか二つぐらゐ違つてかけ始めた、これは
こういうところからできているトラブルなんです
す。未然防止どころか後追いで、まことにこれは
困つた問題だと思ひます。具体的な例については
後ほどこの問題に対する質問もあると思ひます。

私の場合は、特に総体の問題についてだけ何つ
ておくわけでありすが、現在までのものではこれ
はいかがでしょうか。赤潮が発生している、こう
いうようなことが言われておるのであります。そ
れと同時に、ホタテ貝の斃死、こういうような問
題があることも聞いているのであります。またう
るみ現象が起きている、また起きるんじゃないか
という危惧がある、こういうようなことが言われ
ております。自然的条件の中でもきちつとした環
境影響評価をやつて工事に着手した場合は、こう
いうような危惧はなくなるのじやないかと思ひま
すが、いま言つたこの三つの点について十分調査
してありますか。

○服部政府委員 御指摘のございました第一点の
赤潮の關係でございすが、私ども、赤潮につき
ましては専門的でございますので、専門家の意
見をいろいろと聴取したわけでございすが、赤
潮につきましては、その発生に当たつて栄養塩が
十分あること、それから水が停滞状態にあること、
日射量が十分あることというような諸条件が複雑
に絡み合つて赤潮が発生するというふうに考えら
れているわけでございすが、まだ発生メカニ
ズムについて確たる知見はないように伺つておる
わけでございすが、

ただ、伊達発電所からの温排水と赤潮の発生
の關係でございすが、温排水それ自体は栄
養塩を補給するような性格のものではございませ

んし、また温排水そのものは流動している。それ
から、発電所の前面は閉鎖的な海域ではないとい
つたような点を勘案いたしますと、温排水によ
つて赤潮の発生を促進すると申しますか助長す
るといつたようなおそれはないものというふう
に私どもは判断をしたわけでございすが、

赤潮の発生、過去につきましては、噴火湾にお
いて五十年に七件あるいは五十二年、五十二年に
それぞれ一件と、それぞれの日数は若干違いがご
ざいますけれども、そういった件数で赤潮が発生
いたしておるわけでございすが、いずれも発電
所からは約五キロ内外離れた有珠湾の湾内という
ことでございしますので、温排水の影響が直に出る
という性格のものではないというふうに理解をい
たしておるわけでございすが、

それから、第二点の御指摘のございましたホタ
テに対する影響でございすが、二号機の許認可
に際しまして、ホタテ貝の養殖についての影響の
度合いを環境審査顧問の意見を聞いて検討を行つ
たわけでございすが、その結果といたしまして、
ホタテ貝の浮遊幼生は海域全面に広く分布をして
いるということございまして、取水口から取り
入れられる幼生はそれほど多くはないと考えられ
ますし、また水面下数メートルの垂下養殖という
のが中心になつておるわけでございすが、それ
も、温排水は海面上に主として流れるというよう
なことから、ホタテガイの養殖についても発電所
の温排水が大きな影響を与えるという性格のも
のではないというふうに私どもとしては理解をい
たしたわけでございすが、

なお、第三点の御指摘のございましたうるみ現
象につきましては、私どもは審査を行ったという
データを持つておりません。

○島本委員 これはいろいろな意味で自然的条件
が変化している、すなわち五年前に全然考慮にな
かつたはずのもの、いまこれから考慮しなければ
ならない状態に達している。当時ホタテガイ
の斃死、こういうようなものはあり得なかつたし、
なかつた。しかし、いま起こっている。赤潮、こ

の発生メカニズム、こういうようなものはまだ
十分解明されておらないし、それにもかかわら
ず、あの閉鎖的な水域でもない、おつしやるとお
り、北海道の湘南とも言われ、気候のいいところ、
そして、この辺では保健上北海道じゅうの一番い
い場所だ、こういう場所でありまして、海面等
におきましてはこれはまさに澄んで、これ以上い
いところはない、こういうような場所であつたの
であります。それが、五年前には考慮されなかつ
たが、いま起こつておる。ホタテの斃死、うるみ現
象、こういうようなものは心配されているのであ
りますが、もう一回こういうような点は調査しな
ければならない時点だと思ひます。

それと同時に、漁業に対する影響は当然出てい
るのでありませんか。そういうような点等からし
て、この自然条件の変化は、五年前と比べて起つ
てくるから、もう一回この点は考える必要がある
のじやないか、こう思つておるわけであります。
四十七年にパスした、こういうようなことになつ
ておりますけれども、もっとも条件が変わつて
いるじやありませんか。同時に、社会的変化、
こういうようなものについても考えてみる必要が
あるのじやありませんか。五年前といふと、エネ
ルギー庁の方では書式、こういうようなものは前
と一緒ですか。それとも、何か加わつて厳重な審
査、こういうふうになんか変わつてきておりま
すか。五年前、七年前と同じですか。まず、この
点を伺いたいと思ひます。

○服部政府委員 発電所立地の際の環境審査で
ございすが、四十八年に私も通達を出しまして、
環境審査のそれぞれの項目、これを明らかにいた
しまして、その書式に沿つて環境影響調査書を電
力会社から提出させるというシステムに変わら
したので、二号機につきましてはその通達に沿つ
た調査書が出てきているということでございます。

○島本委員 そういうような点からして、四十七
年と五十二年、これではもう審査の土俵も変わつ
てきている。そうすると、手続の方も変わつてき

ている。また、その対象も変わっているはずであります。いま中川農林大臣も帰ってきているようです。サケ・マス交渉は、意外に厳しかったようでありました。今後もしばら日本は、二百海里の専管水域、これが今後の唯一の日本のたん白源の補給をされるものになる。また魚も、そういうことからして漁業資源、こういうようなものを重視されなければならぬ、こういうふうな段階になってきていると思います。二百海里時代、そうなたら、沿岸漁業が今度きちつとした体制で成り立つようにするのが、これから日本の進むべき道なんでしょう。こういうふうに変わってきている。社会的条件も変化してきている。二百海里時代に対して、沿岸漁業を無視する、こういうような立場をとれなくなってきた。この変化等についても十分考えなければならぬし、それと同時に、いまの公害問題、こういうようなものがだんだん深刻化してきている。こういうようなことに對しても十分の関心を高めていかなければならぬ問題じゃないかと思つてゐるのであります。そうでしょう。そういうような一つの社会的条件の変化、この中で、四十七年のころと、いまの厳しい状態では違ふわけですから、十分その辺も考慮してしかるべきだ、こういうふうに思つておりますが、その点を十分考慮の対象に入れてこれは調査いたしました。

○服部政府委員 環境調査につきましては、基本的には電調審上程に当たつての審査が当てはまるというふうに考えるわけですが、先ほど来申し述べておりますように、その後かなりの期間がたつておりますので、その間、補足すべきデータというのは、私どもとしてはできる限り集めて、それを審査の対象に加えたということでございいます。

さらに、今後の環境に対する影響につきましては、適当なモニタリングをやらせると同時に、私どももいたしまして、立ち入り調査を十分に行いまして、環境汚染が生ずることのないように配慮していききたい、かように考えております。

○島本委員 それならば、いま言ったようにして、五年前に考慮をされなかったようないろいろな事件と申しますか、現象が起きています。それに社会的条件として、二百海里時代を迎えて漁業資源が重視されてきて、沿岸漁業がいままでと同じような考えの上に立つて行われるような状態ではなくなつてきた。同時に、自然的条件の変化として、赤潮の発生があつたり、たとえばこれが燐、窒素、それから水温、こういうようなものからして、このメカニズムがまだ説明されておらない、それは了解いたします。そのとおりでしょう。しかし、発生したというのは事実であります。そういうようなこととある現象、こういうようなものに対する危惧があるわけでありまして、これもまだ説明されないし、これからのものだ、こうしたならば、これはいかでございましょうか。もう一回二号機に対しては電調審にかけ直すのが当然じゃありませんか。これが説明されて、そして安全だということと言えるのであります。電調審に二号機の問題を含めてかけ直すのは当然だと思ひますが、この点、いかがでしょう。

○高木説明員 お答えいたします。

電源開発調整審議会におきましては、たとえば発電所の位置でございまして、原動力の種類でございまして、最大出力といったような、あくまでもきわめて基本的な事項を概括的に審議しているわけでございます。そういう意味で、私どもは、その段階でかけ直すというふうなことで考えておりません。

ただ、おのおの具体的に行為します工事におきまして、具体的に環境問題なり安全問題の審査が行われるわけでございますから、その段階でまず十全の処理を講じていただくということが第一かと思ひます。

なお、法律上申し上げますと、法律上におきましては、そういう処分は当たりまして、関係機関の処分が他の行政機関とも影響するということには、その求めに応じて総合調整を行ふことにはなつております。

○島本委員 そうすると、これは電調審に一回かけ、これが通過すれば、それはいつでも情勢の変化は考えないでもいいのだ、これは切り捨て御免なんです。ちよつとおかしいじゃありませんか。いま状態が変わつてきたことを社会的条件、自然的条件から説いたわけですが、それに対して、まだメカニズムも説明されないものもあるし、まだ調査もしていないものもあるというエネルギー庁からの答えがあつたわけですね。そうすると、それを説明するためにもう一回やらなければならぬというところは当然じゃありませんか。一回通つたならば後は野となれ山となれ、何でもいひのだ、こういうことをして果たして申し合はせどおりに環境を守るといふことになりませんか。この統一見解どおりにきちつとした姿勢でやれるということになりますか。条件が変わつてゐるのです。そしてそれがまだ説明できないのです。まだメカニズムさえわからない状態もあるのです。そういうのが起きたとすると、もうすでに情勢が変わつたわけじゃありませんか。事態に即してもう一回かけ直すということはあるまいやありませんか。それに対する見解を伺ひます。

○高木説明員 私どもは、まず、情勢変化等についての検討は所管する関係省庁に行つていただきまして、もしそれで関係省庁との了解がつかない場合には、先ほどの第四条に基づいて総合調整ということが申し出によつてできることになっていきますから、そういう形で調整を図つていくのが第一の筋ではないかというふうに思つております。

○島本委員 その場合、だれがやるのでしょうか。もう一回やり直してこそ環境がきちつと守られることになり、公害を未然に防止することができ、具体的にこの申し合せの線に沿うということになるじゃありませんか。では、これはだれがやるのですか。だれがやつてゐるのですか。これをちよつと伺ひます。

○高木説明員 関係省庁が当然関連法規に基づいてやるわけでございます。それで、先ほど資源エ

ネルギー庁からも御答弁がありましたように、電気事業法等の審査におきましては電気事業法で個々に行われておるわけですが、そういう過程におきまして、もし総合調整を図る必要があるというふうな判断された場合におきましては、電源開発促進法の第四条に基づく総合調整、これは関係行政機関の長のお申し出によるわけでございますけれども、そういう形に取り運ぶのが法律上の筋ではないかと思つております。

○島本委員 関係行政機関の長と言つてどこになりますか。環境庁になりますか。

○高木説明員 電気事業に関する環境問題につきましては、直接の省庁は通産省がまずなるのじゃないかと考えております。

○島本委員 通産省の立地公害局長は来ておりますか。

いま言われたように、もうすでに総合調整の必要がある、こういうところまでいつたら当然もう一回かけるべきじゃありませんか。総合調整の必要があるというのに、あなたはなと思つてゐるのですか、いかがですか。

○左近政府委員 資源エネルギー庁の方でいま調査をしておるわけでございますし、それについて経済企画庁が電調審の運営を決めておりますので、そちらの意見に従ひたいというふうにしております。

○島本委員 あなたは立地公害局長でしょう。いま公害のこの現象について総合調整をする必要がある、こういうことになったら、あなたの方ではどこへ今度任せられるのですか。

○服部政府委員 私の先ほどの御答弁が若干誤解があるのではないかと、さういふふうに考えられますが、私が申し上げましたのは、基本的には環境問題につきまして四十七年の電調審の調停の際に審査が行われ、また、補足的に必要なデータにつきましては、ことしの一月の許可認可の際にチェックをしたということでございます。

赤潮について御指摘ございましたが、赤潮につきましては、私どもとしては、先ほど御答弁い

たしましたように発生のメカニズムがはっきりしない、わからないという点については御指摘のとおりでございますけれども、少なくとも温排水がそれに影響を与えるような性格のものではないというふうに理解をしたわけでございます。また、うるみ現象について調査が行き届いてないという点につきましては、確かに島根の原子力発電所の前面の海域におきましては、うるみ現象というのの一部生じているという事実は承知いたしておりますが、これは何分、温排水が出てその海域に対する影響がどうなるかという点で違つてまいっておりますので、先ほど申し上げましたように、その関係につきましては十分モニタリングなり立ち入り調査なりでそのチェックを行いたい、かように考えております。

○島本委員 どうも最後になつたら少し、赤潮の発生に対するメカニズムはわからないという問題はわかつたのです。それは理解しているのです。そのかわりに社会的条件の変化、二百海里時代になつて漁業資源が重視され、沿岸漁民に影響を与えるようなことをしてはならないのだ。いま漁民の反対でしょう。これは当初からです。しかしながら、条件は変化してきているのです。当初といまでは違つていたのです。それとホタテガイの斃死は、当時なかったのですが、いま起きています。同時という現象に対しての発生の危機があるというところはとおりなんです。これはありませんよというところまできちつと調査してやらないといけないじゃありませんか。それを心配しているのですから。そうすると環境調査は十分やっていないということになるじゃありませんか。したがって、二号機を含めてこれは環境影響調査が必要だということになるじゃありませんか。したがって、電調審、これはやり直せということになるではありませんか。そこを言っているのです。やり直す必要があると認めますけれども、私がいま言ったこの理由、理解できますか。自然条件、社会条件、それは変わつてきている。当初出ないものがいまあらわれている。当初

全然問題にならなかったことがいま危機として出てきている。これはやはり環境影響調査が十分行われていないからだ。そうすると、二号機を含めた環境影響調査が必要だ、したがって、もう一回やり直せ、こういうことになるではありませんか。必要がないと言ふならば、その理由を明確にしてください。

○服部政府委員 いま御指摘のございました自然環境、社会環境がますます厳しくなつてきている点は、私どもとしても理解をしているところでございませう。その影響調査につきましても、ますます厳しい態度で審査をしなければいかぬというふうに考えているわけでございまして、先ほどお話のございました、私どもとしては事前に十分審査をしたつもりでございませうが、なお事後的に影響が出るというふうなこともないよう、十分立ち入り調査あるいはモニタリングということで万全を期していきたい、かように考えております。

○島本委員 大体言っていることはわかるのですけれども、私の言っていることをあなたは理解してないのです。あなたの言うのはわかるのです。一つ一つやつていけばいいじゃないかということでしょう。わかつたから一つずつやる、それが総合的にこういうふうな疑問が出たのだから、したがつてもう一回やり直す必要があるのだ、こういうことなんです。私の言っていることがよくわかつておられないようです。わかつていますか。わかつていないとすれば、理解できないわけだ。なぜならば、環境影響評価というものを完全にやらないから後から後から苦労する。アセスメントというものは、一つの時点があつたならば段階的にやつていくのが決め手になるのです。一回やつてしまつたならばあと何をやってもいいんだ、これじゃ環境影響評価をやつたということにならないうです。したがって、この問題は環境庁が当然やるべきものを、電力に関してはこれはもう全部通産省がやることにして、当初大いにがんばつた一つの大きい例がこれなんです。したがって、通産省の方でやつた、後から影響が出てくる、こ

の繰返しじゃありませんか。こういうふうなことであつてはだめなんです。

いま成田の問題をどう思いますか、大臣。

○山田国務大臣 重要開発事業について事前に各般における十分の影響の調査が行われる、そういう手法でいくというものの必要性、いわば生きたレッスンのようなものの顕著な例の一つではないか、こう考えております。

○島本委員 いま通産省でも不完全な環境影響評価をやり、後から後から起こる現象に対して的確に把握して一つ一つやつておられない。そして、総合的にもう一回審査のやり直しをするか、これもやらない。ちょうど成田、これと似た現象じゃありませんか。成田問題が起きた十二年前に、あれは環境影響評価をやりましたか。ここにいる人、だれか知つていますか。成田では環境アセスメントをやつたのですか。こういうときこそ企画調整局長、答弁してください。

○信澤政府委員 私もちょうど存じませんが、環境アセスメントという言葉自身を使い始めたのは恐らく環境庁ができて以後、つまり昭和四十六年以降ではないかと思ひます。したがって、いろいろな調査をやつたと思ひますが、いまお話しのような環境影響調査とか環境アセスメント、こういう言葉で呼ばれる程度までやつたかどうかについては、詳細は存じておりません。

○島本委員 したがって、あそこをやつて、施設を十分やつてしまつて、さあ飛び立つてみたら乱気流がある。世界の操縦士がいやがつていて。乱気流があるなし、これはやはり調査をやつたら、当時わかつていたのです。その場所を選定し、その場所を実施することが先行してしまつて、あとは排除の論理に立つて、あれは十二年間やつてきた。それが抜き差しならなくなつてしまつた。この根本は、やるべき最初のボタンの一つ、これをもう別々につけてしまつた。これは考え方としては、完全な環境影響評価をやらないうで施行ばかりを急いでやつた結果もたらされた一つの現象だと私は思つてゐるのです。大きく言うならばこれで

す。小さく言うならば伊達火力の問題です。共通してゐるではありませんか。そして当時成田では、当時は環境庁もなく、環境アセスメント、影響評価という、そういうことはなかったし、多分やつていないだろう。今度、できたそれ以後でも、法律によつてこの調査をやるものは、電気事業に関しては通産省である。したがって通産省では、これをやつたやつたと言ひながらも、事業促進のため免許符をつくるためにやつたという、こういうような現象をつくり上げてゐるにすぎない。その結果がこういうトラブルなんです。大は成田問題、小は伊達火力の問題。共通した一つの行政の怠慢です。私はこのことを強く申し上げておきたい。いまからでも遅くないから、すぐ行つて調査して、ああいうようなトラブルは再び起こすようなことをしてはいけません。環境庁も、向こうがやつてゐるんだから、任してあるんだから、こういう考え方はいいんです。環境に影響ある場合は、進んで設置法によつてできるんです。そういう権限が大臣に与えられてゐるんです。いつの間にかそりそりとしてこれを忘れてしまつてゐる。忘れなければ、もうすでにこれをやる気力もない。これじゃ、だめなんです。私、もうこれに対して慎重に扱つてもらいたいし、この問題に対してはいま言ったことを理解してもらいたいのであります。トラブルを起こさない、いま起きていることに對して、これは再び電調審にかけるべきだ、やり直すべきだ、こういうふうに思ふのであります。その意思もない、これはもう重大な行政の怠慢です。十分これに配慮しなければならぬのであります。どうですか、通産省の方では。いま私が言つたこと間違ひでしょうか。大は成田、小は伊達火力、共通した問題がある、行政の怠慢である、反論してみてください。

○服部政府委員 成田の点は私からお答えするわけにまいりませんので、発電所に関しますアセスメントの關係をお答えさせていただきますが、私も電源立地を行います際に一番大事なことは、

地元の理解と協力を得るということが一番大事なことではないかというふうに考えておられて、その理解、協力を得るためには環境に対する影響、これを十分に審査するということが必要だというふうに考えておられて、昨年でございまして、通産省の省議で、環境影響調査のやり方につきまして決定を見まして、先ほど来、先生御指摘のございました環境重視、それから公開、地元住民の意見の吸収と申しますか、そういう方法で、できるだけ環境評価につきまして万全を期すということで行政を行って来ているということでござい

ます。
○島本委員 これが終わるわけですが、総合調整の必要を認めながら再審査の必要は認めないということ、これは遺憾であります。それと、成田のようなああいう問題も、あれは完全な事前においての調査もしないで行政が先行した、その結果が招来した事件でありますから、環境影響調査というものは、きちんとした、五体満足な環境影響評価が必要なんでありまして、そのために一層大臣の努力を要望し、大臣の決意を伺って、私は終わりにしたいと思います。

○山田国務大臣 御趣旨をいろいろ体してわれどももやっているつもりでありますけれども、改めてそういう立場において善処していきたいと思っております。

○島本委員 終わります。

○久保委員長 次に、水田稔君。

○水田委員 ただいまの島本委員の質問に関連する伊達火力のパイプラインの問題について質問したいと思っております。

これは成田の問題でも、千葉からのジェット燃料のパイプ輸送というのは住民の安全ということで大変問題になった問題であります。また、日本は砂漠の中をパイプラインを通すのと違って、農地あり、密集住宅地あり、まだまだパイプラインというものについて安全性は十分確認されてないことでありますから、慎重に扱うべきものだと思

うわけですね。
そこで、伊達火力のパイプラインが一体設計書のとおりあるいは申請書のとおり敷設されてある、いまの工事の状況でそういうぐあいにお考えになっておるかどうか、まずお伺いしたいと思うのです。

○服部政府委員 パイプラインの特に安全性に關します審査でございしますが、これは電気事業法第四十一条によりまして、工事計画の認可の際にチェックすることも可能でございしますが、安全性につきましては消防法の方でチェックを行っておりますので、二重規制を避けるという意味で、電気事業法の方では現実にはチェックを行っていないということでございます。

お尋ねの、その工法が工事計画の内容とおりかということでございますが、これは消防庁の方からお答えいただいた方が適當かと存じますが、私も、職員が現地に入立調査等を行っております。その際に見聞したところによりまして、計画どおりに行われているというふうに了解をいたしております。

○水田委員 消防庁、おいでになっていただけますか。

まだですか。
それでは、ちょっと恐れ入りますが、委員長、この図面でちょっと確認していただきますので、資料を……。

○久保委員長 はい。

○水田委員 いまお渡ししましたその写真の下にありますが断面図です。工法としては、申請のものはそういうことですか。

○服部政府委員 いま拝見いたしましたけれども、どうもこれだけでは、工法どおりかどうかという御指摘に対してお答えいたしかねるような状態でございます。

○水田委員 先ほど通産省の方も、現地へ派遣して、工法どおりやられておる、こういう確認をされたという回答があったわけですが、そうすると、そういう工法どおりやれば全く心配ない状態のパイプラインの敷設ができる、こういうぐあいに理解してよろしいですか。

○服部政府委員 具体的な個々の工法につきましては、私もども審査した官庁でございませんで、消防庁の意見を聞かなければならないかと存じますが、私どもの知り得る範囲では、工法どおりにして間違いないというふうに考えております。

○水田委員 それじゃ、現状は心配ない状態の敷設が行われておるといふぐあいに通産省の方は判断されておる、こういうぐあいに理解してよろしいですか。

○服部政府委員 私どもの職員が現地を調査いたしました結果によりまして、特に問題がないというふうに報告を受けております。

○水田委員 引き続き、写真で資料をちょっとごらんいただきたいと思うのですが、これは現地の状況です。先ほど、大体申請、許可のとおりたが、現地の状況を、その写真を、ごらんになって、先ほどお答えされたように、全く問題ないような敷設がされておるようにお考えになりますか。

○服部政府委員 どうも写真だけでは断定的な判断ができないわけですが、御指摘のような写真の場所をお教えいただければ、私もどもとして、その場所についてさらに調査をしてみたいというふうに考えます。

○水田委員 それを、ごらんになって——私もその写真を見て、大変ななという感じを受けたのです。個々にその場所を教えたなら、そこだけ直せばいいという問題じゃないでしょう。

一つは水浸しの状態、一つは道路に大変な亀裂が入るような状態、陥没があるという状態がその写真では明らかにしておるわけですね。そうすると、その設計書どおり工事がされて、そういうことが起こって、なお先ほどの回答では、全く問題なく施工されておる、こういう回答があったのです。それは問題がないですか。その状態は問題と思われるか、問題がないと考えるか、まず答えてください。

○服部政府委員 いま拝見いたしましたところ、道路の亀裂あるいは地下水でかなり水浸しに

なっているという状態については、これは問題がないとは言えないわけですが、特に地下水の問題につきましては、私もども一、二報告を受けておりますが、これはすべて復旧をし、手当てをしていくというふうに聞いております。

○水田委員 この状態から考えて、一つは、この地域というのは地下水が大変浅いところを相当量流れておる、そういうことが考えられませんか。

○服部政府委員 地下水がどういふ状態を湧出をしたかということでございますが、パイプラインの施工の事前には、私もどもとして地下水の分布というのをできるだけチェックはいたしたわけ

でございますが、なお湧出する場所があるということ、湧出する場所については、恐らく地下水の水位がかなり地表に近いところにあるのではないかと、いふふうに想定はされます。

○水田委員 消防庁がおいでになったようでありましたが、消防庁、先ほど資料で渡してあります写真を、先ほどごらんいただきたいと思うのです。委員長、先ほどの分も渡してよろしいですか。

○久保委員長 はい。

○水田委員 先ほど、これは通産省へ伺ったわけですが、消防庁に基づいて消防庁の方がこの所管をしておるといふことですが、申請された書類に書いてあるとおり、許可された条件で、その後でお渡ししました写真の下についています図面ですが、これが設計図どおりかどうか。それから、その後の監督をされて敷設されたわけですが、たくさん写真にありますように、道路の陥没して亀裂、それから埋設溝が水浸しの状態になっておる、そういう中で行われた工事が、これで差し支えない、問題ない、消防法上危険はないという御判断かどうか、まず聞かせていただきたいと思

います。
○矢野野説明員 消防法上は、安全のための具体的な技術基準に従いまして許可しておるわけですが、実は、現実に施行工事管理につきま

ま拝見いたしましたこの図面から推察いたしますと、相当の安全対策を講じて現場では施工しているものと考えられますが、なお、実態につきましてはさらに調査いたしまして、基準に適合しているかどうかについて、さらに私どもの立場から、安全上支障のないよう現地の方ともよく実態を調査して指導していく、そういうつもりでおりますけれども、この写真をいま見ての感じでは、相当、地下水その他によって条件の悪い環境が生じているのではなからうかと思っております。さらに調査してみたいと思います。

○水田委員 それでは消防庁の方は、この写真を見られて、このパイプラインの埋設の方法については問題がある、こういうように理解されておると考えてよろしいですか。

○矢野野説明員 問題があるかどうかにつきましては、にわかに判断できませんので、直ちに現場の実態を調査した上で判断したいと思っております。

○水田委員 もう一つ、写真を環境庁長官にいらんいただきましたと思うのですが、よろしいですか。

○久保委員長 はい、どうぞ。

○水田委員 先ほどの写真もちょっと長官に見せてあげてください。

長官、最初に見ていただいた写真のように、先ほど来言っておりますように、パイプラインの敷設のところは水びたしの状況、そしてそれがその地表の状況であります。そういう状態がパイプラインを十四キロにわたって敷設する中で起こってくるわけですが、環境問題としても私は問題があると思うのですが、長官、環境問題についてどういうようにお考えになるか、まずお答えいただきたいと思うのです。

○山田国務大臣 この点については、われわれの方から特に注意を喚起しておる点でございますが、詳細は政府委員から答弁させます。

○信濃政府委員 先ほど島本先生の御質問にお答えしましたように、私どもは、伊達発電所のパイプラインにつきましては、その審査報告書なるものを通産省からいただいたいて、私どもなりに審査

をし、それに対する意見を申しておるわけでございます。その中の一つに、パイプライン設置が地下水位、土壌温度等に及ぼす影響についてはなお検討を要する点があるというのを申しておるわけでございます。したがって、実は私ども、この工事が始まって以降、人を出しておりませんので、現場の状況等を確認しておりませんが、事実認識として、先生お話しのように、湿地帯であるとかいうようなことで、地下水位に対する影響というものをも十分配慮すべきだという意見を持ってこの問題に対応しているわけでございます。

○水田委員 それぞれ見ていただきました写真のように、地下水位が非常に高く、しかも、鋼矢板を打ち込んだところから地下水がそれをオーバーしてみぞの中に入ってきておる、そういう写真まであるわけですから、こういう状況は地元の住民から、ここへパイプラインを敷設することは大変問題だと指摘されてきたわけですから、そこで、どういう工事をするのかということ、そういう資料をもらいたたいという要望を何回も出してきたわけですが、それは出してもらえないわけであり

ます。そこで、これは伊達市と北電と通産省ですから、北電と伊達市は別ですが、昨年、通産省へも内容証明でそのことを送っておるわけですが、ナシのつづで、握りつぶしということなんですが、なぜ出せないのですか。

○服部政府委員 御指摘のように、私どもの方に質問書が参っております、私どももいたしましては、その質問書を受けて、北海道電力に十分誠意を持って、理解をいたいただくように説明するようにという指導をいたしたところでございます。

○水田委員 通産省へ直接内容証明で送っておるわけですね。これはいまだに、きょう現在、北電からも伊達市からも通産省からも、どこからももらっていない。そしてこれは、石油パイプライン事業法がつくられた四十七年六月ですか、そのときに附帯決議として、住民の理解と協力、こういうことがちゃんと決議されておるし、この許可の

ときにも、住民の理解と不安解消のために努力しろ、こういうことがちゃんと書いておると思うのです。それはついていきますね。通産省、それは御存じでしょう、ここで答弁してください。

○服部政府委員 パイプラインの工事を行うに当たりまして、よく地元の理解と御協力をいただくように、十分説明等手段を尽くすべきであるというふうに私どもは指導をしてまいりましたわけでございます。

○水田委員 そういたしますと、その不安を解消するためにはどういう設計がされて、住民は地下水が非常に浅い、地表に近いところを大量に通っており、これは長年住んでおるから知っておるわけですね。だから、ここは無理だと言っておるわけですね。そういう不安をなくするために、設計図ももらって、状況をちゃんと皆さんに説明して、理解してもらって、変えてもらわなければならぬ、これは住民としては当然なんです。そういう衆議院の附帯決議なり、許可の条件としてつけられたそういう努力を、通産省自身がやろうとしていない。北電もいまだにそのものを見せたい。というところは、住民の理解と不安を除くための努力は全くしていないということになります。しませんか、どうですか。

○服部政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、地元の理解を得るよう努力すべきであるというところで北電側を指導をいたしまして、北海道電力といたしまして、パイプラインにつきまして、地元の方々に説明会あるいはパンフレット等で御理解いただく努力をいたしております。ただ、指摘のありました書類、非常に専門的な書類でございますので、そこまでお見せすることが適当なのかどうか、あるいはもう少しわかりやすく住民の方に御説明した方が適当なのかどうか、そういう問題もあらうかと思いますが、ともかくできるだけ理解していただくように努力をすべきだということで指導をしているわけでございます。

○水田委員 一つは、私は通産省に対して……(資料を示す)これなんです。これをもらいたい。出せないなら出せないという返事をすべきなんです。あるいは北電を指導するなら、北電に対して、北電からのその写しをやりなさいとか、それは秘密書類ですから出せませんなら出せませんと言ったことが住民に対して親切な回答じゃないですか。私は素人です、土木技術屋じゃありませんが、これを見たらくわります。あなた、うその答弁をしてはいけませんよ。よくわかります。私、素人です、土木技術者じゃないが、これを見れば、どういふぐあいに埋めなければならぬかと書いてある。そして、先ほど渡した写真が、実際の設計どおりかどうかはよくわからぬ、こう言っているのです。ばかげた話はないでしょう。答えてください。

○服部政府委員 私も、いまだの書類が求められている書類かという点につきまして、先生のいまお示しの書類と同一かどうかよくわかりませんが、もう一度内部でその書類の取り扱いについては検討いたしてみたいというふうに考えております。

○水田委員 何かわからぬと言いますと、これお見せしますから、ちょっと見て答弁してください。

○服部政府委員 どうも、いまお示しいただきました土木工事施工要領書という書類につきまして、私も初めて拝見する書類でございます、先ほど申しましたように取り扱いについては検討させていただきます、かように考えます。

○水田委員 それじゃ、その扱いだけの問題じゃなくて、内容証明つきで送られた住民の申し出については、通産省は誠意を持ってこたえる、こういうぐあいに言えますか。

○服部政府委員 御指摘のように、内容証明つきの手紙に対して、私どもとしては返事を出してないという状態でございます。御指摘もござい

ますし、何らかの形でこの手紙に対して対処方を考えたいというふうには思っております。

した写真でごらんのように、これは地下水が、あの程度のものでは、中にこのパイプを保護するための砂とか土を埋め戻した後、流していく心配というのがあると思うのです。それは、あの道路の状況その他から考えて、これは土圧がかかって折れる、そういう心配がある地域だというふうには私は判断をするわけです。

もう一つは、どうせ外側には防腐剤等の措置をするわけですが、あれだけの水浸しの中にあれば、どこかに腐食が生じて、ピンホールからこれは静電気の関係もそこには生ずると思うのです。そういう中で、いわゆるコンビナートで、腐食するはずがないパイプが腐食するという事態はたくさんあるわけですから、そういう危険も、全くだる余りパイプラインの経験というのは日本には実績が少ないものですからね、そういう心配もあると思うのです。そういう点は、この状況から、消防なり通産両方です、心配ないとお考えかどうか、お答えいただきたいと思うのです。

○矢野野説明員 一般的にパイプラインを敷設する場合には、腐食の問題が非常に重要な問題でございまして、特に水をかぶるような場所については厳重な塗装、あるいは場合により、電食等の保護、あるいはさや管におさめるといったようなことがございまして、そういう工法になっておるかどうかにについて再度調査してみたいと思います。

○服部政府委員 ただいま消防庁の方で答えましたと同様でございますが、私どももいたしまして、現地を速やかに調査をいたしまして、問題あれば正の措置をとりたいというふうに考えます。

○水田委員 時間の関係がありますので、いまの答弁で私はこの問題は終わりますが、午後引き続いてこの問題について、岡田委員の方から詰めた質問をさせていただきたいと思ひます。それじゃもう一つの問題は、松尾、土呂久の砒素被害の問題であります。実は私も、今月の十六、十七日、土呂久は時

間の関係で入れませんでした。松尾の現地へ参りまして調べてまいったわけでありまして。実際に見てみますと、いまの法律なり法律の運用というのが、本当にああいう悲惨な公害による患者の救済に、とてもではないが役に立っていない面がまだあるというところを痛切に感じてきたわけでありまして。

そこで一つは、土呂久がたしか四十八年ですが、公害健康被害補償法の地域指定になっておるわけですが、それはどのような調査を行い、どういう条件で範囲を決められたのか、そういった調査の状況と、範囲を決めた基準というものが何によって決めたかお答えいただきたいと思うのです。

○山本(宣)政府委員 当時、県とそれから環境庁から委託をいたしまして社会医療調査というのをいたしました。それによりまして汚染の状況から汚染の地域を決めた。土呂久の場合には、特にその部路が孤立してその地域にあるというようなことから、比較的その地域を指定するという形で行ったようにございまして。

○水田委員 現在、土呂久では、地域外の方が宮崎県で患者として認定されておるわけですから、範囲はどういうことでいまの範囲を決めたのか。それは現実には外の人もおるということ、恐らく古い話ですから、いまの一種地域の指定のような調査というのはなかなか困難、ある程度当時を類推することでもせざるを得ないと思うのですが、その中で、現実には指定されている地域外でいわゆる被害をこうむったと思われる患者が多数存在しておる。こういう状況からして、いまの範囲を決めたのは何によってかということをお伺いしておるわけです。

○山本(宣)政府委員 当時、土呂久の被害に関連いたしまして、その地域の部落を、町の中の一部を指定しているわけですが、先生御承知のように、公害健康被害法におきましては、第二種の、その指定された地域において暴露を受けた、たとえばそこにおいて勤めておったとか、あるいはそこにある時期居住しておったというような、

そういった条件がありますならば、現在他地域に居住している者でございまして、認定申請をし、かつ、その状況により認定を受けることができるという仕組みになっておりますので、そういう意味で第一種の大気汚染による地域指定とは若干趣を異にしておりまして、その汚染地域の決め方をしておるという状況でございます。

○水田委員 ですから、いまの地域を決めたのは、たとえば事業所があり、どういう気象条件のところだ、いま住んでおる者では見られぬわけですね。指定したときにはすでに工場は動いていないわけですから、状況は調べられないわけですから、それにもかかわらずいまの地域を指定したのはなぜか。そこ以外からも出ておるし、その周辺の者はこれでは救われないわけですからね。

○山本(宣)政府委員 当時土呂久地区の社会学的調査というのをお願いいたしました。その見解に基づきまして地域を指定したわけでございます。現在、環境の汚染状況は、現状において排煙による汚染がなくなつてしまつておるので、状況としては著しく改善されておるわけでございますけれども、過去の状況を見まして、過去の鉱山活動それから住民の住居関係、こういったようなことから吟味いたしまして地域を指定した、かように読み取れるわけでございます。

なお、先ほども申し上げましたように、地域指定外の人でありまして、その地域指定されたところに勤務しておつた、あるいは事業活動しておつた、あるいは仕事しておつたというようなことがございまして、現在でも、その影響があるとわかりまして申請並びに認定をすることができるとございまして。

○水田委員 時間の関係がありますので、これは資料として要求したいのですが、どういう条件、ここに工場があり、どういう範囲へ亜硫酸を焼いた粉じんが飛んでいったであろう、影響を受けたというところを何によって判断してこの区域を決めたか、何か条件とそれから図面をいた

○山本(宣)政府委員 私ども、地域を指定いたしましたときには、濃厚な汚染地域に居住する、そういったような関係から地域指定を考えたわけでございますが、先ほど申し上げておりますように運用につきましては弾力的にできるといふのが第二種地域でございます。

なお地域指定のときの資料等につきましては、現在、私ここに手に持っておりますので詳細を御報告することができませんが、必要でございませうならば委員長のお許しを得て提出することはできると思ひます。

○水田委員 いや委員長、それを資料として提出していただくことをお願いしたいと思ひます。

何遍言つても同じ答えをされるのですが、弾力的な運用ができるのなら、地域についても弾力的な指定をしてもいいわけでしょう。その点はどうなんですか。

○山本(宣)政府委員 地域の指定の要件といたしまして、汚染の著しいところということで線引きをいたします。しかしながら、健康被害補償法の関係におきましては、その汚染地域と関係のある人というところにつきましては弾力的に運用する、こういうことが言えるわけでございます。しかしながら、地域の指定につきましては、やはりある一定の地域というところに限らざるを得ない、かように考えているわけでございます。

○水田委員 汚染の著しい、こう言われるのです。土呂久も松尾も、いま著しくないので、なせなら、工場は動いていないわけですからね。著しかったと想像される、それはあくまでも類推ですから、かたくなにそういう態度をとる必要は全くないと思ひます。これは後で松尾と両方含めて申し上げますが、松尾の方もそうですが、現状の健康調査や当時の状況の再調査を私はぜひやつてもらいたいと思ひますが、その点、どうですか。

○山本(宣)政府委員 松尾の地域につきましては、当初、調査をいたしましたときに、これは労働省の方でいたしたわけでございますが、かつて

の従業員に限られておったことと、その報告書の中に、その家族並びに地域住民には当時の鉱業所の事業の活動の状況から見て影響はないものと考える、こういうことであつたわけでございますが、その後のいろいろな方の御意見等を踏まえて、現在、過去の従業員の家族の方につきましても、宮崎県においてこの二月にその方々の健康調査をいたしております。この答えは五月末ごろまでに出来てくると私は県から聞いておりますが、それを拝見いたしまして今後の問題は考えてみたい、かように考えておるわけでございます。

○水田委員 私ども参りまして聞き取り調査であります。実は松尾については、鉱山の寮から三百メートルぐらいのところに松尾という村落がある。これはいまは全く人が住めない状態で、一人もおらない。それから塊所というところが、学校のあるところでありまして、八百メートルぐらいです。それから寮の下百メートルないし五百メートルのところに社宅が数軒あつた。ですから、当時の人口が恐らく五、六百名だろう。従業員が八十人家族を含めて半分ぐらいで、一般住民も当時三百くらいおつたというところは当然予想できるわけですから、従業員の家族と同時にその当時の一般住民の、現在、塊所におられる人は、当時からおられる人は一人もおられぬわけですから、そういう調査をやる必要があると思ふのです。その点はいかがですか。

○山本(宣)政府委員 先生の御指摘の点につきましては、ひとつ宮崎県の環境保健部とよく相談をして、状況を考え、今後対処したい、かように思ふわけでございます。

○水田委員 先ほど土呂久の方の再調査については御答弁がなかつたのですが、いかがですか。

○山本(宣)政府委員 現在までのところ、土呂久につきましても再調査は考えておりません。

○水田委員 なぜですか。

○山本(宣)政府委員 宮崎県とも情報を交換していることから申し上げたわけでございます。

○水田委員 それでは、その宮崎県との関係で、

いま公害健康被害補償法の二種で砒素中毒患者の問題については、三つのチェックポイントが出されておるわけですが、環境庁は、慢性砒素中毒症状というものはこれ以外には症状はないとお考えでしょうか。

○山本(宣)政府委員 慢性砒素中毒によります症状というのは、砒素が呼吸器系から入ってきたか、あるいは消化器系から入ってきたかということと若干その症状の面では違いがあるわけでございますが、先生のお尋ねの症状はどうかということよりも、むしろ認定の要件としてどういったものを考えているかということをお答えしてまいります。現在、砒素中毒の認定の要件といたしましては、皮膚の病変、それから鼻の粘膜の障害及び鼻中隔せん孔というようなもの、あるいは鼻粘膜の障害、それから末梢神経系の障害、こういったような砒素中毒に見られる特異的な症状というものをもとに認定の要件としておるわけでございます。そのほか他の原因によつても起こるような症状というものもあるわけでございますが、やはり一つの病状を特定するためにいふ言つたやうな三つの症状を認定要件として考えている、こういうようなわけでございます。

○水田委員 それじゃ、三つというのは大変しつぱつたあれですが、特徴的な症状だろうと思ふのですが、土呂久の認定患者に鼻中隔欠損の患者はおりますか。

○山本(宣)政府委員 土呂久の場合には、鼻中隔せん孔あるいは鼻粘膜痕跡というだけの人はございません。皮膚科の所見と鼻中隔せん孔というやうな組み合わせの方で一名鼻の所見のある方がおります。

○水田委員 いま認定されておる患者が百五名で、その中で一番特徴的と言われる鼻中隔せん孔が、私どもが行つたときにはないということですが、いまの御説明では、それだけではないと、それを

含めてということでも一名おられるようですが、それにしても余りにも特徴的とチェックポイントに挙げておる三つの中の一つは、これはどうも特徴

的なものではないのではないかと思ふわけですね。

この点は御存じでしょうか。宮崎県がこの土呂久問題を、先ほど答弁の中にもありましたように、指定するために、土呂久地区社会医学的調査専門委員会の報告には、砒素による慢性影響としては、皮膚障害、呼吸器の悪性腫瘍のほか、肝障害、血液の変化、神経系の変化など、三要件に限定されるべきではない、こういう意見がある。それからさらに、この砒素問題については、鳥取大学の石原教授あるいは宮崎大学の河野教授、岡大の太田医師など、この三つの条件だけで慢性砒素中毒を認定するのは問題があるのではないか、こういう指摘が医学者の立場から指摘されているというのは御存じですか。

○山本(宣)政府委員 存じております。

○水田委員 水俣の場合も、いま認定基準の問題が一番問題になるのは、これは非常に被害を受けて、長期にわたつて、急性で起こつた状態のところを大体基準にする、それから年数がたつたところをそこからの被害の状況というのが違つた形で出てくる、そういう点をなかなか認めようとなつて、問題がある。砒素については全く同じようなことがあるのです。いまこの土呂久を指定するために調査を依頼した土呂久地区の社会医学的調査専門委員会、ここでもそういう点では三つに限定すべきではない、こう言つておるわけですが、それでも環境庁はあくまでもこの三つ以外にチェックポイントを広げようという考えはありますか。

○山本(宣)政府委員 水俣病の場合には、過去における経験のない疾患でございましたので、なかなかその症状の把握がむずかしい点があるわけでございますが、砒素中毒につきましても、職業病という経験から幾つかの過去のいろいろな文献記載等があるわけでございます。したがって、この第二種の疾病におきましては、その疾病が特定できる症状として何を認めるかという形から、現在の認定要件に、いま申し上げましたやうな特徴

的なものを挙げたわけでございます。

しかしながら、内臓の疾患というのは、特に肝臓の疾患と申しますのは、砒素だけに特有のものでない、いわゆる非特異的な症状でございますので、それをもつてのみ判断することにつきましては、大変むずかしいとあるということ、いまの認定要件を決めたわけでございます。当然のことながら、認定要件の単独あるいは組み合わせというやうな形で現在まで認定がなされているわけでございます。また、その認定された方が内臓の疾患を持っている場合には、その内臓の疾患についての治療が当然この救済法の対象として治療がされるという仕組みになつておるわけでございます。

○水田委員 私ども現地へ参りましたときに、不服審査申立て、そして却下された方々三十八名が訴訟をやつておるわけですが、その裁判の中に、環境庁の山本部長ではなくて前の部長だと思ふのですが、保健部長に証人に立つてもらつたところ、認定基準はこの三つの症状に限定して考えていない、こういう証言があつた、こういう説明を聞いたわけですが、そういう事実はありますか。

○山本(宣)政府委員 私は少なくとも訴訟の証人として、松尾鉱山の関係では立つたことはございません。前任の部長に電話で尋ねてみましたが、ちよつと連絡がとれなかつたわけでございます。松尾鉱山の関係の訴訟の内容からいたしまして、これは旧労働者の六人が日本鉱業を相手取つてやつておるわけでございますので、あるいは先生のお尋ねの部長と申しますのは、労働省の安全衛生部の部長ではないだろうかかと私は推察するわけでございます。正確なお答えでございせんが、私どもの方の前任の部長あるいは私は私ではないわけでございます。

○水田委員 その点、なお確認して、ひとつ御報告いただきたいと思ひます。それから、労働省の方も来ていただいておりますから、その点、私の間違ひであれば、労働省の方に後で確認したいと思ひます。

実は、私も参りまして、余りにも悲惨な状態の方々がおられるし、それから、あの当時の工場の実態というのは、父親が働いておる、母親もアルバイトのような形で炭を運ぶ、できた亜硫酸を運んでくる。そして二つ、三つの子供をばったらかして行くわけにいかぬから、子供はついていく。そうして子供は窯の周りで遊んでおる。頭から真っ白になる状態で亜硫酸の粉をかぶって大きくなつていく。まともに育たなくて、子供で死ぬ。あるいは大人になつても非常に体が弱い。しかし、そういう者にはいま全く何の補償も救済もされてない状態でありまして、松尾、土呂久、いずれの地域も、もう一遍、環境庁が全体的な調査、そしてその当時を振り返つてみて、現実にはどちらも工場は操業してないわけですから、そういう点で、どういふ救済をするかしないか別の問題として、まず実態把握をこの時点でもう一遍やってみる必要があると思ひますので、その点、もう一度、ぜひ私はそういう態度で環境庁は臨んでもらいたいと思ひますので、まず、部長から一応お答えいただきたいと思います。

○山本(宣)政府委員 土呂久の問題にいたしましても、松尾の問題にいたしましても、過去における鉱山並びに製錬活動に伴つたものでございまして、なかなか過去にさかのぼつて調査することにむずかしさがあつたようでございしますが、現状におきましてさらに状況の把握を再度した方がよろしいという先生の御提案でございしますが、この点、県の環境保健部が健康問題につきましても調査を担当しておりますので、そちらとよく相談をして方針を立ててまいりたい、かように思ひうけてございします。

○水田委員 大臣、先ほど来のやりとりを聞いていただきまして、どういふ形で救済するかは別として、同じことですが、松尾、土呂久の被害を受けた人たちの健康調査と、もう一遍、地域をどうするかという問題では、その当時の条件というのは、現在動いていないので確認しにくいわけですから、そういう点についてできるだけ拡大してで

も救済するという考え方になるべきだと思ひます。指定地域の範囲の問題等を含めて、環境庁としてぜひ調査してもらいたいと思ひますが、長官のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○山田国務大臣 さらに事情をよく調査させていただきます、ひとつ検討させていただきますと思ひます。

○水田委員 そこで今度は、具体的ないまの救済問題なんです、土呂久の被害者というのは救済の内容が非常に悪いのです。それはなぜですか。

○山本(宣)政府委員 先生のお尋ねの救済の内容が悪いという点が、私、十分理解できないので、その辺をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○水田委員 こういうことです。土呂久の認定患者には不当に低い障害補償金が支給されるだけで一切の補償給付が支給されてない。ですから、実は認定されても、鼻の問題であれば治療する必要はないからそこではもう医療費も何も出ないわけですね。統括性で出たものについては認めてもらえないということから、事実上は認定されただけであつたという補償がされてない。ほかのものはほかのもので別の医療を受けなければならぬ、こういうことのようにありますが、そういう点は、環境庁ではわかつていませんか。

○山本(宣)政府委員 私、手元に正確に持っていないのでございしますが、土呂久につきましては、現在九十八人が認定されております。それで、認定の根拠になつた所見を見ますと、皮膚科所見の方が七十六例、それから皮膚科の所見と神経内科的な所見の方が二十名、この辺が多くなつてゐるわけにございします。先生が現地調査でお聞きになつた内容を類推いたしますと、土呂久におきましては、いわゆる補償が一級から三級までに分かれておりますが、恐らく三級の医療費だけで補償費のないというか、ほとんど少ないというものが数が多い、こういうことでお尋ねが現地の方から先生にあつたのではないだろうか、こう私は類推するわけにございします。多分、恐らく三級が多

いだろうと思ひます。水俣と違つてございしますし、そういうことだと思ひます。しかしながら、この級につきましても、法に定めるように、ある専門の先生方の手によりまして級が定められ、それによつて知事の方から支給されるわけにございします。で、あるいはその辺の症状が軽い方が多いという事情であるかと考えるわけにございします。

○水田委員 土呂久のこの認定患者に対する給付の金はどういふ形で出ていますか。原資です。

○山本(宣)政府委員 お答えいたします。

御承知のように、笹ヶ谷とか土呂久につきましても、原因物質を排出した鉱業権者というのが転々と移つたわけにございまして、そういう関係の過去の記録も十分に整つていないということ、特定賦課金の納付義務者を把握することが実は困難なわけにございします。現在、両地区における鉱業権の推移あるいは操業の推移、こういったことにつきましても各級の調査を行つてゐるわけにございしますが、両地域の補償給付に要する経費につきましては、当面の措置といたしまして公害健康被害補償協会の資金の運用によつて賄つてゐる、こういうような実態でございします。

○水田委員 銀行利子などの雑費で賄つておるといふことですね。ですから、原資が少なから十分な救済ができない、そういう中で級の認定が低く見られる、そういうことになるんじゃないですか。

○山本(宣)政府委員 障害の等級につきまして決められる先生方は、別に支払いのことなどを考慮なしに、全く独立した考え方の方で決めておられるわけにございします。お尋ねのような点はないと思ひうけてございします。

○水田委員 ないと言つても、現実に私も見て、この人が何らの救済もされずに、しかも生活保護で生活してゐる実態を見て、そう簡単にそう言ふわけにはまいりません。二種の指定地域の財源の問題については、こういうことしかできないというのでは今度の調査に問題がある。そういう点について、環境庁としては、いま

の方法でやむを得ぬとお考えか。こういう休廃止鉱山というのは全国でまだ何百カ所とあるわけですから、そういう点で言えばここだけで終わるわけではないと思ひますが、一つの方向というのは、いまのやり方にかえた方向というのは何か考へる必要があるのではないかと思ひますが、そういう点についてどういふお考えでございしますか。

○山本(宣)政府委員 現在の補償法が、特定賦課金を賦課すべき施設の設置者が存在しなくなった場合、こういったことについての想定をしていない仕組みになつておりますので、お尋ねのようなケースの場合につきましてもどういふぐあいに取扱いするか、当然のことながら今後の新しい検討課題だと考へておるわけにございします。

○水田委員 時間がありませんから、労働省の方へ、松尾の問題をまとめて簡単に伺ひたいと思ひます。

先ほど来、環境庁へ伺ひましたように、認定基準の問題について、私どもは専門のお医者さんの見解として、この三つに限定するということとは十分な救済ができないのじゃないか、そういう判断をしておるわけですが、労働省の方はこの認定基準を、労災の場合も公害健康被害補償法のこの三つのチェックポイントというのが使われておるわけでありまして、その点についての見解を聞かしてもらいたいと思ひます。

それから、昨年行われました診断サービスであります。私も素人ですが、これは本当は労働省から全部出していたかといふのですけれども、プライバシーの問題があるといふことでなかなか出してもらへませんので、現地では本人からもらつてまいりましたが、簡単に書いてあるわけですね。

たとえば、私も見てこれに職業との関係を疑念を持つて見るべきじゃないかと思ひますが、そういう診断所見がありながら職業との関係なしと断定的に書いてある、大変不親切な意見がたくさん出たわけでありまして、そういう

点について、やり方の問題についてどういふか
いにお考えか、お伺いしたいと思うのです。

以上、二点についてまずお答えをいただきたい
と思います。

○原説明員 お答えいたします。

労働省の職業に關しましての認定の考え方につ
きましては、従来から環境庁で示されておりました
三要件を中心とする認定の考え方と同じ見解を
とつて認定をしてきておるところでございます。
ただ、先般、松尾鉱山の元従業員であつた方々に
關しましての診断サービスによる検診をいたしました。
その結果の際に、評価をいたしました委員
会での結論の中には、治療ないしは療養の範囲に
關係しまして、統括性の気管支炎につきましても
慢性砒素中毒の範囲の中に入れて補償をしてい
く、こういう考え方を示しております。

それから第二点の、検診結果に關する通知の内
容が余りにも簡単過ぎて不親切過ぎないかといふ
点の御指摘でございますが、実は、この診断サー
ビス方式は都道府県の労働基準局長の所管のこ
ろでやらせておりました、この件も宮崎の基準局
長のもとで実施をしておりました。その評価につ
きましては専門の大学の先生に見ていただいた結
論を出したのですが、その際、委員会でもそのよ
うな形で通知をするといふところまで決められて
おつたことから、通知がそのような実情になつて
おるわけでございます。実情等なお問題がござい
まして、被災労働者等から御照会等がございま
した場合には、これが細部について御連絡できるこ
とになるのかどうか、ちよつと私も詳しくいところ
はわかりませんが、そういう事案がございましたら
ば、なお検討させていただきますかと思いま
す。

○水田委員 通産省も来ていただいております
が、本会議の始まる時間が参りましたので、改め
て時間をいただいてまた質問することにいたしま
して、きょうはこれで終わりたいと思ひます。

○久保委員長 この際、午後二時より再開するこ
ととし、暫時休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後二時十二分開議

○久保委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。池端清一君。

○池端委員 私は、北電伊達火力発電所の問題に
關連をして二、三お尋ねをしたいと思つたのであり
ますが、まず最初に、先ほど午前中の質問で水田
議員が具体的にパイプライン工事の現場の写真を
提示していろいろお尋ねをしたわけでありま
すが、欠陥工事であるといふことが歴然としたと思
うのであります。これについて、通産省あるいは
消防庁はどういふ対応を具体的におとりになるお
つもりなのか、それをまずお伺いしたいと思つ
たのであります。

○服部政府委員 先ほど水田先生から路面の亀裂
でございましてかあるいは地下水があふれ出た写
真の御提示がございまして、拝見いたしました。
私どもとしても早急に職員を派遣いたしましたして実
情を調査させたい、かように考えております。

○池端委員 早急に調査をするといふことをお約
束になったと思つたのであります。私は、いろい
ろ地盤にも問題があつて、地盤の軟弱なところ等
もあるようであります。調査の結果、当然のこと
ながらルートの変更といふこともあり得る、こ
ういふふうに思つたわけでございまして、この点、確
認してよろしうございませうか。

○服部政府委員 私どもの職員がいままで調査し
ましたところによりまして、亀裂あるいは地下水
の横溢といふのは補修が可能であるといふような
報告を得ているわけでございしますが、なお実情を
よく調べまして対処したいといふふうに考えてお
ります。

○池端委員 どうもその答弁がおかしいのであり
ますが、先ほどは実情を早急に調査をする、こ
う言つておられながら、いまの御答弁では、いままで
の調査ではこれは補修で可能なんだといふことで

相矛盾をしておると思つたのでありますが、これは
一体どういふことなんでしょうか。

○服部政府委員 パイプラインの工事につきまし
て、職員に随時調査を行わせているわけでござい
ます。行かせているわけでございしますが、先ほど
御提示ございました地点と私どもの調査した地点
とが必ずしも一致しているかどうかという問題も
ございしますし、私どもの受けている報告と必ずし
も状態も同じとは限らぬといふふうに考えますの
で、その点は十分に調査をしたいといふことでご
ざいます。

○池端委員 そうであるならば、補修が可能であ
るといふような断定の仕方は、これは差し控えて
いただきたいと思つたのであります。私どもは、具
体的に先ほど写真も提示をいたしました。非常に多
くの問題がある。何といつても安全第一である、
安全の確認をしなければならぬといふことで申
し上げておられるわけでありまして、補修が可能で
あるとか何とかといふ予断はまず除いてもらつ
て、そして早急に調査を行い、状況によつてはル
ートの変更もある、こつちで構えてひとつ調査をし
てもらいたい、こつちで構えてひとつ調査をし
て確認を求めたいと思ひます。

○服部政府委員 先ほど私のお答えいたしました
いままでの調査結果と、これから調査したいとい
ふことを、私も若干混同したような言い方で恐縮
でございしましたが、従来調査をいたしました知
り得た範囲ではそういうことであつた、しかしなが
ら、写真等新しい事実も私は拝見いたしましたの
で、早急に職員を派遣いたしましたして調査をさせ
る、その結果によつてはさるべき対処をしていき
たい、こつちで構えてございします。

○池端委員 だめを押すようでありましたが、しか
るべき対処をしたいといふことは、このルートの変
更もあり得る、こつちで構えて確認してよろ
しうございしますね。

○服部政府委員 調査をいたしませんと何とも申
しかねるわけでございしますが、ルートの変更をし
なければパイプラインの施設ができないといふよ

うな状態であるかどうか、それによつて判断をし
たい、こつちで構えてございします。

○池端委員 もう少し、やはり、おたくが安全第
一をとつておられるといふのであれば、本当に住民に
そのことが理解できるような対処といふものが必
要だと思つたのです。どうもいまの答弁を聞いてお
りますと、余り問題はないんだ、しかし、まあ、
やかましく言うから一応調査をしてみようじやな
いか、こつちで構えておられるわけでありま
す。うかがい知ることができなわけでありま
す。非常に歯切れが悪いわけでありまして、欠
陥があれば早急に調査をし、状況によつてはル
ートの変更も考える、やつぱりこつちで構えては
勢でひとつ対処してもらいたいといふことを強く
要望を申し上げておきたいと思ひます。

先ほど島本議員からもいろいろ御指摘がありま
したように、通産大臣は、去る一月十二日に二
号機の建設に同意をされまして、二十日に着工の認
可を与えたわけでありまして、しかし、昭和四十七
年に一号機が認可をされてから六年といふ歳月が
経過をしておられるわけでありまして、先ほど島本議員
からもいろいろお話がありましたように、この六年間
の歳月、その中ではいろいろ社会的、自然的条件
が著しく変化をしておられるわけでありまして、の
みならず、私どもが一号機建設の段階から指摘して
おりましたように、きわめて貧弱にして不十分な予
測でもつて第二号機の許認可を与えたといふこと
は、私ははなはだ遺憾なことであつたと言わな
ければならぬと思つておられるわけでありま
す。

以下、環境審査がきわめて不十分であると思
われる大気汚染調査の問題に關連をして、二具
体的な問題を申し上げたいと思ひますので、それ
についてお答えを願ひたいと思ひますのであり
ます。これは御承知のように、現在、環境権訴訟が争
われておられて、その裁判の中でもいろいろ争
点になっておられる問題でありますのでお尋ねをする
わけでありまして、まず第一は、壮瞥地域におけ
る風向、風速の観測の問題でございします。

御案内のように壮瞥町は、気候温暖で農産物の生産に適した、リンゴを初めとする数多くの果樹や野菜が生産をされているわけであります。地元や農民は、そういう地域の中で伊達の発電所が操業を開始するならば、長流川沿いの非常に狭くなっている部分、この回路を通過して発電所の煙が壮瞥町に至るのではないかと、こういう不安を持っています。御指摘の通り、この不安に對してどういふ観測を行って、どういふ答えを今日出されているのか、まずそれを尋ねたいと思います。

○服部政府委員 壮瞥町におきまして大気汚染の關係でございますが、確かにいま御指摘がございまして、壮瞥地区は地溝状と申しますか、みぞのような状態の地形になっているということは承知してはいるわけですが、私も風洞実験の結果をとりまして、風の収束現象というのは必ずしも極端には被害を生ずるような形には出ないという結果を得ております。そういう観点で幾つかの測定地点を設けて、なお大気汚染関係はチェックをしていくというふうな体制であるわけでございます。

○池端委員 被害を生ずるような結果は出ない、こういうお話でございますが、これは北電の調査でも、同じように、発電所地点での風速と壮瞥での風速は余り変わりはない、したがって問題はなないんだ、こういうような答えを出しているわけがあります。しかし、いま部長がいみじくも言われましたように、あの地域はみぞ型といいますが、ラッパ状になっておりまして、そして狭い部分を通ってまた盆地になる、こういうような地形でございまして、ですから、私は、観測の地点というのが非常に問題になる、こういうふうな思っているわけがあります。

しかし、昭和五十一年五月十九日の札幌地裁の公判廷における日本気象協会の伝法証人の証言によりまして、この観測は盆地の真ん中ではかつてあります、いわゆる狭い部分、狭窄部分での観測はいたしておりません、こういう証言等もあるわけ

けであります。こうであります、盆地の中ではかるといふことになれば風速が弱まった状況でもってこれは観測をされているわけですね。私は、やはり狭い部分でどういふ数値が出るのか、そこがポイントではないかと、こういうふうな思っているわけですが、この点はいかがでございますか。

○服部政府委員 壮瞥町の測定地点でございまして、リンゴ園が多い滝之町周辺に、壮瞥町の役場とそれから古川果樹園、この二測定点を設置されているわけでございます。御指摘のように確かに狭くなった地点ではこの測定点はないわけでございますが、先ほど申しましたように風洞実験の結果、著しい大気汚染が生ずるという地形にはなっていないという結果でございますので、そういう測定地点を選んでいるということでございます。

○池端委員 そういふお答えはきわめて説得力がないお答えなんです、私も素人でございましてけれども、狭い部分ではかるといふ部分ではかるといふのは当然出てくるデータというものは違ってくる、こう思っているわけでありまして、しかも、先般見ましたけれども、古川果樹園のリンゴの木と一緒にのところに観測のあれを置いてあるわけですね。これで正確な数値が出てくるか、非常に私も現場を見まして疑問に思ったわけでありまして、私は、いま具体的にその問題を取り上げましたが、事はどうもさういふに、危険がない、安全だ、こういうふうな言っているいままでのデータというものが非常に説得力に欠け、科学的でない、こういうふうな考へるわけでありまして、おたくの方では絶対自信があると断言できますか。

○服部政府委員 先ほどお答えいたしましたように、大気汚染関係、壮瞥町につきましては風洞実験を行って、その結果を勘案いたしまして著しい影響が生じないというふうに判断をいたしてあるわけでございます。

○池端委員 東京での机の上ではそういうことが言えるかもしれませんが、現実には壮瞥町という地形、そういうものを考えた場合にはいまの

ようなお答えにはならない、私はこう思っているのです。それからもう一つ、これも昭和五十一年一月二十日、日本気象協会の伝法、石田氏の陳述書によりまして、大気汚染調査では七項目の調査が重要であるといふことで、七項目が列挙されておりますが、その一つに海陸風の調査ということも重視しなければならぬ、こういうふうな言っているわけでありまして、要するに海陸風の前線がどういふ広がりを持っているか、これによって拡散の状況が違ってくるわけでありまして、これについてどのような調査がなされたか、海陸風の前線についてどのような調査がなされたのか、これについてもお尋ねをしたいと思っております。

○服部政府委員 海陸風の關係でございまして、北海道電力が日本気象協会に委託をいたしまして、そこで周辺の八カ所につきまして年間を通じて、そこで気象観測を実施をする、また、長和地点におきまして上層風の観測を実施をしておられるわけでございます。これらの観測結果によりまして、排煙の拡散を阻害し、高濃度汚染の要因となるような現象、冷気の降下現象、そういうものは認められていないわけでございます。ただ、先ほどの問題にも絡みますが、大気汚染関係につきましては、万一大気汚染が著しい現象になるといふ場合には、これは燃料を、たとえばさらに低硫黄の燃料に切りかえらるか、あるいは一番ひどい場合には発電所の運転を一時停止するということによって対処をしていきたい。そういう対策を勘案しながら、なおモニタリングを実施して、必要な場合には必要なる対策をとっていく、こういうことでございまして。

○池端委員 八カ所の調査地点を設けてやっておりますという御説明でございまして、私は、やはり海陸風の前線の調査については、当然のことながら海上で、船を出して定点観測といったようなものを行わなければこれは正確なデータが出てこない、こういうふうな思っているわけでありまして、確かに船での観測をやっておりますけれども、これは水温の調査でありまして、海陸風の問題について

の調査ではない、こういうふうな承知をしておるわけでありまして、ですから、いまいろいろお話がありましたけれども、これらの調査は、端的に申し上げて、非常に手抜かりの部分が多い、ずさんだと言つても言い過ぎではない、こう思っているわけですが、この点はどうですか。

○服部政府委員 大気汚染関係につきましては、町あるいは市当局がモニタリングを実施いたしておりますので、そのモニタリングの状況によりましては、先ほど申しましたような発電所の一時操業停止を含めて機動的な対策をとっていききたい、それで万全を期したいというふうに考えております。

○池端委員 一時操業停止を含めて万全の対策をとるといふのでありますが、操業停止をやらないともしないというために環境調査といふのが行われているのではないのでしょうか。どうも私は本末転倒していると思つております。問題が起きたら操業を停止しますよ、それで済む問題ではない。だから、もう綿密な環境調査といふものは事前になさるべきだ、こういう観点から申し上げておるのですが、どうも部長、いまの答弁はおかしいのではないでしようか。

○服部政府委員 環境調査の結果によりまして、それほど著しい汚染が生ずるというふうには想定されないわけでございますが、なお気象条件等によりまして汚染が著しくなった場合にはどうするかというところで、先ほど低硫黄燃料への切りかえとか、あるいは発電所の操業の一時停止というような措置を申し上げたわけでございますが、もちろん御指摘のように、基本は、そういう環境汚染が生じないような状態で操業を行う、これが基本だと存じます。

○池端委員 どうも苦しい答弁のようでありまして、私は時間がございませぬので、大気汚染の調査についてもこういうような問題点があるということをご指摘しておきますので、よく銘記をしていただきたいと思つております。次に、水汚染の問題に関連してでございます。

先ほど、これも島本議員から、赤潮の発生の問題に関連して質問がありました。私もこの点についてさらにお尋ねをしたいと思いますのでありますが、環境権裁判におきまして、北電側が昭和四十八年二月二十四日付で提出をいたしました第一準備書面では次のように書かれております。「原告らは、温排水によってプランクトンが異常発生し、赤潮が生ずると主張する。赤潮が生ずるためには、数個の条件が必要であるが、なかんずく水が停滞し、かつプランクトンの繁殖をうながす窒素、リンなどの栄養塩類が豊富に存在するという二つの条件が必要である。長和地先の海域の海水は、常に移動し、停滞することはない。また栄養塩類が豊富に存在するというものはないから、赤潮が生ずるおそれはない。」これが昭和四十八年二月二十四日付の第一準備書面の答弁であります。ところが、その「赤潮が生ずるおそれはない。」と言っておいた海域に、昭和四十八年の八月下旬から九月下旬にかけて、噴火湾一帯であります。室蘭から豊浦まで延々数十キロメートルにわたって赤潮が発生をいたしました。また、四十九年九月にも室蘭、伊達市黄金沖、伊達市気門別川と長流川の河口付近それから豊浦町の貴氣別川の河口付近でも大量の赤潮が発生をいたしました。自來五十年、五十二年にも発生をしておりました。「赤潮が生ずるおそれはない。」こう言っておいた地域に、しかも伊達火力がまだ操業していない現在でさえ赤潮が発生をしたということになれば、いままでの前提が全部ひっくり返る、前提が変わったということになるのではないですか。そういう意味では、再度この問題について調査をしていく、見直しをしていくということが今日必要ではないか、こういうふうな思ふのでありますが、その点はいかがでしょう。

○服部政府委員 お尋ねの赤潮の発生状態でございますが、私どもも、調査の結果によりますと、四十九年に五件、五十年に七件、それから五十二年、五十二年にそれぞれ一件、赤潮の発生があったという報告を受けておるわけでございます。

ども、発電所の位置とそれらの発生した個所との距離の問題がございまして……(池端委員「部長、知っているの、その位置を」と呼ぶ)私ども、特に五十二年、五十二年につきましても発電所から約五キロメートルぐらい離れたところで赤潮が発生しているというふうな聞いております。

○池端委員 発電所の温排水の影響範囲というのは、大体汀線方向、なぎさの方向で見まして左右八百メートル、それから沖合が約五百五十メートルというふうな考えられておるわけでございしますが、そういった影響範囲から見ると、発生している地点はかなり距離が離れているところであるというわけではございませんか、こういうふうな考えておるわけではございませんか。

○池端委員 だから心配ない、こういうお答えですか。それでは非常に問題があるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、長流川の河口付近、ここでも赤潮が発生をいたしておるわけでありまして、しかも、この地域では赤潮の発生するおそれは全くないのだという前提のもとでなされておるわけでありまして、明らかにこの前提が変わつてきている、この私は思ふのであります。しかもその後、先ほど島本議員からもお話がありましたように、自然な条件が著しく変容しているわけでありまして、北電の小型港湾の埋立てがございまして、家庭用排水の増大という問題もあつた。また、昨年八月の有珠山の噴火によるところの降灰、泥流、こういう問題等いろいろな条件が、六年前と違つた条件がいまや出てきておるわけでありまして、そういうことになれば、この条件の変化に基づいて当然改めて環境調査というものはなされなければならない、こう思ふのであります。その点について、もう一回お尋ねをしたいと思います。

○服部政府委員 伊達につきましても環境調査でございまして、四十七年の電調審の上程の際に基本的な事項につきましても環境調査を行ったわけでございしますが、その後、御指摘のようにいろいろ環境条件あるいは社会条件等も変わつてい

いうことで厳しく環境チェックをしなければいけません。このように考え方から、その後におきましても、必要なデータにつきましては補足的に資料をとりまして、その結果を踏まえて審査を行い、許可を行つた、こういうことでございまして。

○池端委員 経過報告を聞いておるわけではございませんか、この問題にどう具体的に対処をするのか、こういうことをお尋ねしておるわけでありまして、この赤潮発生という一つの例をとつてみても、やはりいままでの調査というものは不足であつた、したがって、全面的な調査、見直しが必要である、こういうふうには思ふわけでありまして。

ここでひとつ、大臣にお尋ねをしたいと思います。このようにいささかでも疑念があれば、この安全性の確保第一義、これを大前提にする、そういう立場からそれを徹底的に調査をし、検討するというのが環境調査といふものではないでしょうか。環境庁長官として、いまいろいろやりとりを聞いておつて御理解になつたと思ふのでありますが、この点についてどう御判断になれますか、お尋ねをしたいと思います。

○山田国務大臣 赤潮の問題とかいろいろなことが起つておるようでございまして、相関関係といふのは微妙なものがあるかと思ひます。いろいろな点は環境上にも関連します。十分な資料、調査、これを徹底して、ひとつ善処すべきであるというふうな思つております。

○池端委員 時間がございませんで、次の問題に進みます。

去る四月二十一日、パイプラインの埋設工事に反対する住民二人が公務執行妨害等で逮捕をされました。伊達火発の建設をめぐつてこの種警察権力による住民運動の抑圧、何か問題があればすぐ北電側は機動隊の動員を要請する、こういう強権的な姿勢をとり続けているところに非常に大きな問題があると私は思ふのであります。昭和四十七年に石油パイプライン事業法が制定された際に衆議院は、「石油パイプライン事業者に対して

は、事業用施設の設置及び事業の運営にあたり、関係地域住民の意見を尊重し、その不安の解消に努め、安全かつ適正に行なうよう強力に指導すること。」、こういう附帯決議を付しているわけでありまして。また、五十二年十一月十一日の資源エネルギー庁の「伊達火力発電所設置の工事計画の認可について」の文書でも、「地元理解と協力を得て円滑に着手できるように最大限の努力を払うとともに、施工及び運用に当たつても必要な資料を提示する等更に一層地元の理解を深めるよう努められたい。」、こういうふうな述べておるわけでありまして。ところが、いま申し上げましたように、何か問題があればすぐ警察に要請をする、警察権力が前面に出てくる、こういうことでは、こういつた本院の決議もあるいは通達も全く死文化をして

いるといひますか、空洞化している。そこにあるのはむき出しの権力だけだ。これでは地元は納得するはずがないわけでありまして。ますます紛争はエスカレートするばかりであります。こういうような権力的な姿勢といふものを率直に改めて、謙虚に地域の住民と話し合ふ、そういう姿勢が今日非常に必要ではないか、こういうふうな思ふわけでありまして、この点について、どのような見解をお持ちになつておるか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

○服部政府委員 発電所の設置あるいはパイプラインの工事に当たりまして地元理解、協力を得るということが大前提だといふふうには私も考へておりました。そういう意味から、北海道電力に対しまして十分地元の方と話し合いを続け、理解を深めていただくように最大限の努力をすべきである、こういうことで指導をしてまいつたわけでございしますが、御指摘のようにパイプラインの一部におきましてトラブルが生じまして逮捕者が出たといふことは、私も思ひましたし、非常に残念なことだといふふうには考へております。当該地点につきましても北海道電力から事情を聞きまして、何度かお伺いをして説明のチャンスを持つたようでございしますが、なかなか御理解い

ただところまでまだ至っていないという状況に聞いております。御指摘がございましたように、なお一層よく話し合い、理解を深めていただくように北海道電力を指導したい、かように考えております。

○池端委員 先ほど申し上げました通産省からの通知あるいはまた北海道知事の設置許可についての通知、これらのいずれの文書を見ても、そこには地元の理解と協力を得ることが最も重要なことだ、いま部長が言われたようなことをやる述べてあるわけでありまして、ですから、言うなればいづれも条件付きの許認可だ、こういうふうに見てもいいんじゃないかと思うのです。それが大前提なんだよ、そういう性格を持っているものだ、私は思うのでありますが、これが無視をされて強行されている。一度ならず二度、三度、枚挙にいとまがないような事態が発生しているわけでありまして、これでは本当に地元民のコンセンサスを得ることはならない、私はこういうふうに思いますので、いま部長が言われました、そういう方針をあくまでも堅持して、これから会社側を強く指導監督してもらいたい、こう思います。

次に、伊達火力建設や電気料金の値上げなどに反対をして、値上げ分の支払いに応じなかった人たちが「北電に反省を迫る二四不払いの会」という組織をつくっておりますが、これらの十四人の人々に対して北電は、去る二月二日送電をストップしたわけでありまして、現在なお送電停止を受けているのが伊達市内では二名、このほか、札幌で「電気料金を旧料金で払う会」のメンバー六名が送電停止、こういう状況にあっておられるわけでありまして。二月といいますが、北海道では厳寒期であります。この厳寒期に、しかも伊達の場合は、送電をとめるべきではないという仮処分を申請しておる最中に会社側がこういうふうな挙に出たというところは、私は、余りにも一方的な措置ではないか、むしろ、これは電気事業の公益性を否定する暴挙と言わなければならないのではないか、こういうふうにも思うわけでありまして。

私も、現実に電気をとめられているお宅にも行きました。石油ストーブも使えない、ルンペンストーブといって昔われわれが北海道で使った石炭のストーブ、いまほとんどの家庭ではそれはもう使っておりませんが、そのルンペンストーブ、それから古道具屋さんからランプを買ってきて、そして生活をしている。大変な状況で、私は、余りの非情さに怒りすら覚えるという状況でありました。

これらの方々も、北電側が納得いく回答を私たちにしてくれば払う意思は十分にあるということとを言っているわけでありまして。ところが、何ら納得いく回答がない。ただ支払え、支払え、こういうことで推移をしてきたわけでありまして。私は、会社側にも言い分があると思いますが、裁判の結果が出た、こういうようなことも言うべきでありまして。しかし、電気というものの公益性を考慮するならば、もっと率直に話し合う、そういう謙虚な姿勢が必要ではなかったのか、こういうふうに思うわけでありまして、これについて、通産省としてはどういうふうにお考えになっておりますか。

○服部政府委員 御指摘のございました供給停止の措置は、正規の料金が支払われないことに対して、裁判所の判断を得て電気供給規程に基づいて行つた、他の需要家との公平という観点から考えますと、供給停止というのはやむを得ないものというふうに考えるわけでございます。

ただ、ただいま御指摘のございましたように、需要家の方の主張に対して、電力会社としても十分に説明等論議を尽くす必要があるかと思ひます。こういう需要家に対して十分説明を行ひまして、問題の解決を図るよう北海道電力を指導していききたい、かように考えております。

○池端委員 この人たちは、電気料金の値上げや火力発電所の安全性、必要性に疑問を持って会社側に説明を求めた。そして、納得できればこれはもういつまでも払う、こういう姿勢で説明を求めていたにもかかわらず、これにに応じない。そして、支払い要求を繰り返して、ついに送電停止。しか

も、二月の二日です、全くの厳寒期であります。こういう措置をとるといふことは、私は人権問題にもなりかねない、こう思うわけでありまして。地域の独占事業がこういう措置に出るといふことは、一種の実力行使でありまして。民法一条に規定する「権利ノ濫用」でもある、こういうふうに思うわけでありまして。

いま、十分話し合うようにという指導をしたい、こういうお話であります。私は、まずこの問題の解決は、何といつても、このような生活を脅かす送電停止を解除をして、そしてまず電気を送って、その中で双方話し合いのテーブルにつく、そして話し合いによって解決をする、こういう方法をとるべきだ、そしてそのことを通産省も積極的に現地に對して指導すべきだ、こういうふうにお考えがございしますが、そのような指導をするお考えがございしますかどうか、その点をお尋ねをしたいと思つたので。

○服部政府委員 供給規程によりまして、供給停止は一定の要件が決まっております。ほかの需要家との公平という観点から見ますと、供給停止といふのはその意味ではやむを得ないものではないかというふうに考えるわけでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、需要家とよく話し合い、理解をしていただくように努力するといふことは必要だといふふうに考えますので、その方向で北海道電力を指導してまいりたいというところでございします。

○池端委員 時間も参りましたので、これでやめたいと思つておりますが、ただ需要家と話し合うだけでは問題の具体的な進展にならないと私は思うのであります。それはいろいろ法律にあって、公平の原則とかなんといふようなことがあって、しかし何と云つたつて、これは生活を脅かす大変な問題でありますから、いろいろな事情はあるし、いろいろな言い分はあると思ひますけれども、まず送電を行う、送電停止を解除して電気をつけた上で、そしてお互いに胸襟を開いて話し合う、伊達火発の問題点についてもいろいろ話し

し合う、料金値上げの問題についても話し合う、こういう率直な姿勢というものがいま望まれていると私は思うのであります。二月二日でありまして、もう三カ月経過してランプの中で生活している、この人たちの生活にも思いをはせて、もっと建設的な、前進的な指導というものを私は特に望んで、時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。

○久保委員長 次に、岡田春夫君。

○岡田(春)委員 本論に入る前に、午前中の水田君の質問、パイプラインで大変欠陥がある、この問題はきわめて重大なんです、いま通産省の御答弁を聞いてみると、事前に御存じであったように感じられる。そうすると、消防庁もこれは監督責任があるんだが、その点について消防庁は事前に知っておりましたか、どうですか。

○矢野野説明員 午前中御質問ございまして、すぐ消防庁に帰って北海道庁に電話いたしました。初めて事実を知つた次第でございます。全然存じ上げておりませんでした。

○岡田(春)委員 知らなかった……。

○岡田(春)委員 現地の消防関係も知らなかったわけですか。

○矢野野説明員 北海道庁はよく知っておりますので、そういう事態があつたら直ちに国の方へ今後は状況を連絡するようという指示をいたしました。

○岡田(春)委員 北海道庁は知っていたのですか。

○矢野野説明員 はい、知っておりました。

○岡田(春)委員 これは消防庁ばかりじゃなく、通産省も含めて監督責任の問題ですね。私はここで資料として要求しておきたいんですが、北海道庁が知つておつたとするならば、消防庁としては、どういう場所、どういふ距離において、どういふ欠陥があつたか、そういうのを後で資料としてお出しをいただきたい。それから、通産省も先ほど知つておるといふような模様でございましたの

で、具体的な場所それから調査をした日付、そういう点も含めて後でぜひ資料を出していただきたい。これは委員長にもお願いをしておきます。いかがでしょう、よろしいですか。

○久保委員長 岡田委員の資料要求、いかがですか。

○矢野野説明員 御指摘のとおり資料については、すでに午前中に国の方へ連絡するように指示してありますが、さらに念を押して連絡したいと思ひます。

○服部政府委員 資料にいたしまして提出させていただきます。

○岡田(審)委員 もう一つ、今度は山田長官にちよつと伺いたいのですが、いま御質問のありました逮捕事件ですが、これは二十一日にあった。これは私が質問した数年前の記憶があるんだが、三木環境庁長官のころに、やはり伊達の本体の建設に当たって資材の搬入についてトラブルが起つたのです。機動隊を相当動員して、これを阻止する側との衝突直前の状態にまで至つたのですけれども、三木環境庁長官は、環境問題としては地元のコンセンサスを得ることが第一であるからそういう流血の惨事を絶対に起こしてはならないと、わざわざ長官みずから北海道警察に対して連絡をとりまして、そして流血の惨事が起こらないことで未然に解決したことがあるのです。これは数年前のことです。

先ほどからあなたもお聞きのように、パイプラインについては相当欠陥があるということは大體おわかりいただいたと思うのです。しかも、いろいろなパイプラインの構造その他についても、そういう資料を見せてくれと言つても見せてもらえない。そういう点で、地元住民と北電との間には相当感情が硬化をしているということが大體御想像できると思う。特にそういう中においてこの逮捕事件があり、すでに五日間もたつておられるわけですね。今後まだまだ逮捕者を置いておくというふうなことになるかと、現地の住民と北電との関係というものはますます悪化すると見なければならぬと思う。やはりここで長官として、環境問題として地元コンセンサスを得るという点からいっても、これは速やかに釈放させるということとをひとつ御努力をいただきたいと私は思うのです。そういう中で、少しでも地元住民とのコンセンサスを得る方向に行く必要があると思うので、そういう点の御努力をいただけるかどうか、その点をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○山田国務大臣 逮捕事件を生じた内容自身、こちらでも詳しくわかりませんけれども、この種の問題については地元民とのコンセンサスが事を円満に運ぶ一つの重要な要件だというのがわれわれの基本的な立場でございまして、ひとつその点調べて、できるだけ善処したい、こう考えております。

○岡田(審)委員 ひとつ極力御努力をお願いしたいと思ひます。

本論に入っていきますけれども、まず私の伺いたいのはパイプラインの問題なんです。今度の伊達火力の工事総額というのは大體どれくらいになりますか。

○服部政府委員 一、二号合わせまして、約九百四十億というふう聞いております。

○岡田(審)委員 それじゃ部長、その中にはパイプラインの費用が入っているのですか、それとも別個ですか。パイプラインはどれくらいの工事総額ですか。

○服部政府委員 ただいま申し上げました九百四十億というのは総額でございまして、一号機と二号機とパイプライン、この三者を含めております。

パイプライン関係は約百十億でございまして、

○岡田(審)委員 では、大體九分の一というわけですね。約一割。

そこで経企庁に伺いたいのですが、六十回の電調審によると、この電調審の審議、そしてこの議決をやるに当たつて、当時の局長が報告をしておりますね。その報告の中に、パイプラインを敷設する計画として、室蘭港からパイプラインによりま

して約二十五キロ送油するという計画になっております。したがって電調審として承認をしたのは、パイプラインをつけたものということで承認をしたということですね。

○高木説明員 電調審の審議におきましては、室蘭港からのパイプラインによつて給油をするという前提において審査をしております。

○岡田(審)委員 それからも一つ伺いたいのだが、パイプラインは電気事業法の二条、それから電源開発促進法に基づく電気工作物の一部に含まれますか、どうですか。

○高木説明員 電源開発促進法の二条におきまして、「この法律において『電源開発』とは」として、

「改定又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良」となっております。この工作物にはやはり電源開発に伴う設備は含むものと解すべきだと思ひます。

○服部政府委員 電気事業法第二条の「電気工作物」の中にパイプラインは含まれるものと解釈いたします。

○岡田(審)委員 そうすると、電気事業法の八条で伊達火力の建設認可がされて、そして七条に基づいて何年以内に事業を開始するかの指定が行われているはずですね。その指定については五年以内に開始しなければならないということになってはいるのですが、公益事業部長に伺いたいの

は、最初に八条認可で七条に基づく事業開始の通告をしたのは四十七年十一月二十四日、それから五十一年の十一月二十三日まで三年間の余裕を置いて事業開始の指定をしたわけでありませうね。その後何回、どのようになつていっているのか、ここら辺の経過を伺いたいの。

○服部政府委員 電気事業法第八條の許可でございしますが、本件につきましては、四十七年の十一月二十四日に許可しております。その後三回の七条により指定期間の延長の措置が講じられております。第一回目が五十一年の十一月二十日でございます。これは一年間の延長でございまして、

それから、二回目が五十一年の六月二十四日でございます。これは二年間、前回の一年を含みまして二年延長、それから第三回目が五十二年の十月十五日でございまして、前回及び前々回の合計で三年四カ月、新たに延ばしたのは一年四カ月というところでございまして、

○岡田(審)委員 最後の場合、五十二年の十月十五日ですね。これは七条の一項じゃないでしょうか。七条の三項でしょう。しかも、これは五年間しか、いわゆる事業開始の期間は認められないのに、いままあなたの御説明によると、合計いたしますと最初の三年と後の三年と六年になりますね。そうすると、五十二年の十月十五日ですか、これ以降の、これというのは、これは五年を超えまして、当然これは七条の三項であつて、しかもこれは正当の理由がなければならぬということになつてい

ますね。その正当の理由というのは一体どういふものなんでしょうか。お認めになつた限りは、何か正当な理由について論拠がなきゃならないはずだが、

○服部政府委員 若干法律解釈でございまして、八条許可が四十七年の十一月二十四日に行われまして、この際、七条一項によりまして五年以内の期間ということになつておりますが、その際に三年という期間を指定をいたしております。したが

しまして、先ほど申しました一回目、二回目、三回目いづれも七条三項の規定によりまして期間延長を行つたということとでございまして、いづれの場合におきましても、それぞれ地元の理解と協力を得るために、地元に対して話し合いと申しますか、その努力を続けていたということから、期間の延長もやむを得ないだろうということで、七条の三項で三回とも認めた、こういうことでございまして、

○岡田(審)委員 あなたの解釈だと通算する必要はないわけですか。たとえばあなた、五年以内だったから、最初に四十七年に事業許可を三年出したね。その次また三年出し、永久にそういう形でやつていけるわけですね、そうならば、三年ごと通算は必要ないわけだ。五年という制限は必要ないわけだ。通算五年間という必要はないわけだす

して、問題があらうかと存じますが、私どももいたしましては、八条の添付書類の中に観念的にはと申しますか、考え方としてはパイプラインが入っているというふうに承知いたしておりますし、またそうあるべきものと考えております。

○岡田(春)委員 そうすれば、それは確認いたさきまして、施行規則の第六条に基づく地形図、たとえば第三号、その他具体的な面において工事工程表、この中にも当然パイプラインが入っていないければならないわけですね。工事金額の中には入っておいて工事工程表の中には入っていない、地図の中にもパイプラインが書いてない、こんなことがあり得ますか、どうですか。

○服部政府委員 電気事業法八条の許可でございますが、これは発電用の電気工作物にありましては、その設置の場所、周波数、原動力の種類、出力という基本的な事項について審査を行うということになっております。そのための参考資料として、先ほど申し上げた工事費概算書も入っているわけでございます。基本的には八条の許可に必要な範囲においてそれぞれの資料を添付させるということでございます。そのときには、つきりわかっているものについては明確に書くかと思いますが、概略しかわからないもの、まだ決まっていないもの等について、八条許可の必要な範囲において資料を提出させ審査するというところでございます。

○岡田(春)委員 あなた、もう一度読んでみましょうか。第六条の第三号「変更に係る電気工作物」、電気工作物の中にパイプラインは入っていませんね。「電気工作物の概要を明示した縮尺五万分の一の地形図」、金の方は入っているのに、ここへ入れなくていいという理由にならないじゃないですか。そうでしょう。それから第五号、「変更が発電所、変電所または送電線路に係る場合は、工事工程表」少なくとも第三号の地形図の中に入っていないとおっしゃることは、私は納得できない。金が入っていて、こっちに入っていないというのはおかしいじゃないですか。それが一つ。恐ら

く入っていないのだと私は思う。いいですが、長官、これも聞いておいてください。なぜならば、パイプラインの四十一号認可は五十一年十一月十六日に行われているのだから、四年後ののだから、四年前に認可をとった八条認可の中にこれは入るわけはないのです。これほどずさんなのだということを私はここで言いたいのです。これほどずさんなのですよ、年度のパイプライン問題、伊達火力総体として、この点をあなた方はよほどしっかりと腹に受けておいてもらわないと、北電のやつたことは何でもオーケー、オーケーなど言っているのでは話になりません。先ほど私に御答弁なさった、五十一年十一月、五十一年六月と二回変更、これまではないのですよ、パイプラインの認可は、その後なのです。だから恐らく書いてないと思います。書いてないということは問題がありますよ。

というのは、電気工作物の変更を継続してやっていた場合には百十八条の罰則規定を受けるということですよ。あなた方、これで裁判に對抗できますか。裁判をやってみましょうか。通産省、負けますよ。大丈夫ですか、確信がありますか。ないでしょう。私は弁護士じゃないけれども、私がこの実態を具体的に調べた限りでも、第八号一項についてきわめて疑義がある、あなた方の認可について、あなた方は四十一号認可だけれどもとおっしゃっているでしょう。四十一号の中に、工事金額の中にないじゃないですか。百億もするものに對して工事総額の金額も出さないで済むのですか。電気料金全部入るのですよ。こんなことはずさんだと思われませんか、どうですか。御感想を伺いたい。

○服部政府委員 御指摘のございました電気事業法施行規則第六条第三号でございますが、これは「変更に係る電気工作物の概要」云々となっております。私も、先ほど申し上げましたように、八条許可の対象となる電気工作物であるというふうに解釈をいたしておりますので、パイプラインはそれ

に該当しないと解釈をしておるわけでござい

○岡田(春)委員 そうすると、パイプラインは八条の対象にならない、あなたの御答弁はそうすね。しかし、工事金額の中では対象になるということですね。それは一体どういうことなのですか。

○服部政府委員 工事総額の方は別に限定がございまして、発電所全体として概略どのぐらいかかるかという事実を承知しておくためのものでございまして。先ほど六条の三号というふうに申しましたが、そこにおける「縮尺五万分の一の地形図」等につきましては、これは八条許可の対象となる電気工作物について提出をさせるということでございます。

なお、料金関係のお話が出ましたが、料金関係につきましても、料金改定の必要がある場合に厳密なチェックを行いまして、そこで設備の原価を確定するという作業が別途行われますので、この概算額と料金関係は直接結びつかないということでございます。

○岡田(春)委員 あなた、それで質問をした者が納得できると思いますか。施行規則の第六条の十号では工事概算額というものがあつて、その中にはパイプラインが入っているとあなたはおっしゃった。「変更に係る」というのは第八号を意味することなのですよ。「係る電気工作物」という意味なのです。あなたはさつき、電気工作物の中にパイプラインは入っていると言ったじゃないですか。だから工事概算額の中に入っているのじゃないか。地図の方は入れてなくていいのだという論拠はないですよ。まだまだこれは御勉強を願います。私、あと二十分しかないのです、この問題はかりややつていただけないので、あなた、これはもうちょっと御勉強願いたい。

ただ一点だけ伺っておきたいが、いまの御答弁並びにきょう朝からやっている島本さん、水田君、池端君、皆さんの御質問を聞いても、私はますます感を得るのだが、第五号の第五号、「その電

気事業の計画が確定であること。」が許可の条件になっていきますね。この事業は確定ですか、どうですか。こんなにずさんで、だらしないじゃない、工事には欠陥があつて、確定と言えないのじゃないですか。これを許可したことは通産省の責任じゃないませんか、この五条の五号に違反することに

○服部政府委員 第八号の変更の許可でございますが、この基準として計画の確実性という基準があるわけでございます。その解釈でございますけれども、八条許可はやはり総括的、概括的に判断をして許可、不許可の処分をするということでございます。不確実ということがはつきりしているようなものにつきましては、もちろん確実性の規定で排除されることにならうかと思ひますが、概略確定だというふうに考えられるものにつきましては、その基準に該当すると解釈をいたしております。

○岡田(春)委員 部長、気の毒だけれども、ずいぶん苦しいね。その答弁じゃわからないですよ。それじゃ、この問題は留保して、また後でやりま

す。今後は温排水に入りましょう。まず電調審に伺いたい。

六十回の電調審で、伊達火力を承認する場合に、温排水についての具体的な説明がありましたね。その説明の部分を中心に、たとえば温排水の温度はどれくらい、それから水量はどれくらい、それからその拡散範囲を調べるとどれくらいになる、こういうことが前提として承認になっているはずですが、こういう点について電調審から御答弁をいただきたい。

○高木説明員 電源開発調整審議会におきまして議論になりましたのはまず水量でございますけれども、水量については一、二号合わせて約二十二トン毎秒でございます。それから温度上昇でございますけれども、これにつきましては八度ないし十度近く本来上がるわけでございますが、この場合に取水口を深層取水として、放水口の温

なら有珠の漁協に及ぶ可能性が非常にあるんですよ、水の流れによって。だから、この点は抜本的に再検討をしてもらいたい。半径七百二十メートルで、それに基づいて補償が行われている伊達漁協についても、これは追加補償をしなければなりません。それから、有珠漁協に対する補償の問題も出てくるわけです。こういう点を含めて検討いただけますか。

○木内説明員 検討いたしました、先生に御説明させていただきます。と思います。

○岡田(春)委員 個人に御説明だけでは困るのです。次回あたりに、また、委員長にお許しをいただいて若干の時間——この問題は非常に重要でございます、実は補償問題にかかってくるものですから。こういう点は正式に御答弁をいただき、それに基づいて私、また質問をしたいと思っております。きょうはちょうど時間になりましたので、これ以上私は質問いたしません。問題を留保して、あなたの方のまとめた御答弁をいただきたいと思っております。さっきのパイプラインの問題もありません。両方ひとつ、部長、十分御勉強のほどをお願いいたします。

それじゃ、これで終わらせてもらいます。

○久保委員長 次に、古寺宏君。

○古寺委員 最初に、通産省にお尋ねをいたしますが、使用済特定施設に係る鉱害防止事業に関する基本方針というのがございまして、休廃止鉱山等に対する鉱害防止事業が行われているわけでございますが、青森県の上北鉱山の鉱害防止事業についてどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

○松村政府委員 お答えいたします。

上北鉱山の鉱害防止工事につきましては、総点検を、融雪期の五月末と湯水期の八月末、この二回にわたって実施することに、青森県と協議ができています。これは、最近行っております全国的な堆積場の総点検の一環であるわけでございますが、この点検を踏まえまして、今後とも鉱害防止工事を一層徹底していきたい。

これによって、御指摘のございました鉱害防止工事を遺憾なく実施してまいりたい、こういうふうと考えております。

○古寺委員 いままで五年間、鉱害防止工事を行ってきたわけでございますが、昭和四十八年度以降の毎年の工事量、いわゆる防止計画の工事の経費、これはどのくらいになっているのか、また進捗率はどのくらいなのか、お伺いします。

○松村政府委員 お答えいたします。

鉱害防止工事の上北鉱山における実施状況でございますが、本年の三月三十一日現在をもちまして、坑水関係といたしましては、坑口の耐圧閉塞を完了いたしましたのが三施設でございます。それから実施中が九施設でございます。それから堆積場関係でございますけれども、対策工事を完了いたしましたのが十四堆積場、それから実施中が四件、それから未着手一件、こういうふうになっております。

○古寺委員 毎年の、昭和四十八年、四十九年、五十年というふうに、各年度別の経費は幾らかかっていますか。

○松村政府委員 経費につきましては、ただいま手元に資料がございません。

○古寺委員 資料がないというのはおかしいじゃないですか。それじゃ、前の質問ではありませんが、すぐ調べてください、私のこの質問時間中に、

○松村政府委員 できる限り準備いたしたいと思っております。

○古寺委員 昭和五十三年の一月二十七日でございますから今年でございます。仙台鉱山保安監督部長あてに天間林村長名をもって「上北鉱山の鉱害対策事業について」という要望書が提出をされております。

その第一項目は「降雨時の水質状況について」、第二点は「名出付沢悪水について」、第三は「松ヶ沢悪水について」、第四「上北鉱業所とのPH同時測定について」、第五「天間ダムの堆砂量及び底質調査結果について」、第六「鉱害対策事業終了箇所補正について」、「以上の諸点と現在実施計画の

特別措置法上の諸事業との融合性を加味され地域住民の望みの坪川水質浄化のため鉱害対策事業の促進方について特段のご配慮賜りますよう強く要望致します。尚御多忙中の折恐縮ではございますが上記諸点についての対策措置を早期に回答下さいようお願い申し上げます。」「こういう要望書に對しまして、仙台的の鉱山保安監督部長から五十三年度の三月十日の天間林村の村長あての回答を見ますと、この要望に対する具体的な回答がなされていないわけです。

この要望書につきましては、鉱山側と、それから鉱山保安監督部と両方に要望書を提出しているのですが、鉱山側の方では、その項目別に回答を出してあります。

なぜこの監督の責任にある保安監督部が具体的な回答を出さなかったのか、監督を十分にやっていないのか、その点について承りたいと思います。

○松村説明員 お答え申し上げます。

その問題がございましたので、先ほどちょっと審議官の方から御説明ありました五月と八月に点検を行うことにしてある次第でございます。

○古寺委員 その点検をなさるといふのはもちろん必要なことでございましてからわかりますが、これはもうすでに昭和四十八年以前においても鉱害防止工事というものは行われておったわけですから、四十八年以降は、先ほど申し上げましたように、この法律に基づいて鉱害防止工事を行っておるのです。ただ、その具体的な内容が、鉱山保安部の方ではっきりわからないというところに私は問題があると思うのですが、どうなんですか。

○松村説明員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり鉱害防止工事をずっと続けてきてまいっておりますが、その効果の確認というような点も含めまして点検を行う、こういうことを考えているわけです。

○古寺委員 実際にこの天間林村が、PHの測定だけでございまして、村独自で調査を行っております。その結果を見ますと、全然この鉱害防止工事の効果というものがあらわれていないのです。

ね。もうほとんど以前と同じような状態になっているというのがこの結果に出ているわけです。

そこで、私はお伺いしたいのは、現在、坪川の下水に天間ダムがございまして。ここに鉱泥がどんどん堆積されているわけでございます。この鉱泥の分析結果が出ておりますが、昭和四十九年の十月二十一日の採泥の分析結果によりますと、天間ダムの鉛で最高が五六〇ppm、銅が一五六〇ppm、カドミウムが二・六ppm、亜鉛が一七〇ppm、こういうふうになっているわけですね。それが今度昭和五十二年の十一月の調査結果によりますと、銅が最高一七〇ppm、亜鉛が一三〇ppm、鉛が七〇ppm、カドミウムが三・三ppm、砒素が二五〇ppm、こういうふう

に底質が次第に悪化している傾向があるわけですが、したがって、この天間ダムに堆積されている鉱泥をいかに処理するかということが非常に大きな課題になっているわけでございますが、この鉱泥の処理について環境庁はどういうふうにお考えになつておりますか。

○二瓶政府委員 天間ダムの鉱泥でございますが、ただいま先生からお話ございましたような鉱泥中に含まれる重金属、この含有率があるわけでございます。ただ問題は、こういう含有率は相当高い値を示しておりますが、これがどの程度水に溶けて流れ出るかということが水質の問題からいたしますと一番関心のあるところでございます。そこで、水質の調査をいたしまして、その結果等を見ておるわけでございますが、その結果によりますと、重金属の水質中における量、このものについてはそれほど大きな問題はない、かように考えておるわけです。したがって、この天間ダムの底質の除去というような問題についても、すぐさまこれをやるべきだということまでまだ考えておりません。

○古寺委員 私、非常にその辺が環境庁はルールじやないかと思うのです。現在、底質除去の暫定の基準として定められてあるのは、水銀とPCBだけでございまして、他の重金属その他につい

てはまだ暫定基準も何にも決まっていなくて、

それでは、それはいつおやりになるのですか。こういうふうにおわれの想像もつかないような高濃度の金属汚染がある、そういう鉍泥を、大した心配がないと言つて放置しているその無神経さと申しますか。それじゃ、それ以上のどのくらいになったら基準を設けるわけですか。

○二瓶政府委員 ただいま先生からもお話しございましたように、現在、暫定除去基準を設定いたしておりますもの、これは水銀とPCBの二つでございます。問題は、なぜ水銀とPCBだけを特に、現在、暫定除去基準を決めておられるのかということになりますと、この水銀とPCBにつきましては、いわゆる蓄積性汚染があるということで、魚介類を通じてこれを人間が摂取することによりまして、人体に蓄積をすることによっていろいろな健康上の障害が出るわけでございます。そういう健康上の問題がございまして、厚生省としまして魚介類の暫定的規制値というものを水銀とPCBに設定をいたしております。したがって、環境庁としましては、この魚介類の暫定的規制値というものを水銀とPCBの二つから水とのかみがあるわけでございます。それから、それから考えまして、水なり底質といいますが、そういう面との関連性を考えまして、今度は底質の暫定除去基準というものを決めておるわけでございます。その他の重金属等有害物質等もあるわけでございますが、これらにつきましては魚介類を通じて人体を汚染するというような実態もございせん。また、その可能性というものが非常に薄いというふうなことで、現在、魚介類の許容基準といいますが、こういうものも厚生省の方でも設定をいたしております。

○古寺委員 この天間ダムでは、毎年、一番最下

位にあるゲートを秋口に開放いたしまして、昭和四十九年ごろまではある程度鉍泥をここから放流しておいた。これはゲートの調節点検のためだったわけですね。それをやりますと、なぜそれでは坪川に魚がいなくなるのですか。どういふわけが魚がいなくなるのですか、局長。

○二瓶政府委員 坪川の水質等につきまして、データーのいろいろ調べたものは持つておりますが、魚の方がどの程度になっておられるかというのは、具体的にはちょっと調査をいたしていません。したがって、魚がいなくなったということの理由につきましては十分わかりませんが、まあ一つは、やはりPHが高いという問題はあろうかと思ひます。これもだんだん下流に及ぶほど、また年次の調査をいたしてみましたが結果におきましても、PH等が逐次六をこえるというふうな数字にだんだん近寄つてきておられるのでございますが、河口におきましては、公害防止事業等も十分やつていない段階等におきましては、PHの関係等も魚類にいろいろの問題があつたのではないかと、かように思ひます。

○古寺委員 昭和四十九年までは放流しておったのですが、それをストップしてから、いまはフナもそれからサケも遡上するようになったのです。これをまた放流しますと、前と同じような状態になつてしまふのです。ですから、この鉍泥をしゃんせつするなり、どういふふうにして除去するかという問題が一つ大きな問題です。あるいは調節用のゲートを点検するのはもうやめてしまふのか、こういうふうな問題も出ておられるわけなんです。ダム管理の上でこういう鉍泥あるいはゲートの調節、こういう問題については建設省はどういふふうにお考えでしょうか。

○堀説明員 お答えいたします。天間ダムにつきましては、これは現在、青森県の県南土地改良事務所が管理しておられるわけですが、私も、河川管理者としてこのダムを管理しているわけですが、ダムからの取水は表面取水で行い、また洪水時も堤頂部から行

う構造となつておるといふことで、鉍泥が流出するおそれはないというふう聞いております。それから、堆砂量につきましても、現在、計画堆砂量の中に入つておられて、それから、私もこのダムの下流三カ所水質の調査をしておるわけですが、特にこの下流について異常もありませんので、現在このままでおるわけでございます。

○古寺委員 ふだんのとときは表面の水だけ流れていきますから大した異常はないと思うのですが、洪水とか大雨あるいは融雪期、こういう場合の水質調査をなさつたことはございますか。

○堀説明員 調査しております。

○古寺委員 それは何年の何月何日ですか。

○堀説明員 お答えいたします。

現在手元の資料では月日までは出ていないわけですが、四十九年、たとえば二ツ森橋においては測定回数年間十二回という資料をいま用意しております。それで、何月何日の測定という日にちについては、現在、手元には持つておりません。

○古寺委員 私が申し上げているのは、融雪期あるいは大雨が降つておられるような場合です。そういう場合の水質について調査をしたことがあるかどうかということをお承知したいのです。

○堀説明員 現在、御指摘の点については手元に明快な資料をもつておりませんので、検討させていただきます。

○古寺委員 そこで、環境庁にお尋ねしたいのです。

この坪川は高瀬川流域になっております。御承知のように、むつ小川原開発の一環として現在、小川原湖の淡水化のための高瀬川の潮どめせきの工事が始まつておられるわけですが、小川原湖をきれいにしていくためには当然、水質の環境基準の類型の設定というものが要になるわけですが、現在、坪川の水質基準はどのようになつておりますか。

○二瓶政府委員 環境基準の設定でございます

が、いわゆる高瀬川水系、坪川も含めまして、小川原湖も含めまして、現在、環境基準は未設定でございます。県の方としては、一応、今年度いっぱい、五十三年度いっぱいを目途に類型指定をしようということ、目下そのための必要の調査を取り進め、かように聞いております。

○古寺委員 この環境基準の設定が非常におくれているわけですが、これはどういふわけなんですか。

○林説明員 お答え申し上げます。

先生、むつ小川原開発に伴います環境影響評価についてはよく御存じのとおりでございますが、むつ小川原開発に絡みまして青森県で調査いたしました水質試料につきましては、なお試料数等十分でない面がございまして、むつ小川原開発の際にも私も、なお今後、本格的な工事が始まるまでの間に、そういった水質データ等につきましても十分補充調査をするように指導しておるところでございます。青森県は私の指導を受けまして、ただいま通年のデータをもつて十分にとつて、私の指導に沿つたデータをもつて当てはめをしたいということ、ただいま調査中でございます。

以上でございます。

○古寺委員 高瀬川水系ということになりますと、坪川以外の流入河川についても全部設定しなければならぬことになるわけですが、他の河川の水質の調査は現在どのように行われておりますか。

○林説明員 お答え申し上げます。

小川原湖に流入いたします河川は七戸川、坪川のほかに、先生よく御存じのように、たくさん河川がございまして、これにつきましても、県は、公共用水域の水質調査ということで調査をいたしております。ただ、先ほど局長も御答弁申し上げましたように、類型指定をいたしますために、有害項目のほかに生活環境項目も含めまして十分なデータを用意して、それから水域の現在及び将来の利用目的の適応性ということとを十分に検討し

た上で類型当てはめをしたい、私どももそのよう
に指導しておりますので、ただいま県で調査中と
いうことに心得ております。

○古寺委員 環境基準を設定する場合に、当然、
坪川の上流の問題を解決しなければ目標の達成は
なかなか容易でないと思うのですが、そういう点
について、いわゆる使用済み特定施設にかかわる
公害防止事業の基本方針について、環境庁と通産
省の間で現在までどのような協議がなされて
きたのか、その点について承りたいと思います。

○二瓶政府委員 ただいまの点につきましては、
環境庁の方にも相談がございます。したがいまし
て、全国には使用済みの休廃止鉱山がまだたくさ
んございます。これが、特に強酸性の坑水等を初
めとして重金属等を流しておるといふ実態が
ございまして、早目にこの使用済みの鉱山の
公害防止工事を行っていただくということで、極
力そういう面につきまして充実するようにという
角度で、御相談の際には環境庁としてもいろいろ
申し上げておる、こういうことでございます。

○古寺委員 そうすると、金属鉱業等鉱害対策特
別措置法の中の基本方針は、しよつちゅうその一
つ一つの鉱山についてそういう方針を協議するわ
けでございますか。

○松村政府委員 基本方針は五年前に一回つくり
まして、それを今度の三月に改定したわけござ
います。改定に当たりましては、いま環境庁の
方から御説明があったような五カ年計画について
の考え方といったようなものを基礎といたしまし
て総事業量を決めたわけでございますが、個別の
鉱山につきましては、それぞれ関係しております
都道府県、地方自治体と連絡をとりまして毎年こ
れを進めていくということでございます。

○古寺委員 今回の五カ年計画の基本方針の改定
に当たりまして、中央鉱山保安協議会ではどうい
う意見を出しているわけでございますか。

○橋山説明員 お答えいたします。
中央鉱山保安協議会は三月に開きまして、その
場に基本方針の改定を出しまして、了承をいただ

いております。

○古寺委員 今度の改定の内容は、事業量の改定
だけしか公示されておりますが、他にもあるわ
けでございますか。

○橋山説明員 お答えいたします。
事業量のほかに終了時期ということ、五十七
年度完了、こういうふうなことでござります。

○古寺委員 これは通産大臣と環境庁長官の協議
事項になっておりますが、この改定に当たって環
境庁は通産省に具体的にどのような意見を具
申しておりますか。どういう協議をなさいましたで
すか。

○二瓶政府委員 ただいま鉱山課長からお話が
ありましたように、今度の基本方針の改定の際に
環境庁に当然協議があったわけでございますが、
これは全体の事業量と終了の時期といいますが、
一応いつまでにこの事業を完了するかということ
が一番主な点でございます。それで、これにつ
きましては全体的な、マクロ的な結果数字としてこ
こに事業量なり終了の時期が五十七年度というよ
うな指示が決まっておりますわけでございますが、も
ちろんいろいろ個別の問題があるわけございま
す。そういうものにつきまして一般的ないろいろ
の申し上げまして、その積み上げの結果として
マクロ的にこうできておる、こういうことござ
います。

そういうことで、環境庁としても、この面につ
いては十分早期にこれを完了するという角度で、
通産省の方も前向きに取り組んでいただいたとい
うことで、まあこういう線で行くということ
で、ことしの三月末にこれが確定を見たとい
うことでございます。

○古寺委員 何かびんとこないのです。通産省
を一生懸命はめていらつしやいますけれども、ど
こがそんなに変わったのか。私が見るところでは、
当時の三百三十億が四百億に変わり、それで期間
が五年間、五十七年までに完了するというもので
あって、内容は全然前と変わらないうわけ
ですね。それを環境庁が一生懸命はめていらつ

しやるわけですね。たとえば、いま水質課長さんが
おっしゃったように、環境基準を定めまします、そ
の場合に局長さんは、いまのような通産省の指導
でもって昭和五十七年なら五十七年までに環境
基準の達成が可能であるというふうにお考えなん
ですか。今度環境基準を定めましますね、その場合
昭和五十七年までに鉱害防止事業がきちっと完了
して、そして環境基準をきちっと達成できるとい
うふうに確信しておられるのですか。

○二瓶政府委員 水質の環境基準につきまして
は、先生御存じのとおり、健康項目とそれから生
活環境項目と大別されるわけでございます。健康
項目の方は、まさに人の健康に関連する問題で
ございまして、まさに全国一律でございます。したが
いま、現在の高瀬川水系につきましては、この健康
項目の方につきましては環境基準というものが決
まっております、こういう姿でございます。

問題は、先ほど来、環境基準が未設定というこ
とで特に問題になっておりますのは、生活環境項
目の方でございます。この生活環境項目につきま
しては、河川につきましても類型がAから始まり
まして数種類あるわけでございます。その類型を
その川の実態に応じて現在の利水あるいは将来の
利水のあり方、そういうふうなものを頭に置いて、
ここはそれじゃAであるとかここはBであるとい
うふうにして当てるわけでございます。したが
いま、いままで五十七年に鉱害防止工
事が使用済みの休廃止鉱山等について終わる、し
たがって五十七年度には環境基準というものは達
成するか、こういうお尋ねでございますが、問題
は、その当てるはめを一体どういうふうにするか、
これは県が、今後のむつ小川原湖そのものの
利用の関係もございまして、その辺も念頭に置
いて、同じ川の中でも上流の方はどう、中流の方
はどう、下流の方はどうというふうにならざる
ではめをやるわけでございます。したがいま、
Aを当てるはめるのかBを当てるはめるのか、その辺
も県の方が現在調査をしております、将来の小
川原湖の利水ということも頭に置いて当てるはめ

やるということにならうと思ひます。もちろん環
境基準といひますのは達成維持すべき行政目標と
いうことになるわけでございますから、直ちに達
成するといひのが一番望ましい姿でございます。

それに向かつて達成すべく、各般の水質浄化対策
といひますか保全対策を講じていく、こういうこ
とにならうと思ひます。したがいま、いまの
ところ県の方がどれを当てるはめるのか、まだ調査
中なものですから、ちよつと明確には申し上げか
ねますけれども、達成が非常にむずかしい当ては
め、しかも利水というものを度外視した基準を当
てはめるといふようなことは考えておらない、こ
う思っております。

○古寺委員 きょうは環境基準の問題は一応そこ
でおきます。

次は、現在の上北鉱山というのは国有林の中に
あるわけございまして、地主は林野庁というこ
とになります。

そこで、林野庁にお尋ねしたいのですが、この
ように荒廃した国有林野をどのようにして復元を
する計画か、お尋ねします。

○渡邊説明員 お答えいたします。

上北鉱業所に対しまして、現在、約八十二ヘク
タール貸し付けをいたしております。

ただいま先生御指摘の点につきましては、国有
林野の管理、経営に支障が生じないように、昭和
四十八年に、これは口頭でございますが上北鉱業
所に、沈んで池、土捨て場等の埋め立て、覆土緑
化、それから露天掘り跡地の土砂流出、鉱毒水の
流出防止、それから法令及び地方公共団体の指導
に基づき鉱毒水の処理等につきまして申し入れを
いたしまして、その後、その実行状況について監
視をしております。

それで、林野庁といたしましては、国有林野の
管理、経営に支障が生じないように適切な施策を
講じさせるといふ方針でございます。水質汚濁と
か土壌汚染防止等につきましては、関係各省に
よつて御指導されるわけでございますが、それに
従ひまして林野庁としてもその方向で対処してま

いりたと思っております。

○古寺委員 そうしますと、この鉱山は坑口とかあるいは堆積している鉱滓、ズリ、そういうものを処理し、覆土あるいは植栽等をしていつ林野庁に返還するのでございますか。

○渡邊説明員 お答えいたします。

林野庁といたしましては貸し付けの条件に、こういう露天掘り跡地とか土捨て場等につきましては鉱害防止対策、そういう措置が講ぜられた後で貸付地の返還をしていただくということになっております。

○古寺委員 大体見通しは、いつごろになったら返還できるというふうにお考えでございますか。

○渡邊説明員 お答えいたします。

工事の進捗状況等につきましては、先ほどから通産省、環境庁の方でお答えいただきましたように、鉱業関係の法令に基づいて行われておりますが、こちらの方でいつごろ終わるということとは、ちょっと現時点では承知しておりません。

○古寺委員 返還していただく場合に、再び林地として使用できるような状態にして返還をしていただくわけでございますけれども、こういうような非常に酸性の強い土壌を再び緑化するということは、これは容易なことではないわけですね。そういう場合に林野庁としては何か対策をお考えでございますか。

○渡邊説明員 林野庁としては、先ほどお答えいたしましたように、緑化できるところにつきましては緑化させるといふことで対処しておりますが、当該地域におきましても、緑化させたところについて返還を受けたところは若干でございますが、ございます。

○古寺委員 その上北鉱山に対しての指導あるいはいままでの林野庁側が行ってきたいろいろな対策につきましては、具体的な資料で後ほど提出をしていただきたいと思います。

現在、林野庁は貸付料として百三十五万四千三百三十八円を徴収しているわけですね。これは貸付料につきましては、三年に一過ずつ更新をする

ことになっておりますね。面積は七十三ヘクタール。この貸付料というのはいつと同じでございますか。

○渡邊説明員 お答えいたします。

この貸付料につきましては、ただいま先生から御指摘いただきました点につきましては、それは五十二年度の数字でございまして、五十三年度の数字はこれは乙供営林署、青森営林署と二署にまたがりまして、貸付料が二百三十三万八千九百四十一円というふうになっております。そして五十二年度とどうして違うかと申し上げますと、これは残存価額になっておりまして、年々、当該貸付期間の間でも数字が動いていくというシステムをとっておりますので、数字が変わります。

○古寺委員 それから、この天間ダムに至るいろいろな河川があるわけですが、これはみんな所有権は林野庁のものだと思っておりますが、この河川の管理は、環境庁が管理するのか、それとも建設省が管理するのか、林野庁が管理するのか、普通の一級河川、二級河川の場合はわかりませんが、天間ダムの上流のような地域については、一体これはどこが管理をするのか、林野庁に承りたいと思うのであります。

○渡邊説明員 お答えいたします。

林野庁は河川敷を管理しておりますが、河川につきましては林野庁は河川行政を担当いたしております。建設省、これはどこが管理をするわけでございますか。

○堀説明員 お答えいたします。

御指摘の河川は、一級河川の高瀬川の支川になっております。当該箇所は一級河川で、指定区間ということと知事が管理する区間になっているというふうには判断いたします。総括的には建設大臣が監督しているわけでございます。

○古寺委員 そうしますと、この河川管理者というものは、先ほど申し上げましたような、鉱山から出てくる鉱滓、こういうものの処理についても、やはり管理者の責任において管理していか

ければならないと思いますが、この点はいかがですか。

○堀説明員 お答えいたします。

河川管理者といたしましては、自然災害あるいは不特定多数といえますが、そういうことに対する問題に對しまして、積極的に河川管理をやっておる、工事をやっておるわけでございますが、全体的な河川管理に当たりましては、原因者が明確なものについては原因者において必要な対策が講じられるよう、関係者と協議をして進めていくという考え方でございます。

○古寺委員 そうしますと、これは鉱山側が原因者でございますから、こういう鉱泥の処理というものは当然この鉱山側と協議をして行わなければならないということになりますか、そういう場合には鉱山保安監督部がこれを監督するわけでございますか。

○松村政府委員 そういった土砂の流出の原因でございますが、鉱山の施設についての対策、これは鉱山保安監督部が所管するわけでございますが、それが出ました河川のダム自体は私どもの方では所管しないわけでございます。

○古寺委員 そのダムに堆積された鉱泥の処理は、その費用を負担するのは一体どこのか、どこが監督してそういうものを処理するのか、それを通産省に承りたいのです。

○松村政府委員 ダムに蓄積いたしました鉱泥の処理についての御質問かと思うわけでございますが、これは費用の分担をあるいは鉱山がするということとは考えられるわけでございますが、これは通産省が所管ということではございませんで、あくまでもそのダムを所管しておられるところの指導で行う、もちろん私どもも関係の行政機関としてこれに協力するわけでございますが、直接私どもがこれに当たるということではないというふうに承知しております。

○古寺委員 先ほどの工事料、金額、おわかりになりましたか。

○松村政府委員 お答えいたします。

年度別に申し上げますと、四十八年度が約二億二千万でございますが、四十九年度二億二千六百万、それから五十年年度が一億八千五百万、五十一年度は一億九千万、五十二年度は二億二千六百万、合計で、四十八年度から五十二年度まででございますが、十億四千九百万というふうになっておりますが、この中で水処理の関係が八億八千万円でございます。あとは鉱害防止工事の関係でございます。以上でございます。

○古寺委員 そうしますと、昭和五十七年までに一体どのくらいの工事費が必要になるわけですか。

○松村政府委員 五十三年度から五十七年度までというお話でございますけれども、これは関係の県と協議しながら、その年度年度で額を確定していきたいというふうには考えております。

○古寺委員 現在の工事業量の中には中和処理の酸性水の経費も含まれておるわけでございますか。

○松村政府委員 お答え申し上げます。

○松村政府委員 先ほど十億四千九百万のうちの水処理の関係が八億八千万というお話を申し上げましたが、この中には御指摘の人員費、そういったものは入っております。

○古寺委員 私は、岩手の松尾鉱山にいたしたとしても、方々いろいろなところを見て歩いているのですが、そういう私なりの体験からいいますならば、この工事業量というものの大部分は中和処理のための経費なんです。いわゆる坑口の閉塞ですとか、あるいはズリの運搬ですとか覆土ですとかあるいは植栽、こういうような本来あるべき鉱害防止事業というのはほとんど進んでないのですよ。しかも、洪水なんかがあった場合にいつどんな大災害、鉱害が起こるかかわからないような状態で放置されているわけなんです。しかもこれは高い山のところにあります関係上、冬季間は工事ができない非常に不便なところでございます。こういうでかか鉱害の発生する鉱山を企業にだけ任して放置しておくことは、私は許されな

あるいはこれを果たして本当に使用していいのであろうか、そういうふうな疑惑もまたそこに深まってくるわけであります。これは私は、はっきりと公表すべき問題だと思ふのですが、特に公表されない理由というものがありません。ひとりの際はつきりしていただきたいと思います。

○恩田政府委員 現在、二以上の公的機関の検査を実施しております。それで畜産局の方で御承認をいただくかどうかをとおります。

なお、何で公表していいのかわかりませんが、畜産局の方で御承認をいただくかどうかをとおります。

○坂口委員 それじゃ、その問題は改めてまた畜産局の方にお聞きをすることにしたいと思ひますが、ひとつ皆さんの方からでもお伝えをいただきたい。後日説明をいただければ幸いと思ひます。

それから、水産庁長官の出された、全国漁業協同組合連合会その他に対する通達、先ほど申しました「水産用医薬品等の使用に関する指導の徹底について」、この文書を見せていただきますと、一番最初に、「水産用医薬品の使用に当たっては、適格な診断及び病原菌の薬剤感受性を調査するとともに、それぞれの医薬品の添付文書等の用法及び用量にしたがって使用すること。」「こういうふうになつていくわけですから、ところが、添付されている文書というのですから、それぞれの水産用医薬品についておられますいわけのパンフレットのことだと思ふのです。この水産用医薬品の幾つかを見せていただきますと、同じたとえばサルファ剤ならサルファ剤でも、内容は同じものなんですけれども、物によりまして、これこれの病気に効きます、これこれの病気に効きますと、ずいぶんたくさん出ているのと出ていないのとあるわけですね。一例を挙げますと、スルファジメトキシナトリウムというサルファ剤がございます。同じサルファ剤でありながら、このパンフレットの効能書きには、中にはこれこれの三つくらいの病気に効きますと書いてある、中には十種類の病気に効

きますと書いてあるものもあるわけですね。この内容が非常にばらばらなんです。この辺のところも、化学構造式その他からいいますと同じものであるはずなのに、製薬会社が違つたためでしょうか、効能書きによりましてたまたまなつていっているわけですね。多いのやら少ないのやら、どちらかが本当だと思ふのですね。これはどうなつていっているのか、この辺のところをどうやっておみえになるのかというところは、水産庁でわかりますか。

○恩田政府委員 ただいまの、同一医薬品で非常に多くの種類の病気に効くと書いてあるものと、わずかの種類の病気に効かないものがあるという御質問でございまして、私の方といたしましては、製造承認のときに、それぞれの薬品につきまして対象の魚病とそれに対する用法あるいは使用量、こういうものを決定することになつておりまして、それぞれの病気にデータをとりますので、以上のような決定をいたすことになつております。同一製品であつてそんなに差があるということは、私どもとしては考えられないと思つております。

○坂口委員 しかし、実際問題として、調べましたこのパンフレットによりまして非常なばらつきがあるのです。たゞさんの名前を書いているものもあるし、書いてないものもあるのです。十種類の名前が出てくる方が正しくて三種類の方が控えているものもあるし、そのところまでは私もよくわかりませんが、非常に違つていることが多いのは事実です。ですから、せっかく通達を出されても、この辺のところをきちっと押さえてありますと、どう使つていいのかわからないというところにもなるわけでありまして、水産用医薬品の製造許可、その辺のところを適確にせひひとつ御指導をいただきたいと思います。それではこの問題はお願いをしておきましょう。そういうことで非常にばらつきがございます。

今度は、その薬をそれではどこで管理をしているかという問題であります。これは現在のところ要指示案にもなつておらないと思ひますので、各

養殖業者の家へその製薬会社の方があるいは小売の方がよくわかりませんが、言うならば昔の養殖業者さんのように各家庭に抗生物質やサルファ剤を置いていかれるわけですね。だから、各養殖業者がそれを分量まで申しますか、大体このくらいのものであらうというところでお使いになる。それ病気がよつてサルファ剤なり抗生物質を使つたといふと、連続して毎日のようにお使いになる、こういうところもあるわけではございません。そうしますと、中には使用される方の健康上の問題とも思われるような節もなきにしろあつたというところまで来ているわけですね。ですから、この辺のところを今後どうしたらいいのかわからない大きな問題があると思ひます。この辺のところは前回、参議院の方でも出たと思ふのですけれども、それ以来どういふふうな審議が重ねられ、どういふふうな方向に向かうかといふところを、ひとつ御答弁願ひたい。

○恩田政府委員 ただいま御指摘のありましたように、一部の養殖業者の中だと思ひますが非常に乱雑な使い方をしているように私も伺つております。私どももいたしましては、先日もお答えいたしましたわけですが、まず養殖の場合には、基本的には養殖の方法を、たとえば非常に高密度で飼うとか非常に高たんぱくなえさを多量に投与するとか、そういう健康な状態で飼育できないような養殖方法はやめて、もつと密度を減らして健康な魚をつくるということが一番の問題だらうというところで、もう機会をとらえて各県あるいは試験場を通じてあるいは業界の団体を通じて私ども指導しているところでございます。なお、それでも一部にはまだ非常に高密度で養殖しておられて、魚病の発生が多く見られているところもござ

います。これらにつきましては、いま御指摘のありましたように、私どももいたしまして、どのようない方をすべきかといふことは、まず水産試験場におります、あるいは水産普及員の中におります、いろいろな魚病の研修を受けた専門家の意

見を聞いてから使うようにということで指導いたしておりますが、まだ十分徹底してないようでございます。私どもとしては、まずとりあへずの問題をいたしまして、養殖業者をやつておられる方々に、これはある程度漁業権の免許等の関係もございまして十分な御指導ができるのではないかと思つておりますが、医薬品の使用状況について十分な記録をしていただくということを漁業者の方々にやつていただくようをお願いしたいというふうに考えております。それから、都道府県の職員に對しまして魚病の研修をやつておりますが、さらにこれを拡大いたしまして魚病の専門家をふやして、それぞれの各生産地におきます養殖業者の方々の御要望にこたえるようにいたしたいと思つております。

さらにもう一つは、医薬品の使用の方法につきまして、いわゆるマニュアルを作成してみたいと考えております。従来、魚病の診断につきましては、すでにマニュアルをつくりまして、それぞれ末端の漁業者の方々に届くようにいたしておりますが、さらに、いま申し上げたように、医薬品の使用マニュアルもつくりまして、これを中心といたしまして講習会を開きまして、末端に十分徹底するようにいたしたいと考えております。

○坂口委員 密にならぬようにという皆さんのお考えはわかるのですけれども、養殖をやつてい

る人間にいたしまして、少しでもたくさん養殖をやつて少しでも利益を上げたいと思ふのは人情でございまして、なかなか皆さん方が思つておみえになるような調子には、実際問題としては現場はいつていないわけなんです。

そこで、いろいろ知識を持った人と申しまして、これは知識を持った人がそうたくさんいるわけじゃないのです。それでは漁業組合の中にはこの知識を持った人がいるかということになりますと、これもなかなかむづかしい問題なんです。ですから、これは法律的に言つて、県の段階では一応獣医さんが管理をなさることになるのだからと思ひますが、獣医さんも、牛や豚の話ならよく

おわかりになりますけれども魚のことはなかなか
おわかりにならないのが普通でありまして、陸の
ものと海のものでありまして、よくわからない。
しかも、はっきりとした知識がないにもかかわら
ず、法的には獣医さんがそれを管理をしていかな
ければならないという大変むずかしいことになっ
ているわけでありまして、この辺のところはぜひ
管理体制というものを早急に確立してもらわなけ
ればならないと思うわけです。それで、牛や豚の
場合には要指示薬ということで獣医さんが管理を
なさるということになっておりますが、抗生物質
やサルファ剤も、これは全部水産用薬品の場合に
は要指示薬になっていないわけですね。だから、
この要指示薬に何とかして指示するか、要指示薬に
する場合には、ではだれが指示するかという問題
がうちはらの問題として起こってまいりますけれ
ども、それをどうするかということとあわせてこ
れは早急に検討してもらわなければならぬと思
います。昨年の予算委員会の分科会で私、ハマチ
養殖の問題を取り上げましたときに、ハマチ共済
に絡みまして、ハマチの病気がどうであるかとい
うことをだれもはつきりと認定せずに共済にこれ
が合致するとかしないとかということを決めてい
る、これはおかしいじゃないかという問題を取り
上げまして、獣医さんに対して魚医という名前が
いいかどうかかわりませんけれども、魚医さんとい
うのもつくるべきじゃないかというのを提案
をいたしまして、時の農林大臣、鈴木前農林大臣
が、非常にそれはおもしろい考え方だ、ぜひその
方向で検討したいという御答弁をそのときにいた
だいた経緯もあるわけですが、この問題は具体的
に何か進んでおりますか。

○恩田政府委員 私どもも、御指摘のように、資
格のある、特に法的に資格のある魚類防疫の専門
技術者というものを養成したいというわけで、現
在、検討中でございますが、教育機関ある
いは研修等の制度につきましては、まだ十分なも
のがございませんので、そちらの拡充の方に現在精
力を注いでいる段階でございますが、なるだけ近
い機会にそういうように制度的に実施できるよう
に、前向きに検討いたしたいと考えております。
○坂口委員 現場では次々いろいろなことが起
こっているわけですから、早く対応してもらわな
ければいけないと思うのです。この前、大臣も早
急に検討するおっしゃったわけでありまして、さ
ら、考えられることとしては、特別にそういう専
門のコースを水産学部あたりにつくるというよう
なことも考えられますし、あるいはまた、現在ま
での何かのコースを卒業した人への資格を与
えるとか、何か資格をきつと決めてやらないと、
薬も指示もできないということになるわけであり
ますが、その辺はどうですか。その辺の考え方、
それもまだ固まっていなくて、いろいろな段階では
心細い限りなんですけれども。

○恩田政府委員 現在、私どもの方で四十八年か
ら魚病の研修会を行っておりまして、これには各
県の水産試験場の技術者あるいは改良普及員の
方々が研修を受けていただいております。これで
従来の受講者の数を申し上げますと、基礎部門で
百六十四名、それから専門部門で百三十名、さら
に高度応用部門で七十七名ということで、順次
この研修会の受講者がふえておりますので、これ
を基礎にいたしたいということと、さらに、もう
一つは、水産関係の大学におきまして、現在、魚
病学の関連の講座が設置されておりますのが、東
京水産大学、三重大学、宮崎大学、長崎大学とご
ざいますし、さらに、現在、新設の計画を持ってお
りますのが、東京大学、広島大学、宮崎大学、高
知大学、このような大学でございますので、これ
らをさらに拡大するよう文部省の方にお願する
と同時に、現地で、現在までの技術者の中での魚病
の専門家をさらにふやしていくというふうな努力
してまいりたいと考えております。
○坂口委員 一つ確認をしておきたいと思いま
す。いまいろいろ研修のお話をなされたのですが、
研修ぐらゐなことでは間に合う内容なのかどうか。
それぐらゐな知識でいいというふうにお考えに
なっているのかどうか。私はかなり専門的な知識
を持っていないと処理できないことが非常に多い
と思うのです。それを年に一回か二回かの研修
ぐらゐでお茶を濁して、それで資格を与えるとい
うようなことで果たしていいのだろうかという気
がするわけなんです。今後の取り組み方の姿勢
としてそういうふうな形でいいというふうにお考
えになっていくように、どうもいまお聞きすると
聞こえるわけでありまして、どうもそれは心細い、
もう少し専門的なはつきりとした指示をなさる、
少なくとも獣医さんに匹敵するような方はつくる
べきじゃないか、こういうふうには私自身は考えて
いるのですけれども、どうもいまの御答弁は、も
う少し研修ぐらゐなところで間に合わせていいこ
うという感じがします。その辺はどうなん
ですか。

○恩田政府委員 私ども現在やっております研修
で満足しているわけではございません。ただ、こ
のような研修を受けておりますのは、大体、各県
の水産試験場におきましていろいろ養殖部門に
タッチし、えきその他いろいろ関係をやってお
り、また、従来いろいろ現地で魚病が発生しまし
た際にそれについても現地に飛んでいろいろ調査
を行っている連中がございまして、私どもとして
は、ある程度の基礎ができていっていると思ってい
ます。ただ、これで満足しているわけではござい
ません。当面の問題としては、そういう関係の技
術者をたくさん養成することがまず先の問題であ
ろう。私ども、先ほど申し上げましたように、一
部の大学についてはすでに魚病に関する講座もで
きていてございまして、これを拡大して、
法的なしっかりした資格のあるものに将来持っ
ていきたい、このように考えている次第でございま
す。
○坂口委員 そうすると、あなたがいま研修と
おっしゃったのは私の若干取り違えかもしれませ
ん。その研修を受ける人たちが水産学部等を卒業
した専門家で、いわゆるポストグラジュエートの
研修としてお受けになっているという意味ならば
私もわかるわけでありまして。しかしながら、そう
ではなくて、ただ、いままでに見よう見まねでい
ろいろのことに携わってきたような人に研修でこ
ういうふうな資格を与えようというのであるなら
ばどうかという疑問を私は投げかけたわけであ
ると思います。そういういたしますと、これからの方法
としては、水産学部等に魚病学のコースというよ
うなものを新しくつくっていく、そういう計画は
水産庁としては確実にお持ちなんですか。
○恩田政府委員 先ほど申し上げましたのは、講
座が特に設置されているあるいは設置する計画の
ある大学を申し上げたわけではございますが、それ
以外にも講義が行われている大学は全国に水産系
の大学で相当ございまして、行われていないとい
うのが二、三カ所という状況でございます。
こういうような状況でございますので、これを卒
業された方々に今後十分活躍していただくよう
にいたしたい。したがって、そのような線でい
ろいろ文部省ともお話をいたしたいと考えており
ます。
○坂口委員 厚生省にもお越しいただいておるわ
けですが、食品衛生法の中には、食品は抗生物質
を含有してはならないというふうになっているわ
けでありまして、これは非常に厳しい条文である
というふうにも思うわけです。現在のハマチ養殖等
の結果、その中に抗生物質が含まれているのか含
まれないのかというふうなことになることは、
多分、都道府県でおやりになっていることであ
りましょうし、また、この結果については非常に影
響力の大きいことではございますので、あえて私
以上申し上げませんが、私が厚生省の方
にお聞きをしておきたいのは、食品の中に抗生物
質が含まれてはならないと書かれている背後にあ
る意味ですね。なぜこういう言葉が厳しく書かれ
ているのか、このことについて厚生省の方にひと
つ御答弁をいただきたいと思います。
○岡部説明員 先生御指摘のように食品衛生法の
七条で、食品に抗生物質を含有してはならないと
いう規定をしておるわけでございます。これは、

第一義的には一応保存料といたしましてこういう抗生物質が使われるという可能性があるとこのことから決めたわけですが、そもそもの背後にはどういふことがあるかということですが、これは先生御承知のように、人体に抗生物質を摂取しますと直接的な害というものはあるわけですが、それで、食品中に含まれるという場合に、直接的な害というよりもむしろ間接的な害があるのではないかと、御承知のように間接的な問題といたしましてはアレルギーの問題あるいは人体内の菌交代症の問題、あるいは先ほど御指摘のございました細菌の薬剤耐性の獲得の問題、こういうような問題を踏まえまして、治療目的以外の不必要な抗生物質を人体の中へ入れるということを防ぐためでございます。

○坂口委員 いま厚生省の方から答えになったとおりだと思います。薬品の中には、発がん性物質と言われるA F 2等と関係のあるものもございまして、あるいはまたいま御指摘になりましたように耐性菌ができたということが、それがまた人間にどうは返るかというように、これはいろいろ大きな分野の問題もございまして、これはいろいろ大きな問題を抱えていると思えます。したがって、水産庁におかれても余り安易に考えていただくとは大変なことになると思ふので、ですから、私は昨年、魚医制度というものを取り上げましたときに、魚医制度というものを取り上げましたときにも真剣な意味で取り上げたわけではないで、そういう軽い意味で取り上げたわけではないわけでありまして、ですから、ぜひ早くこの管理体制というものをつくっていただきたいと思ふわけでありまして、しかしながら、当面の問題として、養殖業者の各家庭に配られているようなケースがあるわけですが、この辺のところ、たとえば漁業組合あたりが一括して管理をして、そして必要なときには指導しながら渡すとか、そういうふうな何か一時的な措置がとれないのであろうか、こういう気がするわけですが、これは製薬会社あるいは販売会社等の問題等もありまして、これもそう簡単にはいきにくい問題も含ま

れていると思ひますが、その辺、何とか整理をしてみたら、そして水産庁でその辺の指導というものがないものでしょうか。それをひとつお聞きしたい。

○恩田政府委員 私どもも水産用医薬品につきまして、現在のままでいいというわけではございませんので、ただいま御指摘のありました協同組合等で管理する、これは非常にいい線だと思っております。現在、組合で一括購入して、かつ管理する、そういう方法がないだろうかということ、各都道府県とも打ち合わせ中でございますので、できるだけ早くそのような措置がとれるようにしたいと考えております。

○坂口委員 ぜひそういうふうにしていただければと思ひます。そうしなせんと、魚に対する影響もさることながら、それを使用されます養殖業者の皆さん方の健康の問題もございまして、ただそれだけ、ぜひ何らかの過渡期的な措置をとっていただければというふうな御指摘でございます。そして、何とかして仮称魚医制度というものを積極的に、おまともをいいたくない、できれば来年度の予算あたりからそのことを織り込んでもらいたいと思ひます。もし皆さん方がそういう御決意をしていただくと、もし皆さん方がそういう御決意をしていただくと、その辺の御決意をお聞きしたいと思ひます。

○恩田政府委員 現在、私どもの方でも、魚類あるいは医学関係、薬品関係の方々もお集まりいただきまして一つの検討会を持ちまして、なるだけ早くそういう制度が仕組めるような方向で検討をさせていただいております。

○坂口委員 長官、きょうは少し普通の環境問題から話が外れました大変恐縮でございましたが、こういう公害とそれからほかのエリアとの接点の問題がいろいろ起つてきているわけでございます。特に水質汚濁等々の問題に絡みまわっている問題が新しく起つてきておりますので、新しくこういうふうな問題があるということを御認

識をしていただきたいと思いますし、長官としてもこういう新しい分野の問題についても積極的に御研究をいただいて、関係の省庁ともお話に乗っていただく、そしてアドバイスをしたいというところをぜひお願いをしておきたいと思ひわけでございます。

一番最初二瓶局長にお聞きをいたしました、水質汚濁と申します場合に、いままでは大腸菌の数が多いとか少ないとかというぐらいの程度で、それ以外の細菌の問題等は入っていないわけ、むしろそれらの方になりますと、あるいは厚生省の管轄になるのではないかと、あるいは内務省の管轄になるのではないかと、これからの問題といたしまして、内務省であちこちでたくさんハマチ等が養殖される、あるいはほかの魚が養殖されるというような状態になってまいりますと、これに近いような問題がずいぶんたくさん出てくるであろうと思ひます。この場合に、これは環境庁の範囲ではなくて、その範囲の問題であると言つておられないことになってくるのではないかと、やはり環境庁としても、法的にそれがどうなるかは別にいたしまして、重大な関心を持つてもならなければならぬ、この一つではないかと、私は感じているわけでございます。そういう意味では、若し公害の問題から外れたいわけでも、この問題を取り上げさせていたわけでも、この問題を、若し長官から何かお言葉をいただくことがございましたら、いただいて、なければ、これで終わらせていただきます。

○山田国務大臣 よき環境、快適な環境、そういう意味におきまして水というものの持つ非常な重要性、これはいろいろな観点から、時の推移とともにいろいろな要素も加味されてくるかと思ひます。関係省との間でもまたよく意見を交換いたしまして、御趣旨の線に沿うような形でわれわれも任務達成に寄与していきたい、こう努力してまいりたいと思ひます。

○坂口委員 ありがとうございます。これで終わります。

○久保委員長 次回は、来る二十七日木曜日午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時三十九分散会

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条ノ四第五項中「ノ承認ヲ受クル」を「二届出ヅル」に改める。

第三条中「都道府県知事ノ狩猟免許」を「第八条ノ三ノ規定ニ依ル登録」に改める。

第四条第二項中「空氣銃ヲ除ク」を「空氣銃及圧縮瓦斯ヲ使用スル銃器ヲ除ク」に、「空氣銃ヲ使用」を「空氣銃又ハ圧縮瓦斯ヲ使用スル銃器ヲ使用」に改め、同条第三項から第七項までを削る。

第五条第一項中「本法又ハ本法ニ基キテ発スル總理府令若ハ都道府県規則」を「本法又ハ本法ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限(以下本法等ト称ス)」に、「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「第八条第一項」を「第八条第二項」に、「二年」を「三年」に改め、「二付テハ取消ヲ為シタル都道府県知事ノ狩猟免許」を削る。

第六条から第七条ノ二までを次のように改める。

第六条 左ニ掲グル者ハ狩猟免許ヲ受クルコトヲ得ズ

一 二十歳ニ滿タザル者

二 精神病者、精神薄弱者又ハ癲癇病者

三 麻薬、大麻、阿片又ハ覚醒剤ノ中毒者

第七条 狩猟免許ヲ受ケントスル者ハ其ノ住

所地ヲ管轄スル都道府県知事(以下管轄都道府

県知事ト称ス)ニ免許申請書ヲ提出シ管轄都道

府県知事ノ行フ狩猟免許試験ヲ受ケベシ

狩猟免許ヲ受クルコトヲ得ザル者ハ狩猟免許試

驗ヲ受クルコトヲ得ズ
狩猟免許試験ハ狩猟ニ関スル適性、技能及知識
ニ付テ此ノ場合ニ於テハ左ニ掲グル者ニ對シ
總理府令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一部ヲ免除スル
コトヲ得
一 狩猟免許ヲ受ケ其ノ有効期間内ニ於テ之ト
異ナル種ノ狩猟免許ヲ受ケントスル者
二 災害其ノ他總理府令ヲ以テ定ムル已ムコト
ヲ得ザル事由ニ因リ其ノ狩猟免許ノ更新ヲ受
クルコトヲ得ザリシ者

管轄都道府県知事ハ狩猟免許試験ニ合格シタル
者ニ對シ狩猟免許ヲ發スモノトス
第七條ノ二 管轄都道府県知事ハ不正ノ手段ニ依
リ狩猟免許試験ヲ受ケ、又ハ受ケントシタル者
ニ對シ其ノ試験ヲ受クルコトヲ停止シ、又ハ合
格ノ決定ヲ取消スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ管轄都道府県知事ハ其ノ者
ニ對シ三年以内ノ期間ヲ定メ狩猟免許試験ヲ受
クルコトヲ禁ズルコトヲ得

第七條ノ三 第七條第四項ノ狩猟免許ノ有効期間
ハ當該狩猟免許試験ノ終了ノ日ヨリ三年ヲ経過
シタル日ノ属スル年ノ九月十四日迄トス
次条ノ規定ニ依リ更新セラレタル狩猟免許ノ有
効期間ハ三年トス

第七條ノ四 狩猟免許ノ更新ヲ受ケントスル者ハ
管轄都道府県知事ニ免許更新申請書ヲ提出シ管
轄都道府県知事ノ行フ狩猟ニ関スル適性検査ヲ
受ケベシ
管轄都道府県知事ハ前項ノ適性検査ニ合格シタル
者ニ對シ其ノ狩猟免許ヲ更新スルモノトス
狩猟免許ノ更新ヲ受ケントスル者ハ總理府令ノ
定ムル所ニ依リ管轄都道府県知事ノ行フ講習ヲ
受クルコトヲ努ムベシ

第八條第一項中「本法又ハ本法ニ基キテ發スル
總理府令若ハ都道府県規則」を「本法等」に、「トキ
ハ都道府県知事」を「トキ又ハ狩猟ヲ為スニ必要
ナル適性ヲ欠クニ至リタルトキハ管轄都道府県知
事」に、「又ハ一部ヲ取消ス」を「若ハ一部ヲ取消

シ、又ハ一年以内ノ期間ヲ定メ其ノ狩猟免許ノ全
部若ハ一部ノ効力ヲ停止スル」に改め、同條第四
項中「第二項」を「第三項」に改め、同條に第一項と
して次の一項を加える。
狩猟免許ヲ受ケタル者第六條第二号又ハ第三号
ニ該當スルニ至リタルトキハ管轄都道府県知事
ハ其ノ狩猟免許ヲ取消スベシ
第八條ノ二 第四項に後段として次のように加え
る。
此ノ場合ニ於テ同條第五項ノ規定ヲ前項ニ付準
用スルトキハ同條第五項中「二届出ツル」トアル
ハ「ノ承認ヲ受クル」ト読替フルモノトス

第八條ノ二 第五項中「若ハ干拓」を「又ハ干拓」
に、「又ハ工作物ノ設置」を「工作物ノ設置其ノ他
鳥獸ノ保護繁殖ニ影響ヲ及ボス虞アリトシテ政令
ヲ以テ定ムル行為」に改め、同條第六項の次に次
の二項を加える。
第五項ノ許可ニハ鳥獸ノ保護繁殖ヲ図ル為必要
ナル条件ヲ附スルコトヲ得
環境庁長官又ハ都道府県知事ハ第五項ノ規定ニ
違反シ、又ハ前項ノ条件ニ違反シタル者ニ對シ
其ノ行為ノ中止ヲ命ジ、又ハ相當ノ期限ヲ定メ
原状回復ヲ命ジ、若ハ原状回復が困難ト認ムル
トキハ之ニ代ルベキ必要ナル措置ヲ執ルベキコ
トヲ命ズルコトヲ得
第八條ノ二を第八條ノ八とし、第八條の次に次
の六條を加える。
第八條ノ二 狩猟免許ヲ受ケタル者其ノ住所若ハ
氏名ヲ變更シタルトキ又ハ其ノ狩猟免許ヲ喪失
シ、若ハ盗取セラレタルトキハ遲滞ナク管轄都
道府県知事ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ
狩猟免許ヲ受ケタル者ハ其ノ狩猟免許ヲ取消サ
レ、又ハ失効シタルトキ其ノ他總理府令ヲ以テ
定ムル事由が生ジタルトキハ遲滞ナク其ノ狩猟
免許ニ係ル狩猟免許狀ヲ管轄都道府県知事ニ返納
スベシ
第八條ノ三 狩猟ヲ為サントスル者ハ狩猟ヲ為サ
ントスル場所ヲ管轄都道府県知事ニ登録申
請書ヲ提出シ狩猟免許ノ種別、狩猟ヲ為ス場所、

氏名、生年月日、住所其ノ他總理府令ヲ以テ定
ムル事項ノ登録ヲ受ケベシ
都道府県知事登録ヲ為シタルトキハ狩猟者登録
証ト共ニ登録ヲ受ケタルコトヲ表示スル記章ヲ
交付スルコトヲ要ス
登録ヲ申請シタル者左ノ各号ノ一ニ該當スルト
キハ都道府県知事ハ其ノ登録ヲ為スコトヲ得ズ
一 狩猟免許ヲ受ケタル者ニ非ザルトキ
二 第八條第二項ノ規定ニ依リ狩猟免許ノ効力
ノ停止ヲ受ケ其ノ期間ヲ経過セザルトキ
三 狩猟ニ因リ生ズル危害ノ防止又ハ損害ノ賠
償ニ付總理府令ヲ以テ定ムル要件ヲ備ヘザル
トキ
登録ハ登録ヲ受ケタル狩猟免許ノ種別及狩猟ヲ
為ス場所ニ付テノミ其ノ効力ヲ有ス
登録ノ有効期間ハ十月十五日ヨリ翌年四月十五
日迄トス但シ北海道ニ於テハ九月十五日ヨリ翌
年四月十五日迄トス
環境庁長官ハ狩猟鳥獸ノ保護繁殖ノ為必要ト認
ムルトキハ前項ノ期間内ニ於テ特ニ其ノ狩猟ノ
期間ヲ限定スルコトヲ得
前二項ノ期間内ニ非ザレバ狩猟鳥獸ヲ捕獲スル
コトヲ得ズ
第八條ノ四 都道府県知事當該都道府県ノ区域内
ニ於ケル鳥獸ノ棲息状況其ノ他ノ事情ヲ勘案シ
必要ト認ムルトキハ其ノ区域内ニ於テ狩猟ヲ為
サントスル者ノ數ニ付制限ヲ設ケ其ノ制限ノ範
圍内ニ於テノミ登録ヲ為スコトヲ得
第八條ノ五 登録ヲ受ケタル者ノ狩猟免許ニ付取
消、効力ノ停止又ハ失効アリタルトキハ都道府
県知事ハ其ノ登録ヲ抹消スルコトヲ要ス
第八條ノ六 都道府県知事登録ヲ為シタルトキハ
管轄都道府県知事ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス
管轄都道府県知事ハ登録ヲ受ケタル者ニ付登録
ヲ抹消スベキ事由が生ジタルトキハ登録ヲ為シ
タル都道府県知事ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス
第八條ノ七 本法ニ定ムルモノノ外狩猟免許、狩
猟免許狀、狩猟免許ノ更新及狩猟者ノ登録ニ関シ
必要ナル事項ハ總理府令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條中「銃獵禁止区域」を「期間ヲ定メ銃獵禁
止区域又ハ銃獵制限区域」に改める。
第十一條に次の二項を加える。
銃獵制限区域内ニ於テハ都道府県知事ノ承認ヲ
得ルニ非ザレバ銃獵ヲ為スコトヲ得ズ
前項ノ承認ハ銃獵ヲ為ス者ノ數ニ付總理府令ヲ
以テ定ムル基準ニ從ヒ都道府県知事ノ定ムル數
ノ範圍内ニ於テ之ヲ為スモノトス
第十二條第二項に後段として次のように加え
る。
此ノ場合ニ於テ許可ヲ受ケタル者國、地方公共
団体其ノ他環境庁長官ノ定ムル法人ナルトキハ
許可証ノ外捕獲又ハ採取ニ從事スル者タルコト
ヲ証スル從事者証ヲ交付ス
第十四條第一項を次のように改める。
獵區ヲ設定セントスル者ハ獵區管理規程ヲ添ヘ
環境庁長官ノ認可ヲ受ケベシ
第十四條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同
條第七項中「獵區設定者」の下に「(國及地方公共
団体ニ限ル)」を加え、同條第一項の次に次の二項
を加える。
環境庁長官前項ノ認可ヲ為スニ當リテハ狩猟鳥
獸ノ捕獲ノ調整ノ必要ノ有無其ノ他ノ事情ヲ勘
案スルコトヲ要ス
専ラ放鳥獸セラレタル狩猟鳥獸ノ捕獲ヲ目的ト
スル獵區ノ区域内ニ於テハ其ノ種類以外ノ狩猟
鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ得ズ
第十五條に次のただし書を加える。
但シ總理府令ノ定ムル所ニ依リ環境庁長官ノ許
可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第十九條中「狩猟免許」を「登録」に改め、「許可
ヲ受ケタル者」の下に「(同條第二項ノ從事者証ノ
交付ヲ受ケタル者ヲ含ム)」を加え、「狩猟免許狀」を
「狩猟者登録証」に改め、「許可証」の下に「(同項ノ
從事者証ノ交付ヲ受ケタル者ニ在リテハ從事者
証)」を加える。
第二十條中「本法又ハ本法ニ基キテ發スル總理
府令若ハ都道府県規則」を「本法等」に改める。
第二十條ノ二中「本法又ハ本法ニ基キテ發スル

シ、又ハ一年以内ノ期間ヲ定メ其ノ狩猟免許ノ全
部若ハ一部ノ効力ヲ停止スル」に改め、同條第四
項中「第二項」を「第三項」に改め、同條に第一項と
して次の一項を加える。
狩猟免許ヲ受ケタル者第六條第二号又ハ第三号
ニ該當スルニ至リタルトキハ管轄都道府県知事
ハ其ノ狩猟免許ヲ取消スベシ
第八條ノ二 第四項に後段として次のように加え
る。
此ノ場合ニ於テ同條第五項ノ規定ヲ前項ニ付準
用スルトキハ同條第五項中「二届出ツル」トアル
ハ「ノ承認ヲ受クル」ト読替フルモノトス

第八條ノ二 第五項中「若ハ干拓」を「又ハ干拓」
に、「又ハ工作物ノ設置」を「工作物ノ設置其ノ他
鳥獸ノ保護繁殖ニ影響ヲ及ボス虞アリトシテ政令
ヲ以テ定ムル行為」に改め、同條第六項の次に次
の二項を加える。
第五項ノ許可ニハ鳥獸ノ保護繁殖ヲ図ル為必要
ナル条件ヲ附スルコトヲ得
環境庁長官又ハ都道府県知事ハ第五項ノ規定ニ
違反シ、又ハ前項ノ条件ニ違反シタル者ニ對シ
其ノ行為ノ中止ヲ命ジ、又ハ相當ノ期限ヲ定メ
原状回復ヲ命ジ、若ハ原状回復が困難ト認ムル
トキハ之ニ代ルベキ必要ナル措置ヲ執ルベキコ
トヲ命ズルコトヲ得
第八條ノ二を第八條ノ八とし、第八條の次に次
の六條を加える。
第八條ノ二 狩猟免許ヲ受ケタル者其ノ住所若ハ
氏名ヲ變更シタルトキ又ハ其ノ狩猟免許ヲ喪失
シ、若ハ盗取セラレタルトキハ遲滞ナク管轄都
道府県知事ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ
狩猟免許ヲ受ケタル者ハ其ノ狩猟免許ヲ取消サ
レ、又ハ失効シタルトキ其ノ他總理府令ヲ以テ
定ムル事由が生ジタルトキハ遲滞ナク其ノ狩猟
免許ニ係ル狩猟免許狀ヲ管轄都道府県知事ニ返納
スベシ
第八條ノ三 狩猟ヲ為サントスル者ハ狩猟ヲ為サ
ントスル場所ヲ管轄都道府県知事ニ登録申
請書ヲ提出シ狩猟免許ノ種別、狩猟ヲ為ス場所、

氏名、生年月日、住所其ノ他總理府令ヲ以テ定
ムル事項ノ登録ヲ受ケベシ
都道府県知事登録ヲ為シタルトキハ狩猟者登録
証ト共ニ登録ヲ受ケタルコトヲ表示スル記章ヲ
交付スルコトヲ要ス
登録ヲ申請シタル者左ノ各号ノ一ニ該當スルト
キハ都道府県知事ハ其ノ登録ヲ為スコトヲ得ズ
一 狩猟免許ヲ受ケタル者ニ非ザルトキ
二 第八條第二項ノ規定ニ依リ狩猟免許ノ効力
ノ停止ヲ受ケ其ノ期間ヲ経過セザルトキ
三 狩猟ニ因リ生ズル危害ノ防止又ハ損害ノ賠
償ニ付總理府令ヲ以テ定ムル要件ヲ備ヘザル
トキ
登録ハ登録ヲ受ケタル狩猟免許ノ種別及狩猟ヲ
為ス場所ニ付テノミ其ノ効力ヲ有ス
登録ノ有効期間ハ十月十五日ヨリ翌年四月十五
日迄トス但シ北海道ニ於テハ九月十五日ヨリ翌
年四月十五日迄トス
環境庁長官ハ狩猟鳥獸ノ保護繁殖ノ為必要ト認
ムルトキハ前項ノ期間内ニ於テ特ニ其ノ狩猟ノ
期間ヲ限定スルコトヲ得
前二項ノ期間内ニ非ザレバ狩猟鳥獸ヲ捕獲スル
コトヲ得ズ
第八條ノ四 都道府県知事當該都道府県ノ区域内
ニ於ケル鳥獸ノ棲息状況其ノ他ノ事情ヲ勘案シ
必要ト認ムルトキハ其ノ区域内ニ於テ狩猟ヲ為
サントスル者ノ數ニ付制限ヲ設ケ其ノ制限ノ範
圍内ニ於テノミ登録ヲ為スコトヲ得
第八條ノ五 登録ヲ受ケタル者ノ狩猟免許ニ付取
消、効力ノ停止又ハ失効アリタルトキハ都道府
県知事ハ其ノ登録ヲ抹消スルコトヲ要ス
第八條ノ六 都道府県知事登録ヲ為シタルトキハ
管轄都道府県知事ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス
管轄都道府県知事ハ登録ヲ受ケタル者ニ付登録
ヲ抹消スベキ事由が生ジタルトキハ登録ヲ為シ
タル都道府県知事ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス
第八條ノ七 本法ニ定ムルモノノ外狩猟免許、狩
猟免許狀、狩猟免許ノ更新及狩猟者ノ登録ニ関シ
必要ナル事項ハ總理府令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條中「銃獵禁止区域」を「期間ヲ定メ銃獵禁
止区域又ハ銃獵制限区域」に改める。
第十一條に次の二項を加える。
銃獵制限区域内ニ於テハ都道府県知事ノ承認ヲ
得ルニ非ザレバ銃獵ヲ為スコトヲ得ズ
前項ノ承認ハ銃獵ヲ為ス者ノ數ニ付總理府令ヲ
以テ定ムル基準ニ從ヒ都道府県知事ノ定ムル數
ノ範圍内ニ於テ之ヲ為スモノトス
第十二條第二項に後段として次のように加え
る。
此ノ場合ニ於テ許可ヲ受ケタル者國、地方公共
団体其ノ他環境庁長官ノ定ムル法人ナルトキハ
許可証ノ外捕獲又ハ採取ニ從事スル者タルコト
ヲ証スル從事者証ヲ交付ス
第十四條第一項を次のように改める。
獵區ヲ設定セントスル者ハ獵區管理規程ヲ添ヘ
環境庁長官ノ認可ヲ受ケベシ
第十四條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同
條第七項中「獵區設定者」の下に「(國及地方公共
団体ニ限ル)」を加え、同條第一項の次に次の二項
を加える。
環境庁長官前項ノ認可ヲ為スニ當リテハ狩猟鳥
獸ノ捕獲ノ調整ノ必要ノ有無其ノ他ノ事情ヲ勘
案スルコトヲ要ス
専ラ放鳥獸セラレタル狩猟鳥獸ノ捕獲ヲ目的ト
スル獵區ノ区域内ニ於テハ其ノ種類以外ノ狩猟
鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ得ズ
第十五條に次のただし書を加える。
但シ總理府令ノ定ムル所ニ依リ環境庁長官ノ許
可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第十九條中「狩猟免許」を「登録」に改め、「許可
ヲ受ケタル者」の下に「(同條第二項ノ從事者証ノ
交付ヲ受ケタル者ヲ含ム)」を加え、「狩猟免許狀」を
「狩猟者登録証」に改め、「許可証」の下に「(同項ノ
從事者証ノ交付ヲ受ケタル者ニ在リテハ從事者
証)」を加える。
第二十條中「本法又ハ本法ニ基キテ發スル總理
府令若ハ都道府県規則」を「本法等」に改める。
第二十條ノ二中「本法又ハ本法ニ基キテ發スル

總理府令若ハ都道府県規則を「本法等」に、「又ハ採取セル旨」を「若ハ採取セル旨又ハ輸出ヲ許可シタル旨」に、「又ハ採取ニ関スル」を、「採取又ハ輸出ニ関スル」に改める。

第二十條ノ三中「狩猟免許ヲ受ケタル者」の下に、「登録ヲ受ケタル者」を加える。

第二十條ノ四中「本法又ハ本法ニ基キテ発スル總理府令若ハ都道府県規則」を「本法等」に改める。

第二十條ノ六第四号を削り、同条第五号中「第四條第六項」を「第八條ノ三第六項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第六号中「第八條ノ二第一項」を「第八條ノ八第一項」に改め、同条を同条第五号とし、同条第七号中「第八條ノ二第三項」を「第八條ノ八第三項」に改め、同条を同条第六号とし、同条に次の一号を加える。

七 第八條ノ八第四項ニ於テ準用スル第一條ノ四第五項ノ規定ニ依ル承認ヲ為サントスルトキ

第二十一條第一項中「五万円」を「三十万円」に改め、同項第一号中「第十一條」を「第十一條第一項」に改め、同項第三号中「狩猟免許」の下に「若ハ其ノ更新、登録」を加える。

第二十二條中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第四條第七項」を「第八條ノ三第七項、第十一條第二項」に改め、同条第三号及び第四号中「狩猟免許」を「狩猟者登録証」に改め、「ノ許可証の下に」若ハ従事者証」を加える。

第二十二條ノ二本文を次のように改める。
第八條ノ八第二項若ハ第五項、第十七條若ハ第十八條ノ規定ニ違反シタル者、第八條ノ八第七項ノ規定ニ依ル条件ニ違反シタル者又ハ同条第八項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十三條中「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第十四條第三項」を「第八條ノ二、第十四條第五項」に改め、同条第四号中「銃猟禁止区域」の下に「銃猟制限区域」を加え、「第八條ノ二第二項」を「第八條ノ八第二項」に改める。

第二十四條中「本法又ハ本法ニ基キテ発スル總理府令若ハ都道府県規則」を「本法等」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十四年四月十六日から施行する。ただし、第一條ノ四第五項の改正規定、第五條第一項の改正規定（二年）を改める部分を除く。、第八條の改正規定（本法又ハ本法ニ基キテ発スル總理府令若ハ都道府県規則）を改める部分に限る。、第八條ノ二の改正規定及び同条を第八條ノ八とする改正規定、第十條の改正規定、第十一條に二項を加える改正規定、第十二條第二項に後段を加える改正規定、第十五條にただし書を加える改正規定、第十九條の改正規定（狩猟免許）及び狩猟免許を改める部分を除く。、第二十條の改正規定、第二十一條ノ二の改正規定（本法又ハ本法ニ基キテ発スル總理府令若ハ都道府県規則）を改める部分に限る。、第二十條ノ四及び第二十條ノ六の改正規定、第二十一條第一項の改正規定（若ハ其ノ更新、登録）を加える部分を除く。、第二十二條の改正規定（第四條第七項）を改める部分のうち第八條ノ三第七項に係る部分及び「狩猟免許」を改める部分を除く。、第二十二條ノ二本文の改正規定、第二十三條の改正規定（第十四條第三項）を改める部分を除く。、第二十四條の改正規定並びに次項、附則第五項から第七項まで、附則第九項（許可を受けた者が同条第二項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）を加える部分に限る。、附則第十項及び附則第十二項の規定（以下「改正規定」という。）は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 改正規定の施行前にした改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（以下「旧法」という。）第一條ノ四第五項（旧法第八條ノ二第四項において準用する場合を含む。）の規定による承認、同条第三項の指定に係るものを除く。の申請は、改正後の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（以下「新法」という。）第一條ノ四第五項（新法第八條ノ八第

四項において準用する場合を含む。）の規定による届出とみなす。

3 昭和五十四年四月十五日に旧法の規定により狩猟免許を受けている者で總理府令で定めるところにより管轄都道府県知事が行う講習を受けたものに対する新法第七條（第三項を除く。）、第七條ノ二及び第七條ノ三第一項の適用については、昭和五十七年九月十四日までの間は、これらの規定中「狩猟免許試験」とあるのは、「總理府令ノ定ムル所ニ依リ管轄都道府県知事が行フ審査」とする。

4 前項の講習は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三條第一項第二号の講習とみなす。

5 改正規定の施行の際現に着手している新法第八條ノ八第五項の規定による政令で定める行為については、同項の規定は、適用しない。

6 改正規定の施行前にした旧法第八條ノ二第五項の規定に違反する行為については、新法第八條ノ八第八項の規定は、適用しない。

7 改正規定の施行の際現に設けられている銃猟禁止区域は、新法第十條の規定により設けられた銃猟禁止区域とみなす。

8 この法律の施行の際現に設定されている猟区は、新法第十四條第一項の認可を受けた猟区とみなす。

9 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第十七條第一項第三号中「第三條」を「第八條ノ三」に、「狩猟免許」を「登録」に改め、「許可を受けた者」の下に「許可を受けた者が同条第二項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者」を加える。

一項中「第八條ノ二第三項」を「第八條ノ八第三項」に改める。

11 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を次のように改正する。
第三條第一項第二号中「第七條ノ二第一項の講習会」を「第七條ノ四第三項の講習」に改める。

12 この法律の施行前又は改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由
最近における鳥獣の生息状況及び狩猟の実態にかんがみ、鳥獣保護区特別保護地区における制限行為の範囲の拡大、狩猟免許制度の改善、登録制度の新設、銃猟制限区域の新設、猟区制度の充実等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律
（瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正）
第一條 瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和四十八年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
瀬戸内海環境保全特別措置法
目次中「瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画の策定（第三條）」を「瀬戸内海の環境の保全に関する計画（第三條―第四條の二）」に、「第三章 排水水の排出の規制その他

の措置（第四條―第十九條）」を
第三章 瀬戸内海の環境の保全
第一節 特定自然環境
第二節 富栄養化
第三節 水質汚濁
第四節 環境

海の環境の保全に関する特別の措置
施設の設置の規制等(第五條―第十二條の二)
養化による被害の発生防止(第十二條の三)
海浜の保全等(第十三條の六―第十三條)
保全のための事業の促進等(第十四條―第十九

第十二條の五)に改める。

第一條を次のように改める。

(目的)

第一條 この法律は、瀬戸内海の環境の保全上
有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海
の環境の保全に関する計画の策定等に関し必
要な事項を定めるとともに、特定施設の設置
の規制、富栄養化による被害の発生防止、
自然海浜の保全等に関し特別の措置を講ずる
ことにより、瀬戸内海の環境の保全を図るこ
とを目的とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 瀬戸内海の環境の保全に関する
計画

第三條の見出し中「の策定」を削り、同条中「
すみやかに」を削り、「瀬戸内海の環境の保全に
関する基本となるべき計画」の下に(以下この
章において「基本計画」という。)を加え、同条
に次の二項を加える。

2 基本計画の決定又は変更にあつたときは、内
閣総理大臣は、あらかじめ、瀬戸内海環境保
全審議会及び関係府県知事の意見を聴かなけ
ればならない。

3 基本計画の決定又は変更があつたときは、
内閣総理大臣は、遅滞なく、これを関係府県
知事に送付するとともに、公表しなければな
らない。

第三章 排出水の排出の規制その他の措
置を削る。

第四條を次のように改める。

(瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画)
第四條 関係府県知事は、基本計画に基づき、

第二類第五号

公害対策並びに環境保全特別委員會議録第十二号 昭和五十三年四月二十五日

当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保
全に実施すべき施策について、瀬戸内海
の環境の保全に関する府県計画(以下この章
において「府県計画」という。)を定めるもの
とする。

2 関係府県知事は、府県計画を定めようとし
るときは、総理府令で定めるところにより、
その内容を内閣総理大臣に報告しなければな
らない。

3 内閣総理大臣は、前項の報告を受けたとき
は、関係行政機関の長に協議し、当該府県計
画の作成に関し必要な指示をすることができ
る。

4 関係府県知事は、府県計画を定めたときは、
遅滞なく、これを関係市町村に送付するとと
もに、公表しなければならない。

5 前三項の規定は、府県計画の変更について
準用する。

第四條の次に次の一条を加える。

(基本計画及び府県計画の達成の推進)

第四條の二 国及び地方公共団体は、基本計画
及び府県計画の達成に必要な措置を講ずるよ
うに努めるものとする。

第五條の前に次の章名及び節名を付する。

第三章 瀬戸内海の環境の保全に関する
特別の措置

第一節 特定施設の設置の規制等

第五條第一項中「公共用水域」の下に(水質
汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)
第二條第一項に規定する公共用水域をいう。以
下同じ。を加え、「水質汚濁防止法第二條第二
項を」と同条第二項に改め、同条第二項第七号
及び第八号を次のように改める。

七 排出水の量(排水系統別の量を含む。)
八 排出水の汚染状態(排水系統別の汚染状
態を含む。その他総理府令で定める事項

第五條第五項中「他の関係府県知事及び」を
削り、「市町村の長」を「他の関係府県の知事及
び市町村の長」に改める。

第八條第三項を次のように改める。

3 第五條第三項から第七項までの規定は第一
項の許可の申請があつた場合(総理府令で定
める場合を除く。)に、第六條の規定は同項の
許可の申請があつた場合に準用する。

第十二條第一項中「第十一條まで及び同法第
二十三條第三項」を「第十條まで、第十一條第一
項から第三項まで及び第二十三條第三項」に改
め、「第八條の下に」、第八條の二を加え、同
条第二項中「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を
「瀬戸内海環境保全特別措置法」に改め、同条の
次に次の一条及び一節を加える。

(汚濁負荷量の総量の削減)
第十二條の二 内閣総理大臣は、瀬戸内海にお
ける化学的酸素要求量に係る水質汚濁の防
止を図るため、第五條第一項に規定する区域
について、化学的酸素要求量で表示した汚濁
負荷量の総量の削減に関する水質汚濁防止法
第四條の二第一項の総量削減基本方針を定め
るものとする。

2 前項の総量削減基本方針及びこれに基づく
汚濁負荷量の総量の削減に関する水質汚濁防
止法の規定の適用については、同法の規定中
「汚濁負荷量」とあるのは「化学的酸素要求量
で表示した汚濁負荷量」と、「指定水域」とあ
るのは「瀬戸内海環境保全特別措置法第二條
第一項に規定する瀬戸内海」と、「指定項目」
とあるのは「化学的酸素要求量」と、「指定地
域」とあるのは「瀬戸内海環境保全特別措置
法第五條第一項に規定する区域」とする。

第二節 富栄養化による被害の発生
防止
(指定物質削減指導方針)
第十二條の三 環境庁長官は、瀬戸内海の富
養化による生活環境に係る被害の発生を防止
するため必要があると認めるときは、関係府
県知事に対し、第五條第一項に規定する区域
において公共用水域に排出される磷その他の
政令で定める物質(以下この節において「指
定物質」という。)の削減に関し、政令で定め
るところにより、削減の目標、目標年度その
他必要な事項を示して、指定物質削減指導方
針(以下この節において「指導方針」という。)
を定めるべきことを指示することができる。

2 指導方針においては、目標年度において削
減の目標を達成することを目標として、指定
物質の削減に関する指導の方針その他必要な
事項を定めるものとする。

3 関係府県知事は、指導方針を定め、又は変
更しようとするときは、総理府令で定めると
ころにより、前項の事項を環境庁長官に報告
しなければならない。

4 関係府県知事は、指導方針を定め、又は変
更したときは、これを公表しなければならない。

(指導等)

第十二條の四 関係府県知事は、第五條第一項
に規定する区域において指定物質を公共用水
域に排出する者に対し、指導方針に従い、必
要な指導、助言及び勧告をすることができ、
(報告の徴収)

第十二條の五 関係府県知事は、前条の指導、
助言又は勧告をするため必要があると認め
るときは、第五條第一項に規定する区域にお
いて事業活動に伴つて指定物質を公共用水域
に排出する者で政令で定めるものに対し、汚
水又は廃液の処理の方法その他必要な事項に
関し報告を求めることができる。

第十三條第一項中「第三條」を「第三條第一
項」に改め、同条の前に次の節名及び二条を加
える。

第三節 自然海浜の保全等
(自然海浜保全地区の指定)

第十二條の六 関係府県は、条例で定めると
ころにより、瀬戸内海、瀬戸内海及びこれに面
する海面のうち次の各号に該当する区域を自然
海浜保全地区として指定することができる。
一 水際線付近において砂浜、岩礁その他こ

れらに類する自然の状態が維持されているもの

二 海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたつてその利用が行われることが適当であると認められるもの

(行為の届出等)

第十二条の七 関係府県は、条例で定めるところにより、自然海浜保全地区内において工作物の新築、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取その他の行為をしようとする者に必要な届出をさせ、当該届出をした者に対して自然海浜保全地区の保全及び適正な利用のため必要な勧告又は助言をすることができ

る。

第十四条の前に次の節名を付する。

第四節 環境保全のための事業の促進等

第十八条を削り、第十七条の見出し中「技術開発」を「技術開発等」に改め、同条中「すみやかに、赤潮の発生」を「速やかに、赤潮の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努めるとともに」に改め、同条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(海難等による油の排出の防止等)

第十七条 政府は、瀬戸内海の油による汚染を防止するため、海難等による大量の油の排出の防止及び排出された油の防除に關し、指導及び取締りの強化、排出油防除体制の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十一条中「政令」を「命令」に改める。

第二十二条の見出しを「(事務の委任等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総理府令で定めるものを府県知事に通知しなければならない。

第二十三条第四項を次のように改める。

4 審議会は、学識経験のある者につき、内閣

総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

第二十四条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、十

万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項の規定による届出をせず、

又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の五の規定による報告をせず、

又は虚偽の報告をした者

第二十七条中「三万円」を「十万円」に改める。

附則第四条及び附則第五条を削る。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第二条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百

三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「規制」を「規制等」に改める。

第二章第二項第二号中「水素イオン濃度」を

「化学的酸素要求量」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 排出水の排出の規制等

第四条の次に次の四條を加える。

(総量削減基本方針)

第四条の二 内閣総理大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域(湖沼及びほとんど陸岸で囲まれている海域に限る。)であり、かつ、第三条第一項又は第三項の排水基準のみによつては公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準(次項において「水質環境基準」という。)の確保が困難であると認められる水域であつて、第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目(以下「指定項目」という。)ごとに政令で定めるもの(以下「指定水域」という。)における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚

濁に關係のある地域として指定水域ごとに政令で定める地域(以下「指定地域」という。))について、指定項目で表示した汚濁負荷量(以下単に「汚濁負荷量」という。)(の総量の削減に關する基本方針(以下「総量削減基本方針」という。))を定めるものとする。

2 総量削減基本方針においては、削減の目標、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に關する基本的な事項を定めるものとする。この場合において、削減の目標に關しては、当該指定水域について、当該指定項目に係る水質環境基準を確保することを目的とし、第一号に掲げる総量が目標年度において第二号に掲げる総量となるように第三号の削減目標量を定めるものとする。

一 当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量

二 前号に掲げる総量につき、政令で定めるところにより、当該指定地域における人口及び産業の動向、汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合における総量

三 当該指定地域において公共用水域に排出される水の汚濁負荷量についての発生源別及び都道府県別の削減目標量(中間目標としての削減目標量を定める場合にあつては、その削減目標量を含む。)

3 内閣総理大臣は、第一項の水域を定める政令又は同項の地域を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、総量削減基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、公害対策会議の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、総量削減基本方針を定め、又は変更したときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。

(総量削減計画)

第四条の三 都道府県知事は、指定地域にあつては、総量削減基本方針に基づき、前条第二項第三号の削減目標量を達成するための計画(以下「総量削減計画」という。))を定めなければならない。

2 総量削減計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

二 前号の削減目標量の達成の方途

三 その他汚濁負荷量の総量の削減に關し必要な事項

3 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の承認をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

5 都道府県知事は、総量削減計画を定めるときは、その内容を公告しなければならない。

6 前三項の規定は、総量削減計画の変更について準用する。

(総量削減計画の達成の推進)

第四条の四 国及び地方公共団体は、総量削減計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(総量規制基準)

第四条の五 都道府県知事は、指定地域にあつては、指定地域内の特定事業場で総理府令で定める規模以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。))から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、総理府令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

2 都道府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む。)

及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、総理府令で定めるところにより、それぞれ前項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。

3 第一項又は前項の総量規制基準は、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第五項第七号中「その他の総理府令で定める事項」を「(指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。)」に改め、同条に次の一号を加える。

八 その他総理府令で定める事項

第六條に次の一項を加える。

2 第四條の二第一項の地域を定める政令の施行の際現に当該地域において特定施設を設置している者(設置の工事をしていない者及び前条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。)であつて排出水を排出するものは、当該政令の施行の日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、排出水の排水系統別の汚染状態及び量を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第七條中「第七号」を「第八号」に改める。

第八條の見出しを「(計画変更命令等)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八條の二 都道府県知事は、第五條又は第七條の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場(工場又は事業場で、当該特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む。)について、当該指定地域内事業場から排出される排出水

の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができ、第十條中「第六條」を「第六條第一項」に改める。

第十一條中「第六條」を「第六條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定地域内事業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者は、第八條の二、第十三條第三項又は第十四條第三項の規定の適用については、当該指定地域内事業場の設置者の地位を承継する。

第十二條の次に次の一条を加える。

(総量規制基準の遵守義務)
第十二條の二 指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない。

第十三條第二項中「前条第二項」を「第十二條第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出水に係る指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 前項の規定は、第二條第二項の施設を定める政令、第四條の二第一項の地域を定める政令又は第四條の五第一項の規模を定める総理府令の改正により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場については、当該工場又は事業場が指定地域内事業場となつた日から六月間は、適用しない。

(指導等)
第十三條の二 都道府県知事は、指定地域内事業場から排出水を排出する者以外の者であつて指定地域において公共用水域に汚水、廃液その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出するものに対し、総量削減計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることができ、第十四條第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、総理府令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。

第十六條第三項中「行ない」を「行い」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 環境庁長官は、指定水域ごとに、当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量をは握するため、測定計画の作成上都道府県知事が準拠すべき事項を指示することができる。

第二十二條第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定地域において事業活動に伴つて公共用水域に汚水、廃液その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出する者(排出水を排出する者を除く。)で政令で定めるものに対し、汚水、廃液等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第二十三條第二項中「及び第十三條第一項」を「第十三條第一項及び第三項並びに第十四條第三項」に改め、同条第三項中「又は第十四條第三項」を「第十一條第三項又は第十四條第三項」に改め、同条第四項中「当該特定施設について」を削り、「又は第十三條第一項」を「第八條の二又は第十三條第一項若しくは第三項」に、「(第八條の規定)」を「第八條又は第八條の二の規定」に、「とる」を「採る」に改める。

第二十八條の見出しを「(事務の委任等)」に改め、同条中「第十六條第一項」を「第四條の三第一項、第四條の五第一項及び第二項並びに第十六條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

第三十條中「又は第十三條第一項」を「第八條の二又は第十三條第一項若しくは第三項」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三十一條第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十二條中「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十三條中「五万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第二十二條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十四條第二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

第三十五條中「又は第十一條第三項」を「第十一條第三項又は第十四條第三項」に、「三十万円」を「十万円」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中瀬戸内海環境保全

臨時措置法附則第四条及び附則第五条を削る改正規定及び第二条中水質汚濁防止法第四条の次に四條を加える改正規定(同法第四条の二第三項及び第四項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正前の瀬戸内海環境保全臨時措置法(以下「臨時措置法」という。)第三条の規定により定められた瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画は、改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「特別措置法」という。)第三条の規定により定められたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に臨時措置法第五条第一項に規定する区域において改正前の水質汚濁防止法(以下「旧水質汚濁防止法」という。)第二条第二項に規定する特定施設を設置している者(設置の工事をしていない者及び臨時措置法第五条第一項の許可を受けた者又は旧水質汚濁防止法第五条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。)であつて旧水質汚濁防止法第二条第三項に規定する排出水を排出するものは、この法律の施行の日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、排出水の排水系統別の汚染状態及び量を府県知事(特別措置法第二十二条第一項の政令で定める市の区域内の特別措置法第五条第一項に規定する特定施設に係る場合にあつては当該市の長とし、改正後の水質汚濁防止法第二十八條第一項の政令で定める市の区域内の同法第二条第二項に規定する特定施設(特別措置法第五条第一項に規定する特定施設を除く。)に係る場合にあつては当該市の長とする。)に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項

の刑を科する。

第四条 この法律の施行前にした行為及び臨時措置法第十一条又は旧水質汚濁防止法第八条若しくは第十三条第一項の規定による命令に関しこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(環境庁設置法の一部改正)

第五条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号の二中「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を「瀬戸内海環境保全特別措置法」に改める。

第十一条第一項の表瀬戸内海環境保全審議会の項中「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を「瀬戸内海環境保全特別措置法」に、「行なう」を「行う」に改める。

理由

瀬戸内海の環境保全対策を一層推進するため、現行の特別措置を引き続き講ずるほか、新たに富栄養化による被害の発生を防止、自然海岸の保全等に関し所要の特別措置を講ずることとするともに、瀬戸内海等の広域の公共用水域における水質の汚濁の防止を図るため、当該水域に係る汚濁負荷量の総量を削減するために必要な総量削減計画、総量規制基準等に関する規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。